

第1日目（9月1日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成27年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から午後欠席、大和市民センター長から病気療養のため今定例会欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議席番号5番・勝又貞夫君及び議席番号6番・佐藤剛君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る8月21日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日9月1日から9月18日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月1日から9月18日までの18日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。9月定例会開始早々の貴重な時間をお借りしまして大変申しわけありません。先般、配付をさせていただきました議案及び資料につきまして一部誤りがありましたので、議席のほうに配付をさせていただいておりますが、おわびを申し上げ、2件ほど差しかえをお願いするものでございます。

1件目は第89号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）でございます。数字の訂正はございませんが、字句の不足、不整合等がございまして、丸正によりまして全差しかえをお願いするものでございます。

2件目は歳入歳出決算資料（主要な施策の成果と概要）につきまして、87、88ページ、国民健康保険特別会計の2、保険税の状況の表内の数値に誤りがありましたので、丸正のページと差しかえをお願いするものでございます。

たびたびの不手際で本当に申しわけなくおわびを申し上げる次第でございます。今後はこういうことのないように、今まで以上に緊張感を持って業務に専念いたす所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。平成27年9月定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げますところであります。

ここで、6月議会定例会以降の経過等についてご報告申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

保健関係につきましては、住民健診の受診環境の改善と効率化のため、六日町地域の会場を市民会館に統合するとともに、大和地域の乳がん検診及び子宮頸がん検診を住民健診とは別の日に設定いたしました。開始から4か月を経過いたしました。順調に推移しております。引き続き、受診環境の改善と内容の充実に努めてまいりたいと思います。

国民健康保険事業につきましては、6月議会定例会の所信表明で説明申し上げましたとおり、非常に厳しい財政状況の中、保険税率を据え置いて運営しております。税額の本算定による減額、前年度繰越額の確定等、当初予算の一部修正が必要となりました。今定例会に補正予算を計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

子育て支援関係につきましては、保育所緊急整備事業で整備を進めてまいりました、私立わかば保育園の六分区新園舎の新築工事が6月に竣工し、8月1日に開園したところであります。私立野の百合保育園の改築工事は、平成28年度から定員を増やして再開すべく順調に進捗しております。

また、6月に認可されました社会福祉法人長慶福祉会が坂戸地内で進めております定員60人の認可保育所新築工事につきましては、来年4月の開園に向けて7月に発注されたところであります。今後とも、公立保育園とあわせた保育事業の充実のため、適正な支援を行ってまいります。

学童保育施設につきましては、7月に浦佐小学校の大空クラブと北辰小学校の北辰クラブの新築工事を、8月には大崎小学校の大崎クラブ増築工事を発注したところであり、それぞれ12月からの新施設使用に向けて着実に工事を進めてまいります。

次に、教育・文化についてであります。

平成30年4月に開校いたします八海中学校の建設工事につきましては、7月3日に開催されました市議会臨時会において、契約についての議決をいただき、工事を開始いたしました。平成27、28年度の2年間で増築部分の建築を行い、平成29年度に既存校舎の改修を実施する計画としております。野球場及びテニスコートの整備につきましては、農用地区域からの除外申請手続きを開始いたしました。平成28年度の秋期に造成工事を開始し、平成29年度に整備を行う計画としております。なお昨日、八海中学校の建設工事につきましては、安全祈願祭を挙げていただいたところであります。野球場、テニスコートの用地でありますけれども、いろいろ用地関係者の皆さん方からもご協力をいただき、全員の方から売却をするということでご同意をいただきました。この場を借りまして心から御礼を申し上げますと

ころであります。

昨年の6月1日に開館いたしました南魚沼市図書館につきましては、ことしの6月15日に入館者数が30万人となりました。今後とも「市民と一緒に作る日本一の図書館」を目指し、運営してまいります。

6月21日にベーマガSTADIAMで開催いたしました市内初のNPB公式戦イースタンリーグ「西武対巨人」戦の入場者は、1,412人でありました。雨模様の天候でしたが、プロ野球選手の高い技術力をご堪能いただけたものと思います。

第11回ナイトウォークにつきましては、今年度から浦佐地区を会場にコースを変更し、8月1日に開催いたしました。参加いただきました592人からは、真夏の浦佐の夜景を満喫していただけたものと思っております。

昭和58年に供用開始いたしました南魚沼市大和B&G海洋センターのプールにつきましては、設置後30年以上を経る中で経年劣化が進み、維持が困難となりました。公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団と廃止についての協議を進めてまいりましたが、このたび取り壊すことで協議が整いました。跡地につきましては、周辺で不足しております駐車場を整備する方向で、今定例会に補正予算を計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

予防医療や医療施設の充実、スポーツ施設の整備等の条件が整いつつある南魚沼市におきまして、市民が生涯にわたって健康でいきいきと生活できる環境や健康寿命の延伸などをさらに進めるため、「南魚沼市スポーツ健康都市宣言」を10月1日に行いたく、準備を進めております。

次に、環境共生についてであります。

新ごみ処理施設建設に向けて市民の皆様のさまざまな考えを伺うため、南魚沼市、魚沼市、湯沢町在住の住民を中心に11人の委員を委嘱し、新ごみ処理施設検討委員会を発足いたしました。これまでに2回の委員会を開催し、施設建設用地の選定に当たって公募とすることの是非、あるいは公募をする場合の条件等についてご審議いただきました。

なお、10月1日の市報に公募ということで市民の皆さん方に一応お知らせを申し上げるところであります。

有害鳥獣関係につきましては、昨年はツキノワグマが大量出没し、人身事故も発生してしまいました。今年度は、今のところ数件の目撃情報にとどまっております。ニホンザルにつきましては、寄せられた出没報告が7月末現在で10件となっております。昨年と比べ減少しております。今後、秋の農作物の収穫期を迎え、クマ、サルとも里山への出没が多くなることが予想されますので、引き続き鳥獣被害対策実施隊を中心に、各地域に設立しております35の猿追い払い組織からの協力を得ながら必要な対策を実施してまいります。サル被害防止に効果を発揮しております電気柵については、今年度も設置箇所の拡大に努めております。また、今までに設置いたしました7集落——箇所では9か所あります——に加え、今年度はさらに8集落で設置を完了いたしました。静岡県西伊豆町での電気柵による悲惨な感電死

亡事故を踏まえまして、市内設置箇所のパトロールを実施いたしました。今回のパトロールでは、不適切な設置箇所は見つかりませんでしたが、これからも正しい機器等の設置あるいは取り扱い方法等の周知徹底、指導に万全を期してまいります。

昨年夏に突然、市内でも大発生いたしましたマイマイガにつきましては、二、三年は大量発生が続くものと予想し、昨年秋以降、公共施設等での卵塊除去作業を実施するとともに、市民の皆様からも卵塊の除去を行っていただきました。また、春先の孵化時期には、市から薬剤を配布し、多くの行政区で幼虫の駆除に取り組んでいただきました。これらの成果もありまして大量発生の報告は今のところございません。安堵しているところであります。市民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

交通安全対策につきましては、残念ながら、8月23日午後余川地内で交通死亡事故が発生してしまいました。昨年1年間の死亡者数は2人でしたが、本年、市内で4人となってしまったところであります。亡くなられた方には心よりご冥福をお祈り申し上げます。市内の交通事故発生件数自体は、本年も引き続き減少しておりますが、高齢者の運転による事故発生の割合が高くなってきております。その対策として、今年度から拡充した高齢者の免許証自主返納支援制度の利用申込人数が7月末現在で39人に達しました。当初予算で予測しました年間60人を大幅に上回る見込みとなっておりますことから、今定例会に補正予算を計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に都市基盤についてであります。

市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業につきましては、12億4,080万円——国費で7億6,968万円の配分がありました。7月末現在、除雪費を除いた発注率は43.3%であります。なお、平成26年度の繰越予算を加えての発注率は、44.9%であります。平成26年度の繰越予算とともに、年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道17号六日町バイパス事業が小栗山地区——これは県道平石西ノ裏線から市道杉ノ島線であります、これでこの間を今年度内に延長0.7キロメートル区間の開通を目指して工事が進められております。10月うちにこの工事は全部完了する予定であります。また、国道17号浦佐バイパス事業、国道253号の八箇峠道路事業をはじめとして、国道17号の石打自転車歩行者道整備事業、五十嵐入口交差点改良事業、六日町電線共同溝整備事業これらが進められております。

湯沢砂防事務所によります直轄砂防事業につきましては、水無川水系——これは大倉地内であります——の砂防堰堤群事業、三国川水系——小川・土沢・蛭窪地内——の土砂災害対策事業、高棚川水系——長崎であります——の砂防堰堤群事業、それから登川水系——これは長崎地内となっております——の床固工群事業これらが進められております。

県の道路整備事業につきましては、国道353号——上野地内ですが、スノーシェルター整備事業、県道塩沢停車場八竜新田線——大里地内、それから県道余川塩沢停車場線——小栗山地内の歩道整備事業が進められ、また、河川事業につきましては、十二沢川床上浸水対策特別緊急事業、城ノ入川広域基幹河川改修事業などが進められております。

今後、市民生活の安全・安心をさらに向上させるために、新規事業の採択や継続事業の整備促進を、国・県に強く働きかけてまいりたいと思っております。

住宅リフォーム事業につきましては、申請受付件数 661 件、補助予定金額 5,109 万円、申請工事の総事業費は 6 億 4,295 万円でありまして、経済波及効果として 12.5 倍と評価しております。なお、7 月末現在での実績報告兼補助金請求件数は 354 件、支払済補助金額は 2,624 万円となっております。このうち、ディスプレイ設置工事を含む申請件数は 4 件でありました。

水道事業につきましては、畔地浄水場をはじめとする水道施設の今後のあり方などを総合的に検討し、施設の長寿命化や中長期的なコスト管理を含めた基本的な運営方針の策定に取り組んでおります。

また、上下水道料金徴収事務の民間委託につきましては、「南魚沼市上下水道料金センター」として塩沢庁舎を改修し、8 月 1 日から業務を開始いたしました。これによりまして、利用者へのサービス向上と経費の削減に努めてまいります。

下水道事業につきましては、管渠工事は順調に進捗しており、予定どおり今年度中に面整備は完了する見込みとなっております。また、今年度から大和クリーンセンターの長寿命化計画に基づきます改修工事を予定しており、今定例会に関連する議案を提案いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、産業振興についてであります。

稲作の生育状況につきましては、7 月初旬ごろには、指標値に比べ草丈が「短」、茎数は「多」、葉色は「やや濃」の傾向でありました。その後は、草丈は「並」、茎数は「多」、葉色は「並」となりまして、出穂期は平年より 2 日程度早まっております。今後の気象予報では、気温が高い確率が 50%となっており、近年の高温傾向を考えますと十分注意していく必要があります。

なお、先般の台風 15 号の襲来によりまして、若干の白穂被害が市内にも発生しております。ただ、ごく限られた面積でありますし、そのほかにもハウスとか若干の被害があったようですが、そう大きな被害は被っておりません。

八色スイカにつきましては、好天に恵まれて順調な生育が続きまして、病害の発生が非常に少なかったため、計画以上の出荷を見込んでおります。市場価格も良好で、今後も持ち合いから若干上げの見込みであると伺っておりますが、先般、8 月 25 日で一応出荷を全て完了したということでありまして、その後報告によりまして、悲願でありました売上高 5 億円を達成できたということでもあります。お喜びを申し上げたいと思っております。

農地中間管理機構を活用しました農地集積につきましては、6 月 26 日付で、43 件 45.2 ヘクタールの農用地利用配分計画が認可になっております。今後も人・農地プランと連携し、プランの定期的な見直しを継続的に行い、地域の担い手への効率的な集積が図られるよう取り組んでまいります。

今年度から法制化されました「多面的機能支払」制度につきましては、地域関係者からの

協力によりまして市内農振農用地の約94%を交付対象面積として取り組みをしていただくこととなりました。昨年度より2ポイント上昇したところであります。

観光振興につきましては、昨年度まで行っておりました「新米キャンペーン」を、新たな食による発信と地域でのキャンペーンに衣がえし、「南魚沼、本気丼」——まじどんと読むのだそうですが——を7月14日から10月31日まで開催しております。58店舗が参加し、大盛りメニューを提供してもらうことで、地域で統一感を持ったキャンペーンとして、南魚沼産コシヒカリをはじめとした食による地域の魅力を発信しております。

もうひとつの食によるまちおこし「南魚沼きりざいDE愛隊」は、10月3日・4日に開催されます「B-1グランプリ in 十和田大会」に出展することが決定いたしました。今後も県内外のイベントで、ご当地グルメ「南魚沼きりざい丼」を通じた南魚沼市のPRを実施してまいります。

商工振興につきましては、産業競争力強化法に基づいて策定いたしました「創業支援事業計画」が5月に経済産業省から認定をいただきました。これは市内におけます創業の促進と育成を目的としており、地域の産学官が連携して市内での起業・創業を支援するものであります。9月から市内の各商工会を会場に、創業支援セミナーを開催いたします。これを受講し、市から修了の証明を得た創業者は、創業関連保証枠の拡大や株式会社設立の際の登録免許税の減免、市の創業支援補助金の申請等ができるようになります。各金融機関あるいは商工会と連携しながら、創業希望者の発掘と創業者育成に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

市政懇談会につきましては、4月20日から7月7日までの約2か月半にわたり、16会場で開催し、合計464人から参加をいただきました。開催に当たりご協力をいただきました行政区長、地域の役員の皆様には、心より感謝申し上げます。今年度は、新たに導入されます「マイナンバー制度について」を主要なテーマといたしまして、事業内容及び今後の進め方などを紹介いたしました。なお、会場でいただきましたご意見の一部を、市報9月1日号に掲載しておりますのでごらんをいただきたいと思います。昨年度より若干ですが、出席者数が増えたというところであります。

次期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進会議をそれぞれ開催し、委員の皆様からのご提案を反映させながら、現在パブリックコメントを実施しているところであります。総合計画は12月に、総合戦略は10月に策定の予定で、人口減少問題の重点施策を明確にしながら検討を進め、子育て環境の充実に加え、若者の移住・定住を促進する施策を充実してまいります。

特に、「南魚沼版CCRC」の整備を地方創生の基軸事業と位置づけ、推進協議会を組織いたしました。内閣府の「日本版CCRC構想」有識者会議の検討状況や諸政策の整備状況を見据えながら、比類なき地域資源であります国際大学を中心に、地域全体で連携しながら実現を目指してまいります。

また、若手職員によります人口減少問題プロジェクトチームを引き続き設置するとともに、若者によるまちづくりも進めております。

回を重ねるごとに充実し、拡大しております「南魚沼グルメマラソン」につきましては、第6回大会が6月14日に開催され、今年度も参加人数の最多記録を更新いたしました。地域の皆様の結束と熱意で、まさに「スポーツ・ツーリズム」を象徴するイベントとして定着してまいりました。今後も、四季を通じた誘客に向け、昨年度からのサイクルフェスタなどもあわせて、地域の情報発信と観光交流の活性化を図り、移住・定住につなげてまいります。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、消防本部及び大和分署の基地局を整備し、デジタル無線の試験運用が可能となりました。大峰山基地局は、9月中旬の完成を目指して順調に進捗しております。また、市内16か所の無線サイレン設備は、全てがデジタル化となったところであります。

消防団員の安全装備の充実強化を進めるため、2か年で救命胴衣1,000着を配備する計画であります。今年度は800着を配備いたします。また、消防団女性部は団員数の増加が評価され、7月15日に総務大臣から感謝状を拝受いたしました。今後も、防火活動あるいは応急手当普及活動などに積極的に取り組んでまいります。

なお先般、神戸市のほうで開催されました消防救助の技術大会で引き上げ救助チームが全国22団体出場中5位入賞という快挙を成し遂げましたので、ご報告を申し上げておきます。次に、平成26年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計につきましては、繰越明許費等翌年度への繰越額を含んだ形式収支が11億2,143万円となり、繰り越すべき財源3億7,984万円を除いた実質収支額は、7億4,159万円となりました。前年度の実質収支額9億6,173万円との比較による単年度収支は、2億2,014万円の減額となったところであります。

平成26年度は市制施行10年の節目の年でありまして、各種の記念事業に取り組み、市民の一体感の醸成を図ることができました。これらの事業に7,873万円を執行いたしました。大型事業では、大原運動公園整備が終了いたしました。また、継続事業の新市立病院整備に19億7,691万円、新規継続事業の魚沼荘改築に4億7,303万円を執行したところであります。道路除排雪の関係では、12月からの大雪のため機械除雪費は12億586万円、消雪パイプ電気料等は1億7,970万円と、前年度と比較して3億4,778万円の大幅な増額となりました。

全体としては、当初予算からの市税及び地方交付税の伸び等により、当初予定しておりました財政調整基金からの繰入金5億8,000万円の全額を繰り入れせず、基金に1億円を積み増しすることができました。

水道事業会計の決算につきましては、収益的収支——これは税抜きであります——では、料金収入や一般会計補助金で大きな減額となったものの、収入21億6,984万円に対し支出20億6,302万円となりまして、差し引き1億681万円の純利益となりました。

資本的収支の建設改良事業では配水池の更新や管理の耐震化、緊急水源整備などを行いまして、災害時においても安定した給水の確保を図りました。資本的収支——これは税込みに

なります——では8億7,871万円の収入不足を生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支では、総収益36億7,350万円、総費用43億5,475万円で、差し引き6億8,125万円の純損失が生じることとなりました。これは平成26年度から会計基準が変更されたことによるものでありまして、減価償却費では過去に受けた補助金部分も含め減価償却をすることとなったところでありまして、費用計上が増大したということが大きな要因であります。これに加えまして、新たに当期以前に起因する賞与引当金、退職給付引当金及び貸倒引当金も費用計上することとなりました。これらの費用はいずれも現金支出を伴わない費用であります。

資本的収支では、4,814万円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で補填をしたところであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成26年度決算に係る健全化判断比率及び各事業会計におけます資金不足比率につきましては、今定例会で報告をいたしますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率——これは平成24年度からの3か年分であります——は16.3%と昨年度から0.6ポイントの減少となり、平成26年度の単年度で見ますと、15.7%で1.08ポイントの大幅な減少となったところであります。将来負担比率につきましては、155.0%と昨年度から1.1ポイント増加いたしました。実質公債費比率とともに早期健全化基準以下となっております。水道事業会計及び病院事業会計につきましては、昨年度に引き続き資金不足はありませんでした。

今定例会に、一般会計補正予算(第3号)を専決処分いたしましたのでご報告申し上げます。歳出で市立六日町病院事業の医薬材料費について、当初予算から大幅な増となり、7,300万円を増額するものであります。あわせて、医業システムの県から市への設定がえにかかる費用及び閉院後の清算処理のためシステム運用を2か月延長する経費に1,100万円を計上し、合計で8,400万円といたしました。歳入は財政調整基金繰入金を増額で調整し、歳入歳出の総額をそれぞれ346億8,075万2,000円といたしましたところであります。

次に、一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ7億6,779万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を354億4,854万3,000円としたいものであります。

主な内容といたしまして、歳出では高速インターネット運営事業費としてメディカルタウン関連で回線の需要が見込まれることから光ファイバー増設に2,721万円を計上いたしました。移住・定住促進事業費では南魚沼版C C R Cのニーズ調査及びプログラム研究開発費に2,303万円を追加いたしました。保育園等施設整備事業費では、蕨神保育園の二、三歳児の定員を増員するための増築工事及び八幡保育園改築事業の前倒し実施によります実施設計費として3,801万円を計上させていただきました。病院事業対策費としてゆきぐに大和病院関連では、旧八色園棟取り壊し及び土壌汚染調査委託等を、そして市民病院関連では、開院準備経費として患者データ移行及び移設機器点検委託の増額、企業債の見直しによります出資

金の増額によりまして2億1,106万円を計上いたしました。市立六日町病院事業費では、職員手当の増額及びマイネット接続関連業務等に2,511万円を追加いたしました。商工振興補助事業費では、民間事業者によります地域経済循環創造事業補助金の交付申請がありましたので、国の交付決定に対応するため5,000万円を計上いたしました。なお、この部分につきましては、後ほど予算の中で申し上げますが、国のほうでは不採択という方向になったようでありま。道路橋りょう維持補修事業費では、除雪路線等の破損によります舗装修繕に2,370万円を、機械除雪費に例年の実績を考慮して2億円を計上いたしました。また、平成25年度から老朽化により使用しておりませんB&Gプールにつきましては、先ほど申し上げましたように財団から許可がおりましたので、解体と跡地の舗装工事費として2,050万円を計上させていただきました。

歳入では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について、大和スマートインター事業費及び移住・定住促進事業費等の財源として3,703万円を、保育所等整備交付金につきましては、民間保育園建設補助金の補助率のかさ上げによりまして2,699万円を増額したところでありま。城内診療所及び下水道特別会計等の前年度繰越金を特別会計繰入金として合計で8,947万円計上いたしました。また、前年度繰越金が7億4,159万円で確定したことによりまして現予算額2億1,189万円との差額5億2,970万円を計上いたしました。市債につきましては、保育園整備事業関係及び病院事業への出資金のうち合併特例債対象分として1億1,590万円を計上いたしました。収支差額につきましては、財政調整基金からの繰入金を8,400万円減額し、6億4,000万円として調整をしたところでありま。

地方創生が叫ばれる中、人口減少の克服や地域経済の活性化に積極的に取り組むとともに、地方への移住促進、定住に不可欠な雇用の場の確保を充実させる必要があると考えておりま。特に、人口流出の大きな要因は雇用でありま。高校卒業生の半数以上が首都圏の大学や専門学校に進学する中、その人たちが故郷に帰ったときに満足できる雇用の場を確保することが喫緊の課題だと思っております。

医療再編の核となります魚沼基幹病院は、春先に開院いたしました。病院周辺に医療・福祉・健康などの関連産業を集積するメディカルタウン構想と南魚沼版C C R Cの実現に向け、引き続き議員各位のご支援ご指導を心からお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

なお、本定例会に提出いたしました議案全体数で32件、うち条例8件、予算8件、その他16件でありま。皆様方から特段のご審議を賜りますようお願い申し上げ、所信表明を終わらせていただきます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第5号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・黒滝松男君の報告を求めま。

議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 おはようございま。それでは6月定例会におきまして、本委員会に付託された継続調査の事件につきまして、次のとおり議会運営委員会を開催し調査検討

を行いましたので報告いたします。

第1回目でございます。調査事項につきましては、1番目として平成27年第1回南魚沼市議会臨時会の運営についてであります。(1)として付議事件の概要について、(2)番、会期及び議事日程について、2番としてその他でございます。

調査の状況でございますが、期日が平成27年6月25日木曜日、委員の出席状況は8名全員でございます。なお、正副議長からも出席をいただきました。調査の内容につきましては、執行部の出席を求め、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査などを行いました。

続きまして第2回目でございます。調査事項は1番目として、平成27年第1回南魚沼市議会臨時会の運営についてであります。(1)番として付議事件の概要について、(2)番として会期及び議事日程についてであります。大きな2番としてその他。

調査の状況につきましては、期日が平成27年6月26日金曜日、委員の出席につきましては8名全員から出席をしていただきました。正副議長からも出席をしております。

裏面に移りますけれども、調査の内容、執行部の出席を求めまして、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査などを行いました。

続きまして第3回目、調査事項につきましては、1番目として平成27年9月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。(1)番の付議事件の概要から6番目の発議・意見書の取り扱いについて調査をいたしました。

大きな2番目として、閉会中の議会運営委員会の開催について、3番目としてその他でございます。調査の状況につきましては、期日が平成27年8月21日金曜日、委員の出席につきましては、8名全員から出席をしております。正副議長からも出席をしております。

調査の内容につきましては、執行部の出席を求めまして、9月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。説明は以上でございます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・佐藤 剛君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会の閉会中の事務調査について報告をいたします。調査事項につきましては、記載のとおり①の特認校、柗窪小学校の状況についてから④平成26年度税収の状況についてまでの4点を調査しました。調査の期日は平成27年7月14日、委員8名全員出席で行いました。議長からも出席をいただきました。調査には教育長ほか、記載の関係する執行部の皆さんに出席をお願いいたしました。

た。

では、個別に内容の報告に移らせていただきますが、今回は管外調査報告もありますので、詳細は報告文及び資料を見ていただくことにいたしまして、できるだけ簡潔にしたいと思いますが、若干お時間をいただきます。

1 番目に特認校（栃窪小学校）の状況についてであります。調査の目的は記載のとおりでありますので、後ほどごらんください。栃窪小学校は平成 20 年度から特認校制度を実施していますが、ご存じのように市内在住、特認校の教育計画に沿った学校生活ができて、1 年以上通年通学するという条件を満たす場合に、市内のいずれの小学校からも就学が可能です。

通学は保護者の責任で送迎しておりますが、朝は思川から早稲田館まで塩沢中学校のスクールバスを利用しています。帰りは保護者が栃窪集落センターに夕方迎えにきますけれども、その間は放課後子ども自然教室事業で地域の皆さんからの協力で、集落センターでの学習や外での活動等をしております。

また、現地調査では、栃窪小学校の校長先生から複式 3 学級を維持する児童の確保の難しさや、コンパクトなつくりの教室で最大 6 人ぐらいが適正であり、特別支援学級を設置するスペースがなく、そういう希望では入りづらい面がある。また、雪の関係で特認校の条件である送迎の部分が保護者のネックになっているという説明がありました。詳細は 4 ページ、5 ページの本文、質疑応答、そしてまた資料であります 9 ページ、10 ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、大原運動公園及びその周辺区域の活用と今後の整備計画についてであります。調査目的は記載のとおりですので、後ほどごらんください。大原運動公園は第 1 期工事では野球場、多目的グラウンド、調整池等が終わりまして、第 2 次工事では屋根つきグラウンド、駐車場の増設、展望広場、ランニングコースなどを計画していましたが、その後の状況の変化もありまして、昨年 4 月以降、県とモンスターパイプ設置の話とピットイントランポリン型の室内体育館の設置の話などの協議を続けているということでありました。

県ではモンスターパイプ等の設置に向けて現在調査中であります。昨年、札幌に世界基準のモンスターパイプができましたが、本市としては、東京近郊からの利便性そしてまた競技人口等から、平昌オリンピックの前までにぜひ世界基準のパイプをつくってもらいたいという点、また、大原運動公園に年間を通して練習できる室内のトランポリン施設を望んでいる点、また、旧筑波大学用地の今後の対応、あわせて現在多目的グラウンドの下のほうに杉林がありますけれども、それを買収できれば不足している駐車場として最適だということもありまして、2 期工事についてこの辺もあわせて早急に県の動向を踏まえて検討を進めていきたいと考えているということでありました。

なお、質疑の中にありますが、モンスターパイプについては、県が調査を始めたのは南魚沼市に設置を前提の調査ではなくて、どこのということではなく、つくること自体の是非、そしてまた管理とか雪質、安全性、維持費、客の状況などがどうかという部分を調査してい

るのだと思われるというお話でありました。詳細は4ページ、5ページの本文、質疑、そしてまた11ページの資料を参考にさせていただきたいと思います。

3番目に、公共施設の利用状況（予約の現状と今後の考え方に）ついてであります。公共施設の利用の現状を把握しながら、限られた公共施設の予約を含め、効率的な今後の利活用の調査をすることを目的といたしました。体育施設の利用者数は、表にもありますように平成26年度は49万人余りで前年度より1万6,000人ほど増になっておりますが、体育施設の予約方式は今、統一ができておりません。大和地域は観光協会での管理方式、六日町地域では合宿組合の管理方式、塩沢地域では抽選方式となっておりまして、今後、市内統一した方式で進めていきたいという考えを持っているようであります。

また、施設の空き具合の確認やインターネットでの申し込みができる体制をとという声もあるようでありまして、この点につきましては、従来のインターネット予約システムでは事業費がかかってなかなか進まなかったようであります。けれども、10月から稼働します県スポーツ公園の施設予約サービスはインターネットでの予約ができますし、結果も見ることができるシステムだということでありまして、新聞報道では初期導入コストが30万円ぐらい、そしてまたランニングコストも月3万円ぐらいで導入が可能だという報道もありました。これらを参考に今後システムの検討を重ねて、不便な部分を早急に解消していきたいということであります。詳細は5ページ、7ページ、そしてまた利活用の資料等は12から14ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、平成26年度税収の状況でありますけれども、平成26年度の会計閉鎖を過ぎた中で、市の税収の状況及び収納、滞納の対応について調査をいたしました。後ほど資料を見ていただくとお気づきになると思いますが、個人市民税の調定額、収入額が減になっています。このこと主な要因は、普通徴収から特別徴収に2,800人が移りまして、特別徴収の4月、5月分として平成26年度の収入になったことによるものだということであります。

法人市民税は飲・食料品及び機械器具の製造業、そして建設関係の一部企業の法人税割額が大きく増加し、前年度と比較しまして調定額で10.3%の増になっているなどの説明がありましたが、ほかの収入等につきましては資料のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

また、市税の現年課税分の収納率は全体で、表でありますと98.0%でありますけれども、細かく表示いたしますと98.05%だそうでありまして、合併以来の最高の収納率になったようであります。そしてもう1点、新潟県の地方税徴収機構につきましては、市町村の強い要望がありまして平成29年度まで継続することになりました。しかし、それ以後の平成30年以後は、県は同様の形態での支援は行わないという基本方針でありますので、市町村としてはその後も県から何らかの支援を望み、協議を始めるということでありました。

その他、コンビニ収納の実績も含め、詳細は7ページ、8ページの質疑応答、そしてまた15、16ページ記載の資料を後ほどごらんいただきたいと思います。以上で事務調査の報告とさせていただきます。

続きまして、管外調査も行いましたので、ごく簡単に説明をさせていただきたいと思えます。調査期日は平成27年7月28日から30日の3日間で行いました。調査先等は記載のとおり、神奈川県横須賀市消防局ほか3か所で調査、研修をさせていただきました。参加者は委員8名全員と議長からも同行をいただきました。執行部から消防長そして事務局から事務局長、議事係長から同行していただきました。

管外調査につきましては、これを全部読めば管外調査に行ったかというほど詳細に調査の内容、質疑、資料等を記載しましたので、細かな部分は配付物をごらんいただきたいと思ひまして、概要のみとさせていただきます。

まず、神奈川県横須賀市の消防局では、傷病者の映像伝達機能を導入した緊急医療支援システムを研修いたしました。このシステムは救急車にカメラを設置して傷病者の症状を医療機関とリアルタイムに共有しながら、従来の電話による伝達に加えて映像伝送も行うことで、情報伝達時間の短縮と医師に対して信頼性の高い傷病情報の伝達、傷病者の重症度、緊急度に合わせたトリアージが可能になり、医療機関の受け入れ準備が速やかに行われるなど、質の高い効果的な救急業務の遂行につながっているようでありました。

南魚沼市も救急医療体制につきましては、基幹病院も開院しましたが、面積的に広範囲で山間部が多い中で救急搬送時間の短縮も課題になっていることから、この新しいシステムは救急医療体制の参考になりました。質疑につきましては、導入コスト等ありますので、記載の部分をごらんいただきたいと思ひます。

次に東京都日野市の発達・教育支援センターでの、子どもの総合教育支援を行う発達・教育センター「エール」についてであります。日野市の発達・教育支援センター「エール」は、ゼロから18歳までの発達面、教育面の総合的な支援をする施設でありまして、福祉と教育の垣根を越えた支援を行っていくという趣旨で、昨年4月に開設になりました。この施設の中では市長部局の健康福祉部発達支援課と教育委員会の教育支援課が同じフロアで業務を行っていました。相談は1本の電話に一本化しまして、ゼロから18歳までの発達のことにかわらわず、学校生活、いじめ、不登校の問題も含めてエールの相談窓口で電話をかけてもらって発達面の相談を受けながら、不登校、いじめの問題が大きくなった際には教育相談に移るというような形で、連携をとった仕組みが確立されているようでありました。

特別支援教育につきましては、日野市では通常の学級での取り組みを中心にして行ひまして、全ての子どもにとってよい環境や授業、指導のあり方ということで、「ひのスタンダード」という冊子にまとめまして、全教員の通常学級での特別支援教育の基礎として進めておりました。また、特別支援を必要とする子どもたちの各個別の支援計画である「かしのきシート」を作成しながら、ゼロから18歳までの切れ目のない一貫した支援を実施してました。

質疑の中にもありますけれども、ちょっと資料を添付しませんでしたのでここでちょっと補足説明を加えます。質疑の中に、専門職による支援が有料であることの考えは、ということが出ていますけれども、これは資料を添付しませんでしたのでわかりづらいと思ひます。児童福

祉法の中の事業で、全国統一で保護者負担が決まっている部分がありますけれども、それ以外の個別専門指導や、個別に児童または保護者を対象としたトレーニング等を行っています。それらについては自発的にやるという意識づけも含めまして有料にしているということでありました。その他、本文そしてまた質疑応答、参考資料をごらんいただきたいと思います。

次に埼玉県三芳町の、評価の実施と点数化による新たな行政評価制度についてであります。三芳町の行政評価の目的は、効率的で質の高い行政運営の推進、そしてまた行政の説明責任の遂行と透明性の向上、住民視点による成果重視の行政運営の3つでありました。その特徴は予算、決算と行政評価制度との連動、点数化による事務事業の評価、外部評価委員会による外部評価の3つでありました。

行政評価には目標設定が重要でありますけれども、目標の妥当性をまず外部評価委員会が事業の整合性、客観性、わかりやすさを住民視点から判断を行いまして、妥当性が適当でない場合は担当課に差し戻すと。そしてまた再度目標設定を行うということをやっているようであります。内部調査、外部調査は点数化によりまして評価いたしますけれども、外部調査は大学の経営学の教授とか自治体政策の専門家の学識経験者3名、公募者3名による構成のようでありました。点数化による事業が基準に達しない場合は、事業改善検討委員会の対象になりまして、廃止、縮小、拡充などを決められ、その結果を受け町長が最終的な方向を決め予算に反映しています。また、課長マニフェストを作成しまして、担当課の目標、成果を公表する制度は、ここには詳細を書きませんでしたが大変興味深い取り組みでありました。

最後に埼玉県秩父市の、ちちぶ定住自立圏のこれまでの取り組みと今後の構想についてであります。南魚沼市も定住自立圏の取り組みを始めましたが、秩父市は平成20年10月に総務省から定住自立圏の先行実施団体として全国20市が選定されまして、平成21年3月に中心市宣言、そして平成22年3月に隣接の5市町でちちぶ定住自立圏を構成いたしました。既に第2次共生ビジョンに入った先進地でありまして、秩父市の取り組みの進め方、成果、反省点など、これから南魚沼市が共生ビジョンを作成するに参考になることが多くありました。そしてまた具体的には取り組みとして医療分野の取り組み、そしてまた観光分野の取り組み、産業振興の取り組み等、非常に参考になる研修でありました。以上で、ちょっと長くなりましたけれども管外の調査報告とさせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・小澤 実君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会の閉会中の調査事件について

て報告いたします。調査の状況でございますが、平成 27 年 7 月 16 日、委員 8 名全員出席で行われました。議長は公務のため欠席でありました。調査の内容といたしまして、執行部の出席を求め現地及び事務調査を行いました。

なお、調査事件 1、林業の現状については南魚沼市森林組合へ、それから調査事件 3、塩沢の織物については女子力観光プロモーションチーム、塩沢織物工業協同組合及びやまだ織株式会社より、参考人出席を求め説明を受けました。

まず調査事項 1 の林業の現状についてであります。目的として現状の把握をするために舞子地内で現地調査をし、なおかつ森林組合事務所にて事務調査を行いました。現在、全国の森林組合の 4 割が赤字決算である中、当南魚沼市森林組合では平成 24 年度に 1 回赤字決算がありましたが、それ以外はずっと黒字決算であるということ。今、組合員数が 2,946 名ということで、若手職員それから若手の技術職員の頑張りで、何とか無借金経営であるということを経営者が述べられておりました。ただ、なかなか将来の予測がしにくいとも組合長から伺いました。

また、農林課長より民有林が市の面積の 42.6%で、国有林を合わせると市の 76%が森林面積である。また、樹齢が 55 年以上の 11 齢級が 74%と、非常に手をかけなければよい材にはもうならないという状況であるというふうに伺いました。市としては多面的機能の向上等資源の循環化を目指し、林業振興を進める方向であるという話を聞きました。南魚沼の木で家づくり事業は好評で、平成 27 年度分では 7 月現在で 9 棟が申請があり、今 9 月定例会にまた補正が出ているということで、非常に好評であると聞いております。Q&Aについては 3、4 ページ、また添付資料については 12 から 13、それから 16 から 19 ページを参照願いたいと思います。

続きまして調査項目 2 の冬季以外の観光についてであります。夏場の観光の実態調査と振興策を協議いたしました。商工観光課長より、震災時の平成 23 年時では当南魚沼市に 40 万人程度の観光客でありましたが、平成 24 年の道の駅のオープンで 67 万人となり、また、平成 26 年には魚沼の里がオープンして、初めて 100 万人を突破しているという状況であります。また、本年はほかのイベントに加え南魚沼本気井、それからグリーン・ツーリズム等々でその数もまた増えているというふうに説明を受けました。

それから今、グリーン・ツーリズム協議会につきましては、平成 24 年から南魚沼市観光協会へ事務局を移している。友好都市の深谷市、さいたま市、本年よりまた坂戸市の全小中学校にグリーン・ツーリズムのチラシを配布して、入り込み増を目指しているというそういった説明でありました。このことについての Q&A は 5、6 ページ、それから添付資料については 14 から 17 ページということでございます。

それから続きまして調査項目 3、塩沢の織物について、女子力観光プロモーションチームより、南魚沼市着物の日の制定についてということで、5 月 11 日付で市長宛てに提言書が出されたことを受け、議会にもそのことを伝えたいというような委員の中でもってこのことを取り上げました。塩沢織物工業組合より千二、三百年前からこの地で織られた麻が正倉院に

あるということ。それから越後上布は昭和 30 年に国の重要無形文化財に指定され、また平成 21 年にはユネスコの世界無形文化遺産に登録されたという話を伺いました。また、塩沢織物については昭和 54 年当時がピークであり、32 社、4 万 5,000 反、30 億円程度の売り上げがあったものが、平成 26 年には 9 社、3,000 反、1 億 5,000 万円ぐらいまで売り上げが減っているという話を伺いました。

それからやまだ織株式会社より、着物のすばらしさを伝えるために毎年イベントそれから PR、着つけの実習等で麻のよさを実感してもらうことを常々伝えておるといってお話、それから最後に女子力観光プロモーションチームより、せっかくユネスコに登録されているこのすばらしい産業、伝統文化をぜひ引き継いで着物の日を制定すべきという思いでということでもって提案を受けました。このことについての Q&A については 8 から 10 ページ、それから添付資料は 18 から 22 ページですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に調査項目 4、魚沼コシヒカリブランドの維持及び発展についてであります。魚沼コシヒカリが生まれて 20 年たち、これからのブランド力の維持、発展について調査をいたしました。農林課長より、管内 2 J A で平成 26 年産米が 22 万 6,000 俵ほど集荷され全て販売契約が終了しており、平成 27 年産についても平成 26 年産よりまた需要が 1 万俵ほど増加しているという中で、この平成 27 年 3 月に南魚沼コシヒカリブランド強化検討会議より、魚沼産コシヒカリについては将来にわたって日本一のブランド米としてあり続けることという討議結果が出されております。

その中で日本一の食味、品質を追求し、より幅広い消費者から認知されるよう情報発信していくとされております。喫緊の課題として、南魚沼ならではの物語の再構築、それから米小売店でも使えるようなパンフレットの作成が必要であり、振興局と連携して協議をして進めるという説明を受けました。Q&A については 11 ページ、資料は 23 から 29 ページということであります。

最後に調査項目 5 の、その他で 2 件の説明がありました。以上、産業建設委員会の閉会中の調査事件の報告といたします。

続きまして産業建設委員会管外調査の報告をいたします。調査期日につきましては、平成 27 年 7 月 8 日から 10 日であります。参加者につきましては、委員 8 名全員、それから議長からは 7 月 8 日の朝、社会厚生委員会のほうに行っておられました、京都からお昼に猪苗代まで駆けつけていただきまして、合流して参加していただきました。強行日程を本当にありがとうございました。それから執行部については 2 名、事務局 1 名、計 12 名の管外調査がありました。

まず 1 か所目が福島県猪苗代町であります。猪苗代町は、当市と同じようにスキー観光と観光誘客についてということで調査をさせていただきました。平成 26 年での猪苗代の観光客は、震災前の 8 割ということで 170 万人ほどが訪れておるということでした。猪苗代には 6 つのスキー場があり、平成 26 年度は約 47 万人が来場しており、当市では上越国際スキー場と同じくらの入り込み数という流れであります。スキーの振興策としましては、猪苗代観

光協会が商品券を発行しまして——プレミアム商品券になるわけですが——1万円を観光協会が1割、それから町が1割ということで、1万2,000円に膨らませて町外の方に売り出していくということでありました。

それからもう1点、猪苗代町で県外から来られたお客さんに1泊に対して3,000円分のクーポン券の発行をしておるといった振興策がなされております。また、県が主導する、20歳から22歳の方には平日リフト無料券、それからスキーバスへの補助があると聞きました。

それから、外国人観光客の誘致についてですが、外国人観光客につきましては、福島県全体で平成22年に8万7,000の方が福島においでいただきましたが、平成25年には、震災後であります、3万1,300人と65%も減じてはおりますが、減じた中には原発事故の研究者等々が入っておるといった説明を受けました。それから猪苗代町には平成22年では1万3,200人で、平成26年度には2,000人ほどが外国から来ているということでありましたが、ほとんど台湾からのお客さんだったそうです。誘致策として英語、中国語、韓国語のパンフレットを作成し、道路の案内看板を外国語表記しているといった内容の説明でありました。特に猪苗代町も当市と同じで冬場、夏場とも学生の体験旅行が非常に多かったわけですが、震災の風評ということでそれらが激減して困っているという話でございました。なかなかお客が戻らないというのが現状だそうです。

Q&Aについては3から4ページ、添付資料については14から17ページでござんいただきたいと思っております。

それから続きまして、南相馬市でございまして、東日本大震災からの農業復興ということで調査をいたしました。震災以降5年間と、市も県間調整で米の作付枠を一番多くいただいた市でありましたので、何とか議会として伺って御礼申したいという思いがありまして、今回の調査の場所に上げさせていただきました。

今の南相馬市の農業の現状としましては、総面積8,400ヘクタールの農地があるわけですが、31.5%に当たる2,642ヘクタールが津波の被害を受けております。その後、塩害それから除染等々も含めまして、本年度の水稻の作付は717ヘクタールに戻りましたが、震災前の14.3%戻っただけだという話を聞かせていただきました。

平成26年産では、米は全量全て検査をして基準値を超えるものはないという話を伺いました。そんな中で農業復興に対する一番の問題というのが、農家の方が子や孫につくった米や野菜を食べさせていいのか悪いのか。まだ食べさせる気にならないといったことが、売るものをつくる自信にもならないし農業に対する意欲が出てこない、ということが一番問題であるというふうにお話を伺いました。

本年は原発の風評被害の関係で米は飼料米の作付がほとんどであり、今まで東京電力から賠償金としてJA相馬に385億円ほどが支払われておりますが、なかなか担い手が増えないとう中で苦慮しているということです。市長みずから塾長になり、南相馬農業復興チャレンジ塾というのを若手農業者の育成のために行っているということでもございました。

座学の後、若干の時間をとっていただきまして、平成 30 年に南相馬市で全国植樹祭が行われるそうです。その会場に案内していただいたり、そこでの防潮堤の工事、防災林それから太陽光発電をつくる地区、工業団地の造成となる地区を案内していただきました。

非常にまだまだ、通過途中の浪江町であり双葉、楢葉町であり、なかなか人のいないところというのは厳しい状況だなというのを目の当たりにしてまいりました。

Q&Aについては6から7ページ、資料については18から22ページでお願いしたいと思います。

それから3か所目の郡山市でございますが、これについては中心市街地の活性化についてということで、本年当市も5月に産業競争力強化法に基づいた創業支援事業計画を策定して、うちの市も認定されたところがございますが、郡山市につきましては、平成26年6月に6事業者、平成27年2月に3事業者が交付金を受ける権利を得ており、市と連携して非常に活発的に事業を行っておりました。

実質の創業者数が去年で54件あったということでありました。特徴としまして市が創業前に知識の習得、それから就業時には事業化、活動スペース、民間の資金調達、創業後にはまたさらに成長支援と切れ間なく相談に乗っているのがよくわかりました。郡山市自体は東北経済第2の中核地であり、いろいろな業種、業態がある市でありますので、当市とはちょっと起業しやすさというのが違ったのだなと。人口の問題もありますが、ただ、うちの市も始めたからにはやはりきちんとそれを伸ばすよう努力しなければならないと思いました。

Q&Aについては8から9ページ、資料は23から25ページであります。

最後に栃木県宇都宮市であります。スポーツと食による観光振興についてということで、宇都宮市役所で勉強をしてまいりました。平成26年の宇都宮市への入り込み客数は1,417万人、そのうち宿泊者が152万泊ということで、そのうちさらに外国人は6,600泊程度であるということでございました。それでも過去最高ということで、年々増加傾向にあるという話でありました。中でもギョーザ目的で800万人が来訪しているということです。ギョーザにつきましては、平成2年から営々と25年間、基本的にはメディアをどんどん使った中でギョーザの町として売り込んできたという話でありました。

また、宇都宮市ではスポーツ観光面でサッカーの栃木SC、バスケットボールのリンク栃木ブレックス、自転車の宇都宮ブリイツェンという3つのプロチームが本拠地を構えております。それらの試合等々の中でさらにおもてなしをしたいということで、おもてなしカードというのを市がつくりまして、市の中でもって大いに金を落としてもらう。飲食店では赤をテーマにしましてメニューを開発して、一緒に利益を上げていこうではないかという話でありました。

当市もサイクルフェスタに関しては、宇都宮市でもっともし講師が欲しければうちのほうの講師を紹介しますよというようなことで、非常にノウハウを出していただけるという話をいただきました。また、ギョーザにつきましては静岡県浜松市と競り合っているわけですが、でも1番、2番というのは、2番でもいろいろなことでまた競えるのではないかなとい

う思いをしたところであります。

Q&Aについては12から13ページ、資料につきましては26から28ページでお願いしたいと思います。以上、産業建設委員会の管外調査の報告といたします。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時05分といたします。

〔午前10時50分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前11時05分〕

○議 長 社会厚生委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会の報告をいたします。期日ですけれども、平成27年7月23日、委員全員の出席で議長からも出席をいただきました。調査事項につきまして、1から4の1につきましては10から14ページの資料、2につきましては15から18ページの資料、3につきましては19から20ページの資料、4につきましては30ページからの資料で、配付の説明のとおりとさせていただきたいと思います。

そして、その他についてを説明したいと思います。南魚沼市休日救急診療所の閉所についてでありますけれども、市民病院が11月にできるということで10月いっぱいをもつての閉所という説明がありました。

続きまして保育でありますけれども、中之島地区の大木六保育園のところに「どろんこ会」を受け入れるという説明がありまして、担当課では保育園の施設の、今、入っている保護者、そしてまた近隣——大木六地内になりますけれども——の人たちとの会を持っているという話でありました。

塩沢地域におきましては、塩沢保育園を中保育園に統合したい、新たな保育園を設置するという計画であるということでもあります。閉園後の塩沢保育園につきましては、場合によっては改築するかもしれませんが、雨天、また冬期でも使えるような遊びの広場として使っていきたいとの説明を受けました。

六日町の八幡保育園の施設建設に対して、今、野の百合が間借りしておりますパチンコ大和の建物を利用して、また保育をしていきたいとの考えであります。たんぼぼ保育園でありますけれども、平成28年4月に坂戸地内での開園をする予定であるということでもあります。

Q&Aがありまして、平成30年4月に中保育園開園を目標としているとの話であります。また、舞子保育園はどうするのかという質疑に対しまして、既存のままでいき増設は考えていないということで、どろんこ会そしてまた民間と地域の人が選べるような利用の仕方をし

ていきたいということでもあります。中保育所の前の、車の乗り入れの今狭いところですけども、その横に田んぼがあるのですが、そういったところを乗り口について検討していくというような担当の考えであります。八幡の保育園の用地買収についてという質問に対しまして、地権者からは売買ということではなくて、土地のずっかえといいますか交換ということで、話はうまく進みそうだという話であります。

以上で社会厚生委員会の調査報告とさせていただきます。

管外について報告させていただきます。千葉県のパ安市、夢のみずうみ村デイサービスでございます。ビクターの跡地にこの施設がありまして、広い敷地で、介護度が1.5ということで予防介護に向けるようなデイサービスであります。この施設にはユーマという施設内で使える通貨がありまして、リハビリをするとかそういうたびにユーマをいただいて、施設での利用が可能となるということでもあります。入所というか行っておられる方は非常に明るく、我々が行ったときも職員ではなくその利用者さんから説明をしていただくような場面でありました。

施設内は本当に趣味——例えばマージャンの雀卓があつたり、音楽の太鼓をたたくとか、笛を吹く、料理教室、マッサージそしてプールとかがありまして、歩けない方もプールに入ればやはり浮くわけですので歩けるというような施設になっており、予防介護といたしましては非常にすばらしい施設を視察してきました。我が市でもぜひ、担当部長も行かれましたし、子育て課長も行かれましたので、取り入れていっていただきたいと思っております。

次に京都府の宇治市でありますけれども、初期の認知症の相談支援事業についてであります。「認知症の人にやさしいまち・うじ」を宣言しまして、認知症に対する理解を周りの人が持とうと、市内全体で取り組んでいるそうであります。いかに認知症になる前にこれをチェックし、元気なお年寄りをつくっていくかということに取り組まれていました。

続きまして、空き教室を活用した法人の学校です。小学校に老人福祉施設をつくりまして、非常に子どもたちとのコミュニケーションがうまくいってございまして、子どもたちにとってもお年寄りが近くにいるということが非常にいいということでもあります。文科省とのいろいろなことの経緯がこちらの8ページにも記載されておりますけれども、やりとりがありまして設置したということでもあります。我が市でも今後、学校が空き学校になる可能性がありまして、その活用についてまたこういうような検討をしていただければいいかなと思っております。

続きまして、子ども発達支援の「ぴりか」についてであります。NPO法人のアジュール舎というところがやっております。建物は1つあるのですけれども、周りの一戸建てのアパートなどを、どれぐらいですかね、五、六戸借りて、いろいろな障がい者に対する放課後の塾とか、そしてまた子どもたちを預かって見ていくことによって、いろいろな支援等を考えていける。亀口代表、正スタッフの方も、もっとこれを幅広く、自治体、宇治市にもよく見てもらって、大きくしていきたいという考えでありました。NPOでこういう活動をされているということに非常に感心したわけでありまして、こういうことは我が市でも必要ではない

かと思っております。

続きまして、京都市の子育て支援総合センターについてであります。保育園、幼稚園、市立、私立、国立の垣根を超えて、共同で保育の質を向上させるということで、全国で初めて取り組んだということでもあります。いろいろな共通点や違いとかを学び、やっていくことでもあります。非常に大きい施設でありまして、特に印象が強かったのが、毎日何かイベントをやっているのですね。イベントをやることによつての集客と申しますか、市民、また子育てをしている方から来ていただいて、いろいろなことを学んでいただくということでもありますし、それをまた教える地域のボランティアさんを募集しまして、その研修にも取り組んでおります。そして、この地域のボランティアさんがそういったいろいろなお手伝いをして成り立っている施設であります。

自治体規模が違いますので、人数等は違いますけれども、今ほど言いました保育・幼稚、私立・市立、そういったものの垣根を取り払ってということで研究がなされておりました、そういった成果をいろいろ勉強させていただきました。

以上、管外の調査についての報告を終わりにいたします。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 その他の部分で、子育て支援課長から保育園の整備計画があったところですか。八幡保育園の建てかえに関して、野の百合の現在の仮園舎を引き継いで使うという中で、野の百合が投資してあの仮設をやっているわけですがけれども、その投資額に対する、引き続きそこを使うという場合の、何か居抜きでやるようなものなのか、それとも事業継承してやるものなのかということに関する説明はありましたでしょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 今ほどの質疑に対してというような、説明なり質問等はありませんでした。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 社厚の報告の中で、その他について口頭でお話をさせていただいたのですが、かなり内容的に方針が示されていますので、できれば書類で列記していただいて、調査日のものであるならばそうしてもらいたい。その後の動きでどうのこうのというのはこの対象外だと思いますので、そうしていただいたほうが。どうも中保育所、塩沢保育所なんていう形のかなり踏み込んだ報告があるようではありますが、そういう点はこういった配慮でそういう報告なのか、ひとつお聞きします。

もう 1 点が、放射性物質の測定体制の報告の中で、浄水汚泥が全量処分完了しているという問題で、要するに 8,000 ベクレル以上、以下の問題だと思うのですが、この地域、南魚沼市ではこうして処分されているわけですが、新潟県内でいくと、なかなか処分できないでいる浄水汚泥というのが実在しているのです。そういう点で、私はなぜここだけができてというあたりが不可解だなと思うのですが、そういう点の調査があったらお願いし

たい。

もう1点、それに関連するのが、農地とか山林とかが何らかの形で浄水汚泥にも放射線物質が含まれているということは、あるいはクマに100ベクレル以上のものが出ているとかという報道がされている中で、その原因と今後の問題というのは、どういう影響が出てくるのかというあたりの報告をすることがあったかどうか。できたら、そういった面でも担当委員会としては研究・調査を続けていただきたいなと思います。以上です。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 1点目のその他の保育に関して、結構皆さんが聞きたいような部分が出てきたということです。間近になってから追加日程を私がちょっと頼んだのも、もともと入っていなかったのも、調査項目ではなくその他でやらせていただいたというものがあります。なので、またお知りになりたい各位に対しましては、いろいろ書面で欲しいところもありますので、担当課と話して配付できるような形でやっていきたいと思っております。

続きまして、今ほど何でうちの市だけがということでもあります。委員のほうからも同じような質問がやはり出ました。新潟市等ではそれに困っているということだったのですけれども、うちは処理ができたということで、ほかの市のところまではやはりどうしてという今の踏み込んだところまではあれですけれども、というような形であります。また、農地等につきまして、いろいろな報告ということですが、今後また調べていってほしいということです。私がこの10月いっぱいまで多分委員長が終わると思っておりますので、また次の委員会に報告しながら引き続き調査としてやっていければいいかなと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 その他については非常に重要な問題が報告されているようでありますので、ぜひ、そういった文書で報告を願いたいと思います。

それから、放射線物質については、違法性とかそういう問題がなければいいじゃないかということだと私は思うのですが、そうしてやられてしまうものだと思うのです。ですが、私もそれなりに聞いたことがあるのですが、あまり明確な答弁がないので、違法性があるとはならないという範囲でいつも思っているのですが、今も非常に尻すばみな答弁でありましたので、もう少し追及があつてしかるべきだったのかなと思いますが、そういう程度で終わったのかお聞きしておきたいと思っております。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 いろいろな処理をしていただく業者とかのことも聞いたのですが、なかなかそれが公表できないというか、そういう答弁がありました。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 公費を使ってやっているわけですので、そうなる適切なお金でやられているかどうかというあたりも非常に問題が出てきますので、公表はやはりしていくべきではないかと思っております。以上です。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 管内の調査について、書面で配られているわけではありますが、公の場でこうやって報告するわけですので、調査の目的、成果それから今後というのは、できればポイントを挙げて、わかっていることであっても説明いただきたいなとそんなふうに感じました。1から4項目について、そういうポイントが説明いただければありがたいと思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 わかりました。今からでよろしいですか。（「はい」と叫ぶ者あり）希少生物について報告いたしたいと思います。当市でも希少生物の保護についていろいろ問いただされているわけでありまして、全国も国もやはり希少生物ということで大きな取り組みがあるわけでありまして、それで、うちの市としましては、問題と対策に対してどうしているか。また、ボランティア活動等の活動に対してどうしているかというようなことに対しまして、希少生物はなかなかこれは難しいことでありまして、守るのとこれをまた——なかなか捉え方が難しいわけですが、いろいろこの地域で民間と行政が一体になって、ボランティアや民間団体などと連携をとりながら、収集の方法や見回りとかに取り組んでいきたいとのことであります。県内には条例を制定して取り組んでいるところもありますけれども、我が市としては少しでも前進し、足場を固めていきたいというのが取り組みであります。

2の放射性物質の測定についてであります。放射性物質を含む食品から被ばくやセシウム等の放射性物質の測定をしているところは、公園やスキー場、保育園、学校、幼稚園、汚水場などであるということで説明がありました。放射性物質の測定について次のような質疑応答がありました。Q&Aはここに書かれているとおりでありますし、今ほど岡村議員からもありましたようなところにつきましてやっていく。今度、やはりうちの市としましてもこの取り組みを継続して、安心・安全でこの測定を行いやっていきたいということであります。

虐待防止についてでありますけれども、虐待防止を5つの分野に分けて、身体、性的そして心理等によつての虐待ということであります。報告を受けているのは、資料が19ページから29ページにありますけれども、ことしの虐待件数は、21ページですか報告がされております。こういったことに対してしっかりと市としても取り組んでいくわけでありまして、質疑応答といたしまして、障がい児における虐待、認知症の結果に——すみませんね、申しわけありません——虐待防止について施設の利用者からは今回ゼロ件、そして養護者からの虐待は4件と記載されているとおりであります。今後虐待に対してしっかりとやっていくということでありますし、報告ということを非常に怠られることがありますので、市としてもしっかりと対応でやっていきたいということであります。

認知症等高齢者対策についてでありますけれども、宇治市に行きましてこちらの調査を行いました。認知症サポーターをこれまで5,575人養成しており、今後はあんしんガイドを利用し地域の理解を得ること、そして見守りとサービス事業所やボランティア等が連携することにより、認知症カフェなどで認知症への理解と支援についてPRしていくことを掲げておられます。

若年層の認知症患者の把握や認知症患者の家族構成・状況は調査しているのかということでありませけれども、調査はしていないが、若年性の認知症を把握したいけれども、方法がなく把握していない。今年度は把握に取り組んでいきたい。高齢者であっても認知症を隠す傾向にあるが、そうではなく地域で見守っていく体制が必要である。認知症は恥ずかしくないで、誰もがなる病気ということを知りたいという考えであるということでありませ。以上で報告を終わりにさせていただきます。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 わかりました。ありがとうございました。ちょっと社厚の委員会の報告とは違うのですけれども、今後、議会が中継なり放送なりされることが進んでいくと思います。開かれた議会とか、わかりやすい議会ということを考えて時点では、書面ではなくてきちんとしてどうだった、どういうことをやった、どういう成果があったというのは、やはり報告すべきかと思ひまして発言しました。以上です。

○塩谷社会厚生委員長 はい、大変申しわけございません。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 12ページから13ページにかけましての管外調査のほうですが、京都市の子育て支援総合センターについて伺ひます。質疑応答の最後のページ、14ページになりますが、非常に高度なボランティア組織によって運営されているというふうを受けたわけでありませけれども、これが最近では減少してひいて、特に減少傾向が顕著であると書いてあります。子育ては親育てと言われるとおり、親育ての重要な手段として使っているわけでありませよけれども、減少についての原因と伺ひますか、あるいはまた有償ボランティアか無償なのか、その辺についての調査がありましたらお聞かせください。

○議 長 社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 有料か無料かは無料です。それで、減ってきているというのは、園のほうもやっぱり増えてもらいたいというのが願ひですけれども、何で減っているのかという検証については、具体的にだろろうというような――減ってきているというのは何ていいませよか、減ってきているということでお苦慮しているということでありませました。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 14ページの委員の意見、感想にありませましたが、私どもの地域でもぜひ欲しい仕組みだというふうに書いてありますが、同感でありませます。我が市も定住自立圏の中で中心市としての位置を占めるわけでありませますが、こういう構成員として一緒にやっていく、ほかの自治体とも協力しながらこういう仕組みをつくってひくことが、中心市としての私は役割というふうに感じませけれども、引き続きぜひ委員会のほうで研究してひいてもらいたいと思ひておりますが。

○塩谷社会厚生委員長 はい、わかりませました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、平成 27 年陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情を議題といたします。陳情第 2 号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、発議第 5 号 安全保障関連法案を廃案にすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 5 号、安全保障関連法案を廃案にすることを求める意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣に対し、別紙意見書を提出する議案でございます。一応、提出者、賛同者は記載のとおりであります。

今回、この意見書の提出についてであります。既に 6 月議会で審議がされまして、6 人の賛同者で意見を上げることができませんでした。なぜ、またこの 9 月議会にほぼ同じ趣旨での発議案の審議をお願いしたかを説明させていただきます。

衆議院で大幅な会期延長、95 日間という異例の長さであります。それがなされまして、衆議院である強行採決が 7 月 15 日の特別委員会、16 日の本会議でされました。その後、参議院で審議され審議が進む中で衆議院の段階でもありましたけれども、憲法違反の認識が非常に高まってきております。今後、今の動向でいきますと、参議院での採決あるいは 60 日条項ということでもありますけれども、60 日以内に採決がなされなければ衆議院で再議決。これらを想定して、今、国会が進んでいるものと思います。一方、国民世論は、非常にこの内容について危惧をしている部分がありまして、世論と完全に逆行する姿勢ではないかというふうに言われております。

なぜこの時期ということですが、通常我が市議会では、発議案については最終日ということの前例がありますが、先般の議運の席で会期が 60 日ルールを発動できるのが 9 月 14 日以降ということになります。要するに我々は最終日が 18 日ありますので、それに向けてということになると間に合わないということで、議会運営委員会で審議をいただいた。

何とかなるべく早い時期にということをお願いしたら、初日の発議案ということで扱っていただきました。大変ご尽力いただいてありがたかったと思っています。

そういった中で、皆さんもこの審議の内容等は時々刻々と報道されていますのでおわかりかと思いますが、この法案の内容について非常に歯どめがない法案ということが1つ明らかになっているのではないかと思います。また、最終的にこの法案が通りますと、集団的自衛権の行使ということができるようになるわけですが、これが憲法学者等から言われておりますように、憲法違反であるということが審議の中で鮮明になってきたのではないかと思います。

百歩譲ってお話をしてみますと、憲法は時代に合った憲法であるべきだとか、いろいろおっしゃる方がありますが、憲法改定論者であってもこの解釈改憲、特に9条であります。今まで政府が集団的自衛権はできないのだという見解であったのが、解釈によって憲法をないがしろにしていくというこの手法は、私はいかがなものかと思っています。憲法にはちゃんと改定の手続きの手法がうたわれてありますので、私はこの際、ここまで世論の——あらゆる世論調査を見ても、また、先般の30日ですか、おとといの一般地方紙もあるいは中央紙もこぞって国会周辺のデモ行動を報道したところでもあります。ここまでの高まりというのは、歴史に残るお話ではないか、行動ではなかったかということも言われているところでもあります。

ちょっと話は違いますが、消費税導入、付加価値税なんていう時代で、非常にやはり大きな盛り上がりがありました。当時13万人という話を聞いたことがありますが、代々木公園が満杯になり、駅からもう全然身動きがとれないという経験もしたことがあります。今回はお話がちょっと違いますが、特に憲法の問題でありますので、ここまで皆さんが関心を持ち危惧をする段階で強行的にやるのではなくて、やはり出直してじっくりと時間をかけて国民の世論の判断を仰ぎながら、最終的には憲法に従って進んでいくべきではないかというのが、私が提案する主な中身でございます。

廃案というとなかなか強硬なような話になりますけれども、要するにここで言われているのは、繰り返しますけれども、参議院で採決を。要するにこれからまだ公聴会等も開かなければならないわけですが、ばたばたとやって形だけをつくって採決に持ち込むということか、あるいは60日条項を使って、参議院が採決しなければ衆議院で再議決をやるということをやったり避けさせなければならない。そしてまた、廃案にして新たに直出するという選択をぜひしていただきたいという意味でございます。

皆さん、ぜひ理解をいただきましてこの法案は先送りと。廃案にして新たに直出しましょうという意味に捉えていただいて、大きな賛同をいただきまして、我が国会でも湯沢、魚沼市に続いてこの地域でひとつじっくりと審議をしていただきたいという意味合いを込めて、賛同していただければありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 憲法の問題を縷々、今、提案の中で述べてもらいましたが、世界の国の憲法の中で、恐らく戦争について決めていない憲法はないと思うのです。国際連合憲章を持ち出すまでもなく、やはり個別的自衛権というのはみんなあるのだと。さらに一步進んで集团的自衛権もあると。こうしたものを前提に、やはり国を守るということについて、地方自治体はもちろんですけども国家機関はすべからくそういう国家、国民を守るという義務を負っているはずで、それをどのように基本的に行使するかということは、今、岡村議員が言われたように、きちんと限界、制限という基本的なものを決めながら定めているはずで

す。
ところが日本国憲法はご存じのように、これは敗戦国として与えられた憲法ですから、そういうことは全く規定していません。軍事力は持つな、戦争するな、これだけあります。そうしたことを考えたときに本来国家というものは、国家、国民を守る防衛については、憲法上の説明でもいいです、どうあるべきとお考えになっているのか、まずお伺いします。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 私なりきの私見になりますが、戦争については前文で書いてあるかと思えます——私は常に手帳を持って歩いているのですけれども、ちょっとここへ今は、手帳を持ってきていませんので——戦争放棄。9条でもそうありますので。武力の行使によって解決をしないということが、私は日本の憲法の宝だというふうに思っています。理想ではないかと思えます。

その中で国民というか歴代の政権で集团的自衛権はだめだが、個別的自衛権は認めるということで国民の理解を得て、今、自衛隊という名前であるのではないかなと思います。当初は警察予備隊ということで、私のおじさんも、退官していますけれども警察予備隊でした。それは戦後、戦争が終わって帰ってきてなかなか仕事がないということで霞ヶ浦へ、その航空隊にいたわけですけれども、そこに配属をされて、昇進試験、昇進試験で五十数歳まで勤めた人ですが、その後は常陽銀行というところですがそこで勤めをして、最終的には今やっているひとですけれども。

そういった中で自衛権ということを広げていくと集团的自衛権という、攻められたらあるいは危険が、この中にもありますけれども存立危機だの重要影響事態だのというときに、あらかじめそれを下げなければならないというところから、多分、集团的自衛権——要するに抑止力だとかいろいろ言っておられる方がいますけれども、そういう点、事が出るのかなと思います。私は話し合いで、外交でかなりの部分が解決できるものだと思います。

特に一言言わせていただければ、ASEANですね。ここはやはり皆さんが軍隊をもって国を守るという憲法を多分持っていると思うのですけれども、その武力を行使しないと、そうやって話し合いで解決しようという組織なのだそうです。ですから、非常にそれを今度は東アジアと申しますか、日本とかあるいは韓国とか、北朝鮮とか、中国とか、そういう形で発展していくべきものかなと私は考えています。これ以上長くすると長くなりますので、そういう考え方です。以上です。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 後半の最後の部分については、私も全く同じ考えです。やはり平和を維持していくということについては、恐らく政治が最も大事だろうと、外交ですよ、絶対戦争をしないと。もう第二次大戦で世界は懲りているわけですから、大規模な国対国の戦争というのはもう恐らくないだろうと思ってはいるところです。戦争に至る前に、やはり外交できちんとそういった紛争的な問題については解決をするということが、大前提だろうと思います。

ただ、そういったことを踏まえながら国際社会というのは、岡村先生もご存じのように、今日のような世界では紛争が絶えないそういう状況にあるわけです。そういう中でやはり我々が憲法の中に、きちんとそうした国家を守るという、国を守るという最終的な権限を持っていますということが書いていない。これはやはり異常であると思っているわけです。

それとあと憲法解釈それから自衛隊についてもいろいろ答弁をいただきました。個別的自衛権がある。個別的自衛権があるというのは、憲法七十何条だか、13条の中からこじつけて出てきている解釈であって、正式に9条には全くそういうことはうたっていないわけですよ。（「はい」と叫ぶ者あり）

一方、国際連合の国連憲章には、きちんと個別的自衛権も集団的自衛権も、ほぼ表裏一体の関係でうたわれています。こうしたことがないということが、もし、もしもですよ、急迫不正の領土侵害、あるいは国民に対する侵害があったときに何もしないでいいのかと。それを守るための基本的な法律もなければ、それでいいのかということになっていくと思うのです。

自衛隊についても今ご答弁いただきましたけれども、自衛隊はアメリカ合衆国によってつくられたものなのです。基本的にはアメリカ合衆国の道具と言ったら何でしょうか、そういう存在です。やはりもう少し、後で答弁また申し上げたいと思いますけれども、きちんと国を守るためにはやはり国の基本法である憲法に、国を守るために日本国は限定的にここまでしますよ、そういう権限を持ちますよということは明記しておくべきではないか。それは戦争に行くためのものではありません。平和を守るためのものとして規定しておくべきではないか、そう思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 質疑という形でお願いします。

提出者。

○岡村雅夫君 簡単に言わせていただきますと、平和憲法——要するに武力によって争いを解決しないということが大前提の憲法を持っている日本です。そして、それを踏まえて国連であろうが世界に貢献してきた歴史が70年あります。そして、ここまで発展でき、この後どういった社会をつくっていくかという段階で、それを無にして軍事を増強してあるいは戦争できる国にしてということは、やはりかなり逆行するのではないかと。それは一部の考え方であると思いますので、そうした中ででは国民がどういう道を選ぶのかというのは、先ほども申し上げましたように憲法に改定のやり方がありますので、両院の3分の2以上の

議決がなされたことで国民投票をすることができる。そして、国民投票が過半数を超えなければだめですということですから、今、現に衆議院で3分の2以上の勢力を持っているわけですから、そう焦らなくても本当に自分たちが正しければ、それで国民は納得していくものだと一方では考えられるなど私は捉えています。

○議 長 討論にならないように質疑をお願いします。

20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 すみません、簡潔に言います。今の答弁は答えてもらっていないように思いましたけれども、改めて聞きますけれども、どうやったら守れますかということです。

それからあと憲法9条については、岡村議員はきちんと守っていくべきであるとお考えですか。

それと1つだけお聞きしたいと思うのですが、憲法9条が70年間平和を守ってきた。当然70年間の中で日本が国家として平和活動を積極的にやってきたということが、それもあると思います。ただ、本当に平和を守ってきたのは、在日米軍が日本全国各地に米軍基地を展開してがっちり守ってくれたということがあったからじゃないですか。これについてお聞きしたいと思います。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 繰り返しますけれども、軍事と軍事では解決にならないということは、そしてまたそこに浪費すること自体は、私の私見では貧富の差を生むと。その前に外交があるわけでありますけれども、要するにそこに軍事費をどんどん競争していくようになりますと、そちらにお金がつぎ込まれて、そして貧富の差が出て、そこに恨みねたみ、いろいろな感情がそこへ入ってくるということで悪循環を起こすと言われていました。

今もまさにそういった経済的な問題というのが主ではないかと思っています。それはイデオロギーの問題とかあるいは宗教の問題とか、長い歴史のところであるかと思いますが、そういうものを認め合って外交で解決しようではないかというのが私は重要だと捉えています。

9条については、ここまで歴史を持った9条、そしてそれがために繁栄があったと、平和であったと、戦争に参加しなくてできたということだと思いますので、9条は私は守るべきだと思っています。

あと、米軍に、アメリカに防護されて、あるいは軍事同盟によってこの発展があった、あるいは平和だったという考え方については、私はそれを国民が全てそういうふう理解しているとすれば、今これほど世論調査とかそういう問題で安保法制はまずいという世論にはならないのではないか。本当に少数の方々が異を唱えているのではないかと捉えますが、非常にこれは、我々がきちんと捉えなければならない部分ではないかと思っています。

私はいつも申し上げますが、国民も市民も、ここへ列席の皆さん方も、戦争はやってはならないということは十分わかると思います。そうした中で、戦争ができる憲法にしていくような解釈をしていく姿勢ではないかと私は考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることに……15番・中沢一博君。

○中沢一博君 簡潔に2点だけ聞かせていただきたいと思います。提出者の考えでございますけれども、よく今までも話があったものですから、ちょっと確認させていただきたいのです。提出者は自衛隊の存続についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目でありますけれども、PKO法案があったときに違憲ということですからごく論議されました。その後20年たって今、世界からこのPKOに関しまして、大分評価を得ていると私は認識をしておりますけれども、提出者はどのようにお考えでありますか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 自衛隊については、私見もそうだし我々日本共産党も、今存在するものについて否定はしません。ただ、自衛隊については——今度は私見ですが——個別的自衛権の解釈のもとでできているものだと考えています。存続については将来武力行使ができる、こういった解釈が進んでいって戦争できるような国に、あるいは軍隊になるのだということであるとすれば、国民がそれは判断をし許さないものと捉えています。国民の判断がつかまとうというふうに思います。

今度は共産党ですが、全てを否定するものではありません。天皇制もそうです。そういった中で国民の合意のもとで改定していかなければならないことがあればしていくと、こういう立場だと私は理解しています。

それから、PKOについてですが、PKOはやむを得ないときに国連が合意のもとで、総意で軍事に訴えなければ、そこの地域の安全が守れないという段階をやるものと思っています。そういった中でアフガニスタンとか、あるいはイラクですか、ああいう問題はアメリカ、あるいはソ連がやったことでありまして、国連で決議はされていないと言われていました。そこをマスコミあるいは同盟国を使ってイの一番に日本は賛成をしたりと——イラクの場合はそうでしたよね。ところが、その目的はデマだったという話までも今になれば聞かされて、大量破壊兵器を持っているとか、そういうものがつくりごとだったということが明白になってきているわけでありまして。国連の顔はそこでは潰されていないのではないかと私は思っています。最終的な問題として、合意の中でどう収束させるか、停戦させるかというところではないかと思しますので、戦争を目的とした国連条項はないというふうに思っています。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 空気を察しており、すぐ終わりますのであれですけれども。今の議論に関しまして私は云々は言いません。その中で提出者が質問に対して答えていられなかったように私は感じたものですから、あえてもう一度お聞かせいただきたいと思います。今の安全保障を見たときに、環境関係がかなり変わっている中で、どう国を守っていくのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 どう国を守っていくか。提出者。

○岡村雅夫君 逆に言わせてもらおうと、重要影響事態、存立危機事態、だから武力をもって参加できるようにしなければならないという論は、先ほどから言いますように、軍事と軍事で対抗していけば一発触発、何らかの間違いがあつたときには大きな戦争になってしまうということを私は思っていますので、軍事に頼っての解決方法はないと。そこに抑止力を持たなければだめだという論法について、私は理解できません。あくまでも話し合いなり、要するにそれぞれが問題を抱えているものが、先ほど言いましたように経済であれば経済が対等になる。あるいは対外的な力関係とかそういうものも、小さい国も大きい国も、それぞれがそれぞれの権利を持つという社会が来なければならないものと思っています。そういったのが国連の果たす役割かなとは、私は常に思っています。以上です。外交です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〔「よろしくお願いします」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論で、賛成、反対者が大勢いると思いますので、ここで昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時20分といたします。

〔午後12時07分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 発議第5号、安全保障関連法案を廃案にすることを求める意見書の提出について、反対の立場で討論をさせていただきます。

提出者から先ほどいろいろ話があつたわけですがけれども、日本は憲法の精神にのっとり相手国から武力攻撃を受けたとき、初めて防衛力を行使する。それも自衛のための必要最小限にとどめて、いわゆる専守防衛という受動的な防衛戦略を定義づけて憲法を守っておりますが、最近の日本を取り巻く安全保障環境の変化は見過ごすことができない、非常に切迫した状況にあると思います。

自由民主党は公明党とともに連立を組んで政権担当の責任政党であります。1億2,000万国民の生命、財産を守り、国の主権、国民の主権をいかに守るか、こういうことに全責任を負わなければなりません。先ほど来話がありましたけれども、戦争法案だ、あるいは徴兵制になる。自衛隊の海外派遣に歯どめがなくなる。アメリカの戦争に巻き込まれる。いろいろな指摘や議論がありますが、日本は文民統制、シベリアンコントロールが徹底しております。これが最大の歯どめにかかっておる、こう解釈しております。

つい先日にも朝鮮半島では非常に緊迫した状況がありました。北朝鮮は核開発を恐らく進めている。日本を射程におさめる弾道ミサイルも相当配備しております。もう15年もたちまし

たけれども、日本の国の上をテポドンなんていうものが飛び越えて、太平洋に落下いたしました。また、中国の軍事予算は膨らむ一方です。南シナ海あるいは東シナ海でも日本や東南アジア諸国といろいろな点で衝突をしております。北方4島もロシアは不法占拠をして、一向に帰ってきません。自国領とするべくいろいろなことを今進めておるのが現状であります。

北朝鮮による拉致の問題、これは国民の安全が守られていない。国民と国家の主権に対する著しい侵害を受けております。日本を取り巻くこれらの現状に対して、集団的自衛権行使の限定容認やアメリカ軍の防衛協力で抑止力の強化をしなければ、絶対に日本の国は守られない。時代の変化あるいは日本を取り巻く環境の変化に対して、いかにしてこの1億2,000万人の国民を守るか、守ることができるか。可能な範囲内で憲法解釈を見直すことは、政権担当責任政党の責任として当然のことだと考えます。

多くの憲法学者が言うように、憲法9条と現実に自衛隊が存在している、さまざまな乖離がある、こういうことは認めますが、昭和22年5月3日に日本国憲法が制定をされてから69年たちました。昭和47年に国民の生命、自由及び幸福追求の権利を求めため、必要最小限の自衛措置を認める一方、集団的自衛権の行使には必要最小限度を超え認められないという政府見解が発表されております。これは最高裁の判例でも認められておるところであります。

政府見解からも43年が経過をいたしました。国会でもこの間ずっと安全保障の問題には議論が尽くされ、国内外で自衛隊が大きな実績を積んで、その評価が高いこともこれは現実であります。日本を取り巻く安全保障環境の激変にいかん国民の安全を守るか、国の主権を守るかは、時代によって変わりますけれども、その時々政権の責任であります。

我が自由民主党は昭和30年11月15日に立党宣言をいたしました。結党以来、自主憲法の成立、制定これを一生懸命心がけてまいりました。その理由といいますか、共産党の野坂参三さんが昭和21年8月24日、憲法議会衆議院——これは衆議院の議事録に憲法議会で発言が載っております。その後半一部分だけを朗読します。

我々は、このような平和主義の空文を弄するかわりに、今日の日本にとってふさわしい、また自質的な態度をとるべきであると考えております。それはどういうことかと言えば、いかなる国際紛争にも日本は絶対に参加しないということである、云々。

要するに当憲法第2章の9条は、我が国の自衛権を放棄して民族の独立を危うくする危険がある。それゆえに我が党は民族独立のためにこの憲法に反対しなければならない。我々は当憲法が可決された後においても、将来当憲法の修正について努力するの権利を保留して、私の反対演説を終わる次第であります。

こういうふうには日本共産党の野坂さんが述べております。これは昭和21年です。昭和22年の5月3日に日本国憲法は制定されました。我が自由民主党は昭和30年11月15日に立党宣言をいたしましたけれども、憲法は共産党の野坂さんがおっしゃるとおりだと。やはり、きちんと日本の国の防衛は自分たちでやったり、自主憲法の制定そういったことで私は野坂さんに賛成をしたいと思っております。

とにかく今のこの法案については、いろいろなことを危惧する話がありましたけれども、私はシビリアンコントロールもきちんと歯どめがかかる、そしてまた環境の変化に政権政党はきちんと対応しなければならない。そういったことでこの法案の提出には反対をいたします。大勢の皆さんから同意して反対していただくようお願いをして、自分の反対討論いたします。よろしくお願いします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 発議第5号 安全保障関連法案を廃棄にすることを求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。

ただいま反対の方の討論をお聞きしまして、まず2つの点できっぱりとお返しをしたいと思っております。最初の野坂参三氏の発言であります、あの人はもうこの世にいない方でありまして、私が共産党に入ったのが1980年でありまして、その当時は中央の幹部でありました。その後、ソ連が崩壊した中で内部機密資料が明らかになった中で、彼は戦前の——当時は幹部だったのですが——やはり同志を裏切ったということで、それが明らかになって除名をされたという経緯があります。

そしてもう1つ、今、日本共産党の綱領の中には、憲法前文を守るというものが、これは日本共産党の綱領が2004年のときに改定されたのですけれども、明確に全条項を守るということで、その点に変化をしたということをご理解いただきたいと思っております。

それと3点目は、中国、北朝鮮の脅威の問題であります、やはり見てほしいのは沖縄の現実であります。先の総選挙で沖縄では基地反対の国会議員が全員当選、今、言われたように自民党の代議士の皆さんはみんな選挙区では落選をされるという状況であります。そこに明確に、抑止力では安全を守れないという1つの民意があらわれていると私は思います。

発議の中身に移りたいと思っております。国会の審議を通じた中で1か月ですけれども、審議が進めば進むほど安倍政権は行き詰まって、まともな答弁ができないという状況です。3点の問題を皆さんにお知らせしたいと思っております。

第1は、戦争法案の根幹部分について整合性の答弁ができなくなってきたということですので。例えば安倍首相は当初、集団的自衛権行使の具体的例としてパネルまで持ち出して、日本人を輸送する米艦の防護なるものを言い募っていたわけでありまして。しかし、先の参議院の質疑の中で中谷防衛大臣は、日本人が乗っていなくても集団的自衛権行使はあり得ると国会で答弁しております。

2番目は、自衛隊の軍事行動について歯どめを持たないことが明らかになったことであります。米軍への軍事支援の際に自衛隊がどんなものを運ぶのか、これも国会で明らかになりました。クラスター爆弾、劣化ウラン弾、毒ガス兵器、果ては核兵器。南魚沼市は核兵器廃絶宣言をしている自治体として、こういう現実、答弁の到達をしっかりと直視すべきだと思います。そこには何の歯どめもないことが明らかになりました。

第3番目は、自衛隊の統幕監部が戦争法案の成立を前提に、さまざまな項目について極秘

に検討を行ってきたという事実であります。この文章を見ますと、軍事間の調整所の設置、南スーダンPKOへの駆けつけ警護など南シナ海における警戒監視などへの関与、一度も国会に説明されないことがズラリと並んでおりました。それが5月26日、衆議院で国会審議が始まったそのさなかに350人もの幹部自衛官を集めて説明がされたという事実であります。これはマスコミでも大きく報道されました。アメリカ軍の指揮下で自衛隊がまさに暴走している。この暴走に対して中谷大臣や安倍首相は問題ないという答弁でございます。

地元の運動はどこまで広がったのでしょうか。8月1日に魚沼地域で、十日町市で集会が開かれました。250人です。そして、月末の8月28日には市民会館で労働組合の皆さんや各団体の皆さんが、文字どおりそこには戦争法案とうたってありましたが、300人を超える皆さんが集まりました。30日の日曜日は200人近くの皆さんが市民会館に集まって、150人の皆さんがデモ行進をするという——デモ行進といいますと十数年ぶりではないでしょうか。2003年にイラク戦争のときに100人のデモ行進をやった経験があります。国会12万、全国で100万の皆さんが、さまざまな政府の説明に対して異議ありというこういう声が広がっているこの事実を、ぜひ、我々は受けとめなくてはならないのではないのでしょうか。

90歳に近いあるお年寄りの方がこんな話をしました。終戦の日、実はあの年に私は春に赤紙が来た。10月には出兵しなければならないという覚悟でいたのだ。たまたまこういう形で8月15日に終戦したから戦争に行かなくてよかったけれども、本当に助かった。やはりああいう気持ちを若い皆さんにさせてはならないという声であります。

若い皆さんに広がる中で、魚沼市や湯沢町に続いてこの南魚沼市でも良識を示すために、どうか皆さん、昨日の新聞をお届けしましたが、良識を示すためにお力添えをよろしく願います。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 発議第5号 安全保障関連法案を廃案にすることを求める意見書について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

集団的自衛権の行使を容認する三要件、これは明らかに憲法の許容範囲内であること。そして先ほど話もありましたけれども、北朝鮮、中国など日本周辺の安全保障環境は、大きく変化をしていること。さらにはこの法案は戦争を抑止するためであり、戦争法案ではないのであります。戦争法案ではありません。あり得ない危機感をあおるのは無責任であり、非現実的であることから、私はこの法案の提出には反対をさせていただきます。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は発議第5号 安全保障関連法案を廃止することを求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。

この法案について6月議会に引き続きの討論参加であります。先ほど戦後70年、なぜ日本

が平和でいられたのかという質疑がありました。表面上の形を見れば、質問者が意図するところのアメリカとの安全保障の関係で守られたという見方もあるかもしれませんが、けれども、私は6月議会の中でも言いましたが、本質的には日本は戦後70年、憲法で戦争放棄を内外に宣言して不戦を掲げて専守防衛を貫いてきたからこそと思っています。そのことで世界から信頼を得て、そういう立場の日本であるからこそ、これも6月に言いましたけれども、世界各地で紛争が続く中でも日本を受け入れて、日本ができる国際協力、国際貢献、平和活動も戦争に巻き込まれることなくできた。そういう立場を通すことで日本は平和を保ってきたものであるし、そしてまた国際平和を保つためのそれが日本の役割だと思っています、と6月の中でも言ってきたところでもあります。

それが、集団的自衛権行使を前提とすれば決してそうはいかない。戦争に巻き込まれる。そういう不安を私は抱いているということも述べてきました。そして、その不安は私だけではなくて、今もそうでありますけれども、国民の80%以上が説明不足としたのもそういう不安を払拭する説明がなかったからこそと思います。

そのことは今も変わっていないわけではありますが、そういう多くの国民が不安を抱えたまま、この安全法案は7月16日に衆議院の本会議で数に任せて強行採決されました。論議の場を参議院に移し、参議院ではわかりやすい説明をすると言っている割にはなかなかそうはいかない。参議院のやりとりの中での答弁や、自民党内部からの発言を聞いても、国民の不安はさらに増幅されてしまっています。

その払拭されない不安は、先ほど話も出ましたけれども、8月30日の国会を取り囲んだ12万人の集会、これは南魚沼市では28日に市民会館の多目的ホールで入りきれないほどの市民が集まりました。30日にも市民会館に多くの市民が集まりました。全国では数十万とか100万という集会にもなっています。この日だけのことでなくて、連日の集会やデモも続きまして、今までにない大きな法案反対の行動になっているわけでもあります。

法曹界そしてマスコミ、国民の大多数が反対をしている中で、良識の府参議院で今、審議をしているのでその経緯を見たいという考え方もあるでしょうが、参議院で60日間採択されなければ否決とみなされて衆議院に再び戻し、3分の2で再議決されることになります。国会で数の力で押し切れれば、もはや法制定を食いとめることは難しい状況かもしれませんが、今、国民はそれをとめようと大きな動きになっています。そして今回、この進め方をとめることができるのは国民の力であり、そして議会の力であると思います。それが立憲主義だと私は思っております。

そして、憲法がお仕着せだと、現実合わないというふうな話もありました。だから今回法案を通しながら現実合わせるのだという話もありましたけれども、そうであれば憲法を改正してその形に持っていかなければならないと私は考えています。それも立憲主義に反することだと思っています。そうしなければ反することだと思っています。

このことに加えまして、集団的自衛権の行使は憲法違反だということや、後方支援といえども武力行使にほかならないということなどは、多くの人が多くの場面で訴えていることで

すので、ここでは細かくは言いません。けれども、前段に述べましたように、日本が戦後70年、憲法で戦争を放棄して平和を保ってきたこと、そのことで国際平和のための日本の役割を果たすことができたことであります。

先ほど話もありましたが、軍事力によるパワーバランス論が出ておりますけれども、結局そのことによって際限のない軍拡競争を生み出すだけで、抑止力には私はならないと思います。そして、一旦戦争になってしまえば、アフガニスタンそしてまたイラクのように関係のない市民まで巻き込んで犠牲になってしまうという事態にもなるわけであります。

市民の代弁者であります地方議会議員の多くの皆さんのご賛同をお願いいたしまして、私の賛成の討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 発議第5号 安全保障関連法案を廃案にすることを求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加させていただきます。私は今回の法案で一番やはり気になったことは、憲法学者の意見を聞いた中で「違憲」という言葉です。そこで調べたところ、違憲と言う憲法学者の大半が、自衛隊存続自体が違憲と言っている、そういうことを私は感じたわけであります。考えてみれば自衛隊自体が違憲と言っているのに賛成なんかするはずがないわけであります。

そうなれば当たり前の結果であるわけでありますけれども、本当に20年前のPKO法案のときもそうでありました。戦地に自衛隊を送り出して、憲法違反だと言っていたあの人たちが、今そのPKOに関しては何も言っていない。20年たった今、91%の人がPKOに関しては取り組んでいくべきであるというそういう数字も出ております。その中でなぜ今、法整備が必要なのかということ、自分自身考えたわけでありますけれども、ご承知のとおり先ほど来いろいろ発議者の中で今の安全保障の環境が大きく変わっているということ、これは誰もがみんな知っているわけであります。そうした中であって、では国をどうして実際に守っていくのだということでありまして。これはやはり政治の最も大事な仕事であります。その中で日本の安全を守るためにどうするかということで、3点考えたわけであります。

1点目は、やはり日米同盟であります。2点目は日本単独の防衛であります。そして3つ目は非武装中立だと考えるわけであります。その中の3つ目の非武装中立というのは、理想論でありますけれども、実際に考えたときには私は難しい部分があると考えているわけあります。そして、単独で日本を守れるかということでありましてけれども、お金だけで言うのはどんなものかと思いますが、今、年間の防衛費は5兆円強であります。これを日本単独で防衛費を考えたときには25兆円の予算が必要であるというふうにも言われております。果たしてそんなお金なんて誰が出すのでありましようか。誰が認めるのでありましようか。現実的に考えたときには、最初に挙げた日米同盟を進めていく以外に私はないと感じるわけあります。

何で現実を離れた議論をしなければならないのだろうか。最終的には私たち政治家の責任

であります。どう国民を守るか。そのことを本当に直視した中で今現在をどうしていくかということが大事になってくると私は感じているわけであります。ですから、どのような状況にあっても対応できる、すき間のない安全保障体制を構築していく、紛争を未然に防止する、この抑止力というものがどうしても大事になってくると私は感じるわけであります。

その一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要になってまいります。日本の平和と繁栄は、国際平和と安全の上に成り立っているということ。これをやはり知らなければいけないと思います。あくまでも海外での武力行使を禁じた第9条のもとで、どのような貢献ができるか、これを示すか、これが私は大事になってくると思います。日本憲法9条のもとで、武力行使は日本防衛のために限ると書いております。すなわち専守防衛を堅持していくということを、明確に私は感じるわけであります。

今回の安全保障制度の関連法案においても、専守防衛の理論は一切変わっていないと私は感じております。その中で他国防衛を目的とする集団的自衛権の行使を認めていないのであります。すごく勘違いされている方がいっぱいいます。自国防衛のための三原則というのをつくりました。国連法の正当化の確立、2番目に国民理解と国会の関与、そして3番目が自衛隊隊員の安全確保。だから、自衛隊を派遣するには国連の決議がなければいけないのであります。国会の例外なき事前承認がなければいけないのであります。そして隊員の安全確保、これがどうしても大事なわけです。そしてさらに新三要件を定めて、他国防衛に当たらないための厳しい歯どめをかけたのであります。

私たち国民は、戦後70年、誰よりも戦争は絶対してはいけないと命に刻んでまいりました。不戦の誓いをし、今日を築いてまいりました。そういう意味で多くの国民が戦争反対を叫んでおります。当たり前のことであります。その中でいろいろな考えがあっても当たり前だと思っております。だからこそ間違った解釈で見ようとするのではなくて、現実を直視した中でどう国民を守っていけるか、冷静に考えていただきたいと私は思っております。

紛争を未然に防ぐために法整備をどう進めていくか。あくまでも政治の責任は大きいのです。憲法学者はできるか、守れるかということであります。大事な部分をきちんと一つ一つ、安全保障法案の十一法案を一つ一つ何ができ、何ができないか。きちんと歯どめをかけながら、国を守っていかなければいけない。これが政治の責任であります。

今、参議院で与党、野党、法整備に向けて議論がされております。私はどんどんしてもらいたい。前者の廃案討論が出ておりますけれども、ただ、反対すればいいのではなくて、どうしたら現実に守れるかということをみんなで決め、討論し、そして法整備を進めていくか。私は今ここでこそできる大事な法案だと思っている次第であります。

ぜひ、皆さんのご賛同を……（何事か叫ぶ者あり）はい、ありがとうございます。戦争を起こさないための法案であるということを再度確認しながら、皆さんの賛同を得たいと思っております。それでは反対討論とさせていただきます。以上であります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

19 番・今井久美君。

○今井久美君　私はこの意見書が南魚沼市議会として国に上がることには反対であります。どうしても抑止力としてこの法案は、今、必要だというふうに思っております。今いろいろ反対討論の方が話をされました。全くそのとおりだと思っております。かつての社会党も村山内閣時代に、違憲としていた自衛隊を合憲、そして日米安保条約を堅持すると、所信表明で国会議事堂で表明をして、政策転換をいたしました。民主党も、政権についたとき、この国防政策を自民党よりも積極的に進めました。もちろん、自衛隊、日米安保を前提にしながら、初めてのPKOによる海外進出——アフリカにおけるジブチの海上自衛隊の建設、47億円かかりました。こういうことで政権にあるときは非常に一生懸命に論じました。それは国を守る、国民を守る。この方法しかないということで、おのおのの決断を下されたものだろうと思います。

ただ、しかし、ことし民主党の代表選がありました。3人立候補されました。非常に自民党に近い方、また違う方、この民主党の、国の骨幹である外交、防衛、金融政策これらのぐらつき、そこをついて韓国の竹島、中国の尖閣、ロシアの北方領土が包囲をするように日本に押しかかってまいりました。そのことは今も続いているわけであります。政権にあるとき議論するのではなくて、今また野党再編、自民党にかわるべくそういう政界再編をやろうという話が出ています。この基本的なところ外交防衛は、じゃあどうするのだということを合意して、政権が変わるたびに基本的なものがあっちに行ったりこっちに行ったり、ころころ変わるようなことのないように、世界から信頼される日本になって国会で議論されるべきだろうというふうに私は思っておりますし、願っております。

毎年8月、私は議員にさせてもらってから、地区の戦没者慰霊祭に出て、慰霊の言葉を戦後生まれの私が読ませてもらっています。今、国会で議論されている方もほとんどが戦後生まれの方です。こういうことで私は平和を思う気持ちは皆さんと同じです。二度と戦争をしてはならない、そのたびにもそう思います。しかし、戦後70年、この平和を守ってきてもらったのは、ほかにも日米の同盟があったからだというふうに私は思っております。

そんな中で、平成24年8月1日新潟日報の記事を、私は衝撃を受けて今も切り抜いてあります。米兵が帰国後自殺するという記事です。皆さんもインターネットで米兵の自殺ということで検索してもらえれば、本当にアフガニスタン、イラクの戦争で亡くなった方よりも多くの米兵、若い人が、平和と戦争のギャップの間に心理的におかしくなって自殺に追いやられているということです。そういうアメリカの力も加わって、今日の平和があるのだということ認識してもらいたいと思っております。私は反対であります。以上です。

○議長　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、発議5号に関しまして、反対の立場から討論に参加いたします。6月議会において私は、同じようなことに対して賛成の立場をとりました。それは皆さんもご存じのとおりだと思います。その一番の理由は、衆議院における与党の強行採決にありました。強行採決後のことでしたので、与党の採決方法に違和感を感じたため、慎重審議が必要だと思い、賛成の立場をとりました。

しかしながら、現在は参議院での審議中ですので、今回はその動向を注視したいと考えております。ゆえにまだ審議中の案件の結果を見ずに意見書を提出するという事は、参議院での審議に意味を持たないということと同意と私は考えております。現在は意見書の提出のタイミングではないと考えておりますので、反対の討論をさせていただいております。

ただ、現在の政権に対して少なからずの疑問は持っております。果たして低投票率での国政選挙の結果を真の民意と捉えることができるのか。また、新潟第5選挙区は8万人強の獲得票で当選しました。有権者28万人に対して3分の1にも満たないということに関しまして、小選挙区での衆議院議員選挙が、果たして真の民意を拾っていると言えるのだろうか。各法案に対してこの状態の改善を図らず物事だけを前に進めていくことに対し、私は疑問を抱いております。今後は以上のことを前提に物事を正確に把握した上で、さまざまな議論を活発に行っていくことを期待して反対討論といたします。

○議長　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君　発議第5号 安全保障関連法案を廃案にすることを求める意見書の提出について、反対の立場より討論をさせていただきます。

さまざまな反対、賛成の討論を聞いておまして、やはりさまざまな角度からこの問題について取り上げられ、それぞれ説得力のある討論であるというように感じました。私なりの反対の討論をさせていただきたいと思います。実はこの討論をするのはとても勇気のいることだと思っています。あした自分がどうなるかというところまで、半分冗談ではなくて心配しています。

憲法問題がありました。独立国家であれば当然保有すべき——戦争はしてはなりませんけれども——最悪の場合戦争に訴えるという権利、そのための必要最低限の軍事力の保持、これは独立国家であれば認められています。しかし、敗戦によって日本はそれを放棄させられました。国家、国民を守るという最後の権利、これが今ないということです。これが正常な国でしょうか。

憲法解釈の問題がありました。これは私の個人的な考え、さまざまな憲法解釈の論文や本を読みました。ただの1つも今の在日米軍、米軍基地、自衛隊の存在、これが憲法に合致していると納得できる論評は1つもありませんでした。言いかえれば、日本国憲法9条をその条文どおりに捉えれば、憲法の制定過程は敗戦によって与えられた憲法であるということ、

これを考えれば、またポツダム宣言におけるアメリカ合衆国の日本占領、不定期にわたり日本の全てを変えていくと、こういった考えを知れば、やはりどう考えても今の憲法と現実を結びつけることはできないだろうと、それが私の考えであります。

では、どこにこの日本国を防衛する権限があるのか。それは皆さんもわかっているとおりです。どこにも出てこないけれども、アメリカ合衆国です。在日米軍であります。そうしたことが先ほど憲法議論にもあったように、70年の長きにわたって平和な国であり、そして世界に対しても平和国家として活動できた最大の要因であると思っています。米軍基地があるということ、これは日本が平和であるということのやはり最大限の要因であろうと思っています。

憲法改正の話がありました。これは本当に難しいです。できないと思ったほうがいいのかもかもしれません。現在の憲法がそのままであるということ。ということは、言いかえればそうした国家として持つべき権利を放棄していると状態にあるということ。これは中国や韓国の価値観に立つだけではなくて、戦勝国であるアメリカ合衆国にとっても同じであろうと思います。その権利は日本には持たせないよ、そのかわりに我々が守ってやる。我々の国益に基づいて守ってやるということになります。憲法を守るということはすばらしいことです。しかし、そうしたことが裏にあるということを知ってほしいと思います。

さて、次に自衛隊について言います。先ほど岡村議員から話があったように、朝鮮戦争の際の警察予備隊、そして保安隊、で自衛隊と名前を変えてきました。これはアメリカ合衆国の意向であり、在日米軍を補完する力として自衛隊が設置されたものであろうと考えます。そう考えれば、今回の安保法案もわかりやすくなると思うからです。

このたびの安保法案、11法案ありますけれども、これは2012年アーミテージ・ナイレポート及び今年4月安倍首相とオバマ大統領の間で交わされた日米防衛協力のための指針——ガイドラインですね、これの変更に基づくもので、日本政府が独自に防衛力を強めようと思いい日本政府が発案したものではありません。日米同盟をもとに米軍の指揮のもとにおける自衛隊の活用を日本国政権の範囲からさらに広げて世界的に拡大していこうと、さらにそれに伴う財政負担を日本も負担するという、これが目的であろうと考えています。

申し上げましたように、外交防衛に関しては米合衆国に従わざるを得ない現状では、日本国の国益の存否を常々問題によって考えながら、米国の要請したこと以外に現状では選択肢はないと思います。では、どうすればいいのか。このまま行くということでもいいのか、であればそれでいいともいます。

では、1つ解決策を提示して、この意見書を発議された岡村議員及びその政党に期待を込めながら、これからどうしたらいいのか提案をしたいと思っています。既に戦後の復興期も終わりました。非常に厳しい国際関係にあった東西冷戦も、もう終わってから25年ぐらいたっています。また、第二次世界大戦の惨禍の教訓によって、今や国対国の総力戦こうした戦争はほとんどなくなっています。そうした国際状況において、もう米合衆国による日本占領統治は終わりにする。名実ともに独立国家となる。そのために日本が進めるべき外交防衛政策と

は何か。

簡単に申し上げれば、まず国際連合において国連憲章 53 条、77 条、107 条、ここに規定される敵国条項、日本はこれに該当しているわけです。この条項は国連総会では廃案ということが決まっていますが、各国がその条項の削除に批准しなければ、この条項は残っていきま。さらにいろいろな説によれば、残念なことにこの敵国条項に該当するのは、日本一国だそうであります。ご承知のようにドイツは国も変わりました。国名も変わりました。イタリアも国体も変わりました。対象外と捉えられているのだそうです。我々日本一国だけが敵国条項の該当国である。そしてそれを中国は日本攻撃の材料に使おうとしています。

まず、日本がやるべきことは、国際連合においてこの敵国条項を削除するように、削除の批准を成し遂げるとい。そして、名実ともにこの条項をなくしてしまうとい。そして、国際連合加盟国ときちんと対等の立場に立つとい。やはりそういう中では、70 年間一切戦争をせず平和貢献に徹してきた、こうした実績が評価されると思。その上で国際連合憲章 51 条、集団安全保障——これは日本国憲法前文であります。そして、個別的自衛権、さらに必要であれば集団的自衛権をきちんと限定的にでも持つ国であるとい。そして、そうした権利があるとい。これを日本国憲法にうたうべきであらう、そう思。す。

そうした過程においてさまざまな議論ができるでしょう。さまざまな外交防衛はどうあるべきか、憲法の条文はどうすべきか、いろいろな議論あるでしょう。そういう中でやはり進めていってほしい。日本国の外交防衛とはそうあってほしい、そのように考えています。当然、そういう中では日米関係は非常に重要であります。しかし、現在の日米地位協定あるいは日米安全保障条約こうしたものをもう一回見直す、こうしたことも必要にならうと思。す。そうすれば先ほど田村議員が言われたように、沖縄の問題もある程度改善の方向が見えてくるでしょう。そうしたことを期待しています。日本の政治に期待しているのはそういうことです。

ただ、現状においては、現状の日米関係の力関係、歴史を見たときには……（何事か叫ぶ者あり）これぐらいわかってくださいよ。安保法案に反対することはできません。以上の考えから、この意見書には反対とさせていただきます。反対でよろしく願。い。ます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

発議第 5 号 安全保障関連法案を廃案にすることを求める……（何事か叫ぶ者あり）意見

書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第5号は否決されました。

○議 長 日程第8、第19号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第19号報告 継続費精算報告書についてご説明申し上げます。本件は、一般会計の継続費に係る事業が平成26年度で終了したことにより、継続費精算報告書を調製し、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。3ページ、別紙をお願いいたします。

表の左の欄に記載のように、10款教育費に係る大原運動公園整備事業でございます。上段、表の見出し区分は、左から全体計画、実績、比較の順で記載されておりますが、中ほどの実績の欄の最下段、計の行をごらんください。支出済額は21億2,235万円ほどでございます。内訳といたしましては、監理監督業務委託等3,427万円、施設改修工事費で20億8,380万円、上下水道と負担金が352万円ほど、その他手数料等で75万円ほどという内訳でございます。

財源のほうの内訳といたしましては、地方債で19億6,950万円、その他が1億4,800万円となっておりますが、これは平成25年と平成26年に財源として充当されておりますが、いずれもスポーツ振興くじtotoの助成金でございます。残りが一般財源485万円ほどでございます。右側、比較の欄をごらんください。左端の年割額と支出済額の差の最下段の計のところは、継続費予算の精算残高が134万2,460円というものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大原運動公園の1つの区切りではないかなと思っておりますが、支出済額21億円、地方債19億6,000万円。振り返ってみて、後年度負担等を考えた中で今後の財政に影響するように私は感じるのですが、そういう点、どういった判断をされているかお聞きします。

もう1点が、当初計画27億円という言い方をされたと思えますけれども、2期工事が残っているわけでありまして、残っているというふうにご想定するのか、私が最初申し上げたように1つの区切りとして考えていいのか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは最初の質問、振り返ってみて後年度負担にどう影響を与えるかという部分について回答させていただきます。起債の19億円につきましては、全て合併特例債を充当しております。ご存じのように元利償還金の7割という部分を交付税の基準財政需要額で見てもらえるという部分で、償還年数も長いので30年という形で設定してありますので、後年度負担の部分については大きな影響は与えないものと考えております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 前段についてはそういうことであります。2期工事につきましては、先ほど総務文教委員長さんのほうから調査事項の中で説明がありましたとおり、今までどおりの計画でいきますと、屋根つきの広場とかいろいろあったわけであります。ここに来て今いわゆる小野塚彩那さん関連の部分等も浮上してきておりますので、どういう形で決着をするかというのはちょっとまだわからない。ですから、区切りと言えば、1期、2期と分けたわけですので1期の区切りということでありまして、全体的にこれで全部終わりましたよということではありません。

ただ、内容がどう変更されていくのか。筑波大学の用地の関係、これは用地と言っても市が買収させていただいたわけですが、この整備等の問題もありますので、全体的に全て区切りがついたということではないと私はまだ思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一応の区切りというところで、これから新たな計画もあるやもということでもあります。ひとつ、財政的負担という、あるいはこれから何を基軸としてやらねばならないかというあたりが施政方針にも示されているのですけれども、全て財政が絡むこととなります。もう若干ひとつお聞きしますが、この7割交付金——交付金というのは元金に対する7割ですよ……（「単費」と叫ぶ者あり）そうすると、当初から言いましたように利息負担ですね。長いのは30年もあるようでありますので、そういった利息の負担等、要するに市が負担せねばならない額というのは、多分想定していると思うのです。それで、今後の計画を逐次立てていかなければならないわけありますので、この19億7,000万円のどれだけ市負担が出ていくのかというあたりをひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 詳しい数字的な説明は必要であればまた総務部長のほうから言いますが、先ほど部長が申し上げましたように、元利償還の7割ということ。ですから簡単に言えばこの3割を負担すればいいということ。ですから6億円です。そういうふうに思っただけならば、簡単なことです。元利償還の7割を交付税で補填しますということですから、残りは3割ですから。（「その額」と叫ぶ者あり）約20億円かかっていますから二、三が六億円ですよ。いくら頭をひねったってそれ以上の考えは出てきません。

〔「そうじゃないでしょう、地方債というのはこれは……」と叫ぶ者あり〕

○議 長 議長を通して発言してください。

〔「だって、答えてないから言ってるのです。俺は3回しかしゃべられないんだ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 総務部長。

〔「19億円というのが元利じゃないでしょう、元金でしょう」と叫ぶ者あり〕

○総務部長 19億円は元金でございます。7割というのは今ほど市長が申し上げましたように、元利償還金の7割を国が補填してくれるという制度でございます。ただし、もともと

合併特例債は事業費の95%しか充たっておりません。「しか」というか「も」というか、95%が充当率でございますので、95%に対して借金返済の元利償還金に対して7割ということでございます。戻ってくるのが事業費の7割というと、若干多めになります。六十何%、ちょっと正確な計算はできておりませんが、事業費の六十何%は戻ってくるという考え方でいいかと思えます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 元利とかという問題とはちょっと切り離していただいて、財政計画上、要するに元金の3割でしょう。そして今度は利息でしょう。利息の3割というのが何十年にわたってだからこれからの財政負担としてどういうふうになりますかという、金利が決まっていれば出るだろうという話でしかない。ところが、総額でどういう額を後年度負担していかなければならないというのは、常に必要ではないかということです。

私はいつも言いますが、前は優良債という形でよく言われたものです。ところが優良債でどんどん投資した結果、合併せざるを得なくなったと、こういう財政困難に陥ったわけですから、市長が6億円ですよと言って、6億円に絡む利息を計算するとどれだけになりますかという話を、認識を一にしたいがために聞いているわけでありまして。どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 細かい数字の説明は説明いたしますがいいですか。合併特例債を使用して、このことばかりではありませんけれども、ほとんどのハード部分はこの特例債を利用してやってきたわけですね。230億円から240億円ですか、まだそれを使い切ったということではありません。そういう中で、私たちは財政計画をきちんと立てて十分やっていけますと。そして後年度負担についても大丈夫ですということを出して、財政計画も皆さん方に説明しているわけです。

ですから、簡単に考えれば、それは小さい数字の上下はありますけれども、7割が特例債としてくるわけです。それはわかりますよね、元利償還で7割。ですから簡単に考えれば3割負担すればいいということ。その中で小さい数字の上下はありますよ。だから、例えば200億円としますと、3割ですから三、二が六十億円、市が20年あるいは30年なり、簡単に考えればですよ、細かいきちんとした説明は別ですけれども。そういうふうにご覧いただければいいということでもあります。

もう実際に単費を使っている部分もありますから。さっき言いましたように95%、特例債に該当しない100%の中の25%は、いわゆる例えば国の補助金をもらったとか、あるいは別の起債を起こしているとか、単費を突っ込んでいたりとかいろいろありますから、一概に全部こうだということは言えませんけれども。ですから、簡単に言えば3割を負担するものだと考えていただければいいということです。

あまり細かくぐちゃぐちゃ言いますと、本当にきちんとした数字でそれは財政計画の中に出しているわけですから、今ここで、口頭で説明しろと言われてもちょっと無理ですけど

も、そういうことですのでご理解をいただきたいということでもあります。おわかりでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で、継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第9、第20号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第20号報告 健全化判断比率についてご説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条の規定に基づきまして平成26年度決算に係る4つの指標を算定し、監査委員の意見を付して議会にご報告申し上げます。

1ページの表をごらんください。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、事業会計決算ともに赤字や資金不足は生じておりませんので該当がありません。実質公債費比率につきましては、前年度比0.6ポイントの減少で16.3%、将来負担比率は前年度比1.1ポイント増加の155%という算定結果でございます。

次に報告資料につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。総括表①、健全化判断比率の状況でございますが、上段の表、右側の4指標の算定結果が1ページのほうに転記されております。下段の表につきましては、財政健全化法で定める財政状況の判断指標でありまして、早期健全化基準とそれより少し危ない財政再生基準の2段階となっております。平成26年度の算定結果はいずれも基準値を下回っております。

また、この基準のほかに実質公債費比率には、皆さんもご存じのように18%というラインがございます。これは地方債協議制度になってからも実質公債費比率が18%以上の地方公共団体には引き続き許可が必要になるもので、公債費負担適正化計画の策定を前提に許可をされるということでございます。当市もこの18%を下回ることを目標に公債費負担適正化計画を策定し、財政の健全化を進めてきたところでありますが、平成24年度から18%以下となっております。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。総括表②、連結実質赤字比率等の状況で、これは実質赤字比率も含めた算定資料であります。一般会計ほか特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・剰余額をもとに、一般会計等に係る実質赤字比率、一般会計等以外に係る特別会計及び公営企業会計を含めた連結実質赤字比率の算定結果が記載されております。ページ左下の米印に記載のとおり、実質収支、連結実質収支とも黒字であるために比率はそれぞれマイナスという値となり、該当なしとなるものでございます。

次に5ページをごらんください。総括表③、実質公債費比率の状況であります。実質公債費比率を簡単に言いますと、年間の経常的な一般財源の収入のうちどれくらいを借入金の返

済に充てているかをあらわす比率でございます。計算式を簡単に説明いたしますと、基本的には借入金の返済額に当たります。表の①から⑦の合計が分子となります。⑮から⑰の合計の経常一般財源であります、標準財政規模が分母となります。これを基準といたしまして、分子、分母それぞれに引き算が加わります。⑧は特定財源として返済額の分子のみから控除いたします。⑨から⑭は、元利償還金に対して交付税算入される額として分子、分母両方から控除となります。

これにより算出された平成 26 年度決算に係る比率が、中段右側の四角、16.3%ということになります。この括弧書きにもありますが、実質公債費比率は単年度比率の 3 か年平均を用いることとなっておりますが、中段の右から 2 番目の表が直近 3 か年の単年度の比率であります。いずれも 18%未済であります、平成 25 年度で若干上昇しております。平成 19 年の財政健全化制度開始以来、減少を続けてきました単年度比率が、平成 25 年度で若干上昇に転じておりますが、原因は元利償還金の増加に比べ特定財源が減となり、交付税算入額等を含めた元利償還金からの控除額が伸びなかったことによります。

平成 26 年度決算における単年度比率につきましては、前年度比で 1.08 ポイントほど改善しております。これは分母の構成要素となる税収がそれほど落ちなかったことによる標準財政規模の維持と、分子における元利償還金の額について、一般会計では臨財債、合併特例債、災害復旧債などにより増加しているものの病院の償還等がまだ本格化しておらず、企業会計における償還額の減少によりトータルの償還額としてはそれほど大きく伸びなかったことと、逆に臨時財政対策債や合併特例債の交付税算入額が大幅に増えたことによりまして、実質公債費比率は単年度及び 3 か年平均での減少となっております。

公債費における基準財政需要額算入額の増加傾向は今後もしばらく継続することから、実質公債費比率は急激に悪化するということはありませんが、普通交付税の段階的な減少と病院再編関連の起債に係る償還が増加してくることにより、徐々に上昇に転じるものと見込んでおります。

なお、1 段目の表、①の元利償還金の額につきましては、決算書の公債費の額とは異なっておりますが、これは財政健全化法の規定により地方財政状況調査、いわゆる決算統計による数値を使用していることによるもので、具体的には借換債分など約 8 億 8,500 万円を控除して、産業育成資金の返還金 7,000 万円を加えたものとなっております。

6 ページをごらんください。総括表④、将来負担比率の状況でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、財政健全化法で定める早期健全化基準は 350%となっております。言い換えれば、借入金などの負債が経常的な年収の 3 年半分を超えると要注意ということでございます。

将来負担比率では平成 23 年度、平成 24 年度とわずかながら上昇していたところでありましたが、平成 25 年度決算では若干減少しております。平成 26 年度決算では 1.1 ポイントほど上昇しておりますが、傾向といたしましては平成 25 年度決算とほぼ同様でございます。

上段、将来負担比率の表、左端の地方債現在高は減少しておりますが、病院再編の進行と

ともに企業債と繰入見込み額は増加しており、平成 25 年度とは入れかわっておりますが、トータルとしては大きな増とはなっておりません。

2 段目の表、充当可能財源等は災害や合併特例債対象事業により交付税に係る基準財需要額算入見込み額は増加しておりますが、これもトータル的には大きくは変わっておりません。ただ、標準税収入や臨財債が前年度とあまり変わらなかったため、標準財政規模はそれほど伸びなかった割に増額となった算入公債費が引き算されたために、昨年度比較 1.1 ポイント上昇の 155%という算定になったものでございます。

地方債残高に占める合併特例債、臨時財政対策債の割合が高まっていることから、公債費等に係る交付税算入額により現状ではわずかな上昇傾向であります。今後の水道事業の資本費平準化債あるいは新市立病院関連の起債の増加に伴い、急激な動きにはなりません。上昇に徐々に向かうものと思われま。

なお、ここでも 1 段目、将来負担額の表、左端の地方債の現在高については、決算統計の数値を使用しておりますので、主要な施策の成果の概要あるいは監査委員の意見書に記載されております額とは一致しておりませんので報告いたします。

以上で第 20 号報告の説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間ですが、平成 27 年 7 月 31 日から平成 27 年 8 月 18 日まででございます。審査の方法につきましては、審査に付された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律と関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。健全化判断比率の状況ですが、先ほどご報告がありましたとおり、実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費比率は 16.3%、将来負担比率は 155%といずれも早期健全化基準を下回っております。

以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いいたします。実質公債費比率の件ですけれども、順調に減ってきていまして、このことだけで財政状況を云々するつもりはないのですけれども、これはいい傾向だなと思うのです。ちょっと説明の中で気になったのは、今こういうふうに減ってきていますけれども、これから病院の関係やらが出ると、極端には増えないけれども徐々

にまた増えてくるだろうという見通しの中にあります。財政計画の変更と申しますか、今、見直し中だそうですので、いろいろ変更後の計画というのは私は把握していませんけれども、この16.3%というのはどの程度まで今後上がって、それを抑えるためにどのようなことを考えているのかというところを教えてください。

○議長 市長。

○市長 この件につきましては、先ほど総務部長がちょっと触れましたように、特に新しい病院の機器ですね、医療器具、これが大体10億円前後かかるわけでありまして。機器関係は償却期間が大体5年となっておりますので、ですから、大体年間2億円。そうしますと、まだ細かい数値は出しておりませんが、今までは、償還額と申しますか1億円増えると1ポイント実質公債費比率の数値が上がるということで、大体概略は把握してきました。

ですから、例えば2億円それが5年間増えるとしますと、2億円ですから2%上がるかということですが、そこまでは上がることはないだろうと。あまり上昇比率が高くなるようであれば、10億円という部分については今の基金の関係か何かで、いわゆる償還分から外すということも考慮しなければならないかも知れないという程度です。

18%になったからまたどうだこうだということではありませんけれども、単年度ですとまたそういうことが出てくるわけですが、3年の平均値になりますので、実質的に18%を超えるということにいつ到達するかというのはちょっとわかりませんが、そう長い期間これが続くわけではないわけです。

けれども、短期間にそういう部分が出てくると、そこでちょっと考えなければならないことだろうということで、先般も財政と話したところであります。ですので、まだ数値的にはっきりとした部分まではわかりませんが、病院事業が完了してきちんとした数値が出てから、また財政計画等も含めてこの辺をもう一度再検討しなければならないという状況だと思っております。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議長 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 所信表明を聞いていまして、7ページから8ページにかけて病院会計のことについて、かなり「おや」と思ったものですから聞かせていただきます。病院会計につきましては、今回は6億8,000万円余りの純損失が出たと。その原因として、過去に受けた補助金部分を含め減価償却をすることになったと。私が昔事業をしていたころには、当然これは圧縮記帳という形で実際にかかったそういう投資額に対しての減価償却で済んでいたわけでありまして、こうした補助金も含めて減価償却をするとすると、現金支出は伴わないにしてもかなり帳面が真っ赤っかになってくるわけでありまして。これはほかの水道事業とかそういう方面でもこれが援用されるのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 水道事業会計のほうは、ことしの予算だったか何かの中で説明したのです。

水道も同じことです。ですからちょっとこれから説明しますけれども、病院の誰かいたか——ちょっと説明してください。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 先ほどの話は水道事業も全く同じです。平成 26 年度からの会計基準の見直しがあったということで、平成 25 年まで実施をしておりました減価償却の方法、みなし償却という方法ですけれどもそれが平成 25 年度で廃止をされたということで、平成 26 年度からはフル償却になるということで、減価償却額が大幅に増えるという状況は、水道も病院も同じということでもあります。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 病院のほうですけれども、今ほど説明がございましたように、償却については補助金分についてはみなし償却ということで、いわゆる償却の項目に上げる必要はなかったのですけれども、今度はここで平成 26 年度公営企業法の規定が改正になりましたので、それも含めて償却にのってくるということです。ただ、これについて現金支出はございませんので、そういった経営直接の問題はないですけれども、一応会計上はそういった記載になったということでございます。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これは決算議会ですからここまで言うことはないのですが、これから新市立病院もできてきます。水道事業であれば、水道料の算定にもこれは影響するわけでありましょうけれども、現金支出は伴わないと言いながら、やっぱりかなり心理的な面でこれは重く私は乗っかってくるのではないかと考えています。

心配のし過ぎかもしれませんが、例えばお医者さんを連れてくる場合、財務状況とかを見るわけですが、それはいかにどういう言いわけをしようと、やはりこの部分についてはあまりいい形ではない。特にこれからの新市立病院については、どうでしょうかね、十二、三億円の補助金が入ると思っておりますけれども、これについての市長のこれからの心構えとございますか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 議員おっしゃるように、数字的にはいい数字ではありませんので、その部分だけを例えばごらんになって、なかなかこういう厳しい財政状況の病院には行きたくないなんてことになる可能性がないばかりではありませんけれども。ただ、結果的には全て、収益的収支あるいは資本的収支の関係も先ほど触れましたように、一般会計で補填すべき部分、補助とする部分は全てしてございまして、赤字体質にはなっておりません。トータルで見ただけならばそういうことだろうと。

収益的収支のほうを見ますと、今、病院会計は 1 回出ましたけれども、昨年、平成 26 年度に水道会計もそれが 1 回出たわけですね、収益的収支が赤字で、赤で出ました。減価償却がどんと増えましたので。ですので、それはそれで、単年度——単年度で終わるかどうかは別にして、説明さえ尽くせばそう問題のない数値だとは思っておりますけれども、それにして

も急激な変わりようでありますので、気持ち的には私もあまりいい気持ちはしておりません。以上です。病院の関係の皆さんも同じであります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 監査のほうで報告をいただきました連結実質赤字比率について関連してお伺いをしたいのは、平成26年度はマイナス14.94%ということで、単年度で見れば大きな黒字会計であったわけです。けれども、監査委員のほうで総括の中でも書いておられましたけれども、要は不納欠損処理ですね。不納欠損処理額が1億6,702万円にも達しているという部分が出ていました。こういうような不納欠損処理をした中で、連結で赤字が黒字であるという部分が出てくるわけでありまして、こういう傾向が平成27年度も非常に大きくなる。滞納の額を見ても増え続けておりますよね。そうすると監査委員としては、率とすれば確かに黒字決算であっても、こういうような不納欠損処理額が増えてくるということに対して、どのようなご意見をお持ちかということをちょっとお伺いしたい。

○議 長 代表監査委員。

○代表監査委員 今ほどの質問につきましては、これから報告する水道事業会計及び病院事業会計、両方とも今年度、平成26年度から病院の会計基準が変わっておりますので、その件については指摘もさせてもらいましたけれども、将来的にこういう形で比率が変わっていくということは、会計基準の変更でもうやむを得ないものだと考えております。

ただ、指摘もさせてもらいましたけれども、いつまでも繰入金、繰入金で穴埋めするような形ではなくて、あくまでも独立した会計になっておりますので、やはり内容についてもきちんとした形で経理、経営をやっていただきたいと考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ありがとうございます。不納欠損額のほうですね。その額が増えつつあるということに対して心配をしているわけです。単年度計であれば多分黒字は出せるだろうと。ところが、こういう傾向が滞納が増えていく中で不納欠損が増えていくということに非常に心配をしているわけでありまして。会計基準が変わったという以前に、全体の会計としてどうなのかという心配事をしてしまうわけでありまして。この辺についても監視をしていったからどうということではないと思うのですが、ただ、税金の使い方としてこういうふうにすべきでないかという部分も、多分監査のほうとすれば担当課のほうにそういう意見は出されたのではないかと思います。もしそういうご意見ありましたらお聞かせ願いたい。

○議 長 代表監査委員。

○代表監査委員 今ほどのご指摘のとおり、不納欠損につきましては水道の分ばかりではなくて、ほかの項目、ほかの関係でも結構不納欠損でもって償却といいますか、それでもって帳面から別にするというケースが非常にあります。けれども、それについてはそれぞれの各課で考えていただいて、ぜひとも不納欠損額を減らしてもらうような対策をシビアに考えていただかないと、規定どおりということでもって毎年毎年、基準でことしできなかったからもう不納欠損で処理しましたというような体制では、やはり非常にまずいと思います。そ

こら辺のところは今回も指摘をさせてもらいましたけれども、個々の対応についてはもう少しシビアに、徹底した税金の収入、不納欠損についてもそうですけれども、そこら辺のところについてはやはりもう少しきちんとした対策なり、いかにして不納欠損額を減らすか対策をとっていただくように、今回の監査報告でも指摘をさせていただきました。

○寺口友彦君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第 10、第 21 号報告 資金不足比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 21 号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。第 20 号報告に同じく、財政健全化法第 22 条の規定に基づく公営企業の経営健全化の指標でございます。公営企業ごとの資金不足の額が、営業収益から受託工事収益を除いた額であります事業規模に対してどの程度の割合かを示すものでございます。算定式は資金不足額を事業規模で割ったものでありまして、この資金不足額は先ほど第 20 号報告で申し上げました連結実質赤字比率の算定に用いる資金不足額・剰余額と同じであります。

1 ページの表にありますように、水道事業会計及び病院事業会計及び下水道特別会計の 3 会計では資金不足は生じておりません。なお、財政健全化法で定める早期健全化基準値は 20% でございます。報告資料の 3 ページをごらんください。

上段の表が公営企業法適用企業であります水道事業会計と病院事業会計であります。表の (1) a 引く b、流動負債から企業債等を控除した額から (2) の c 引く d、流動資産から貸倒引当金等を控除した額を引いた額が (3) の額で、財政健全化法施行令により算出される資金不足額あるいは剰余額ということになります。(3) では不足額がマイナスということですので、連結実質赤字比率に用いる数字は (5) では剰余額となりまして、水道事業会計、病院事業会計いずれも黒字ということでございます。したがって、(6) が資金不足額となりますが、不足がありませんので数字が入っておらず資金不足比率は該当がないということでございます。

下段の公営企業法非適用事業の下水道事業では、上段の法適用の表と同じ見方で (1) 引く (2) が (3) になっておりまして、これがマイナスの赤字ということでございますので、(5) で剰余金となりまして黒字になります。これも資金不足はなく、資金不足比率は該当がありません。以上、第 21 号報告についての説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは平成 26 年度決算に基づく資金不足比率の審査の報告を行います。

す。審査の対象につきましては、平成 26 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間でございますが、平成 27 年 7 月 31 日から平成 27 年 8 月 18 日まででございます。審査の方法につきましては、審査に付された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。特別会計の水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計はいずれも資金不足がございません。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 3 時 15 分といたします。

〔午後 3 時 00 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 15 分〕

○議 長 日程第 11、第 22 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 22 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明をいたします。これは地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定に基づきまして、市が出資している六日町街づくり株式会社の経営状況を説明するものでございます。

それでは第 21 期のこれは平成 26 年度でございますが、事業報告書及び決算書をごらんください。はぐっていただきまして 1 ページの 1、現況に関する事項の（1）事業の経過及びその成果でございますが、21 期におきましては図書館が 6 月にオープンをしまして、大型のスーパーそれから内科、整形外科のお医者さん、それから日常生活の衣料品及び図書館ということで、文化・健康・商業の一体型施設として高齢者から年少者まで、幅広いニーズに対応した施設として生まれ変わりました。図書館には日平均で 900 人弱という来館者がありまして、各テナントへの相乗効果も大きいものと思われまして。

テナント全体の売り上げでございますが、前期 20 期との対比では 96.4%、客数対比では 102.4%となりました。21 期から各テナントの賃貸契約方式を固定賃料の契約としたことなどから、街づくり会社の決算は売上高 1 億 9,204 万円で前期比 103.9%となりまして、当期

の純利益は1,142万円で前期比123.3%となっております。

続いて(2)の売上高の明細でございますが、先ほど説明したとおり固定賃料収入が前期比で103.8%となっております。施設使用料収入の減額につきましては、図書館の設置に伴いまして建物の専有面積が減ったことから、駐車場使用料金等が減額になったなどが主な要因であります。共益費の収入につきましては、図書館がオープンとなったこと、あるいは消費税の増税分などから、前期比で120.6%の増額というふうになっております。直営の衣料品店の売上高につきましては、前年並みとなっております。

続いて2ページですが下のほう、(6)財産及び損益の状況の推移でございますが、第21期の売上高は1億9,204万円で前期比103.9%となりまして、当期の純利益は1,142万円。これは前期に比べまして123.3%となっております。この結果、純資産は3億1,067万円というふうになりました。3ページの(9)従業員の状況につきましては、記載のとおりパート従業員をあわせて9名というふうになってございます。

次の2、会社の株式に関する事項につきましては、記載のとおりで前期と変更はございません。

続いて4ページの会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり7名の取締役と3名の監査役というふうになっております。

5ページの貸借対照表でございます。表の左側、資産の部の流動資産5,482万円は、現金及び預金が主なものになっております。有形の固定資産9億1,493万円につきましては、減価償却費の関係で前期比1,900万円の減というふうになっております。資産合計は9億8,089万円、前期から比べて2,232万円の減となっております。

表の右側、負債の部の流動負債3,587万円は、前期に比べ44万円の増となっております。固定負債6億3,434万円は、前期に比べまして3,400万円の減というふうになっております。負債合計6億7,022万円は、前期比で3,375万円の減というふうになってございます。

6ページ、損益計算書でございます。売上高が1億9,204万円で、売上原価が3,987万円、売上総利益これは前期に比べまして789万円の増となって、1億5,216万円となりました。この売上総利益から販売経費及び一般経費、一般管理費ですね、これを引いて328万円の営業利益となりました。ちなみに前期の第20期は58万円の営業損失、いわゆる赤字でありました。営業外収益は121万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益は429万円となりました。

特別利益のところですが、これは組合生活センターが退店による敷金返済金のうち、新潟県の持ち分これを高度化資金の繰上償還に充てた債務免除益850万円というふうになってございます。この結果、前期より215万円ほどの増1,142万円の純利益となりまして、前期から2期続けて黒字経営となりました。今後もさらなる安定経営に向けて、経営改善を進めていくこととしております。

7ページの株主資本等変動計算書は記載のとおりで、2ページのところでも説明しましたがけれども、純資産の合計は前期より1,142万円ほど増えまして、3億1,067万円となっております。

ります。

続きまして第 22 期 平成 27 年度の事業計画書及び予算書をごらんください。1 ページの 1、基本方針につきましては、記載のとおりでございます。2 ページにつきまして、会社の役員に関する事項については、記載のとおり平成 27 年の 6 月の株主総会におきまして、5 名の取締役と 3 名の監査役が選任されました。前期までは市から副市長が取締役に選任されておりましてけれども、今期から市からは取締役を選出しないということとして、監査役への会計管理者の就任のみというふうになっております。

3 ページの第 22 期の予算書でありますけれども、第 21 期の決算額との比較表になっております。売上高はテナントの賃料あるいは直営店の売り上げなどでございますが、1 億 9,272 万円で前期と同程度を見込んでおります。売上原価は直営店の仕入れ原価 4,097 万円で、売上総利益は 1 億 5,175 万円となっております。人件費や地代、共益費支払など、販売費及び一般管理費が 1 億 4,433 万円で、営業利益は 741 万円を見込んで経常利益は 841 万円というふうになってございます。特別利益 850 万円は、先ほども説明しましたけれども、組合生活センター退店による敷金返済金のうちの県の持ち分を高度化資金の繰上償還に充当するという債務免除益として計上したものであります。これらをあわせまして第 22 期の純利益は、前期の決算比 385 万円増の 1,527 万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明しました貸借対照表それから損益計算書、予算書など資料の記載金額につきましては、1,000 円未満を切り捨てて表示したものでありますので、一部の合計数値が一致しない部分がございますのでよろしくお願いをいたします。以上で第 22 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずお伺いをしたいのは、資料 1 ページ売上高明細の共益費収入 6,929 万 2,000 円となっております。昨年度より 1200 万円ほど増えているわけですが、市がじゃあ負担をしたのはいったい幾らだったかというのをちょっとお伺いをしたいと思います。

それから貸借対照表 5 ページに関連してですけれども、この会社自体が要するに未払い等があったり、あるいは家賃の未収があったりということでもいろいろ議論があったわけでありましたけれども、心配していた部分というのを要するに支出の中で、平成 26 年度でありますけれども、販売費及び一般管理費となっている中の租税公課、それから減価償却費、それから共益費支出というところがどのようであったのかということをお伺いをしたい。

もう 1 点は現金及び預金が 3,790 万円ということでもありますけれども、高度化資金の返済が平成 29 年以降が年間 2,000 万円というのが待っているわけでありまして。ちょっとこの未収金と未払金等を考えても、この金額で果たして年間 2,000 万円という返済に耐えられるのかどうかというような心配がありますけれども、決算の報告の中でどのような説明があったのかお聞きしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の1ページの共益費の部分でございますが、これにつきましてはエアコンですとか消パイ関係、いろいろなそういった部分でのテナント部分の共益費になっておりますが、市のこの部分の収入についてちょっと手元に資料がございませんので、後ほど説明をさせていただきます。教育委員会でわかりますか。教育委員会のほうでわかるようであれば後で、図書館部分ということになると思いますのでお願いします。

それから、5ページのところでございますが、高度化資金、これから予定では2,000万円ということですが、会社のほうから聞いているのは、なかなかその2,000万円そっくりそのままというわけにはいかないということで、毎年、高度化資金のほうは県のほうと協議をしながらということで、一応1,000万円ぐらいということで話は聞いております。この辺はいわゆる変更改善計画等々で何とか半額以上めどが立てば、その返済期間が延びるというようなこともございまして、県のほうと交渉しながらというふうに話は聞いてございます。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 図書館分の共益費でございますけれども、通常の運営費それから民間から借り上げてある土地、合計いたしまして2,001万円強でございます。内訳につきましては、建物の持ち分案分38.15%を基本に運営費を負担しております。運営費につきましては正確な数字が今はわからなくて恐縮でございますが、1,500万円前後だと思っております。それから土地につきましては、同じく38.15%の持ち分案分で行っておりますけれども、1,000万円強の土地借上料を38.15%に、街づくり会社とそれから市の土地の持ち分を修正をかけまして、41.数パーセントだと思うのですけれども、500万円強ということであわせて2,001万4,908円ということで、市では負担をしております。以上でございます。

〔「もう1つの租税公課、減価償却、共益費支出これは幾らですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 税のほうのここに書いてございます未払法人税等につきましては、時期が到来していないといえますか、いわゆるその時期のずれの関係でということと全部入ってというか、未納部分がございません、という話を私どもは聞いております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 答弁漏れですけれども、要はこの販売費及び一般管理費の中で、租税公課固定減価償却費、共益支出費は幾らだというふうな報告があったのかということとをさっき聞いたわけです。これは数字をお聞かせ願いたい。

もう2回目に立ってしまいましたので、この共益費が1,200万円増えたわけですけれども、図書館で市負担が2,001万円ぐらいとすると、この共益費収入が6,929万円という部分が出ているわけですね。ほかのテナントのほうから4,900万円ぐらいそのまま負担をしていただいたという計算になるわけですけれども、あそこの店舗で実際に使っている時間とかを考えれば、前期第20期に比べてそれほど時間が延びた、日にちが延びたわけではないわけです。それに対してこれだけの共益費収入が上がっているということは、どうなのかなというところ

ろの説明があったかどうかをお聞きしたいわけです。

高度化資金について、2,000万円の返済については、今時点で非常に苦しいと。1,000万円ずつにして支払期間を伸ばしていただきたいということを、県と協議中だという話でありますよね。そうすると、新たな負担、支援は、市は1円も行わないという方針でありますから、本当にそういうようなことをやりながら、街づくり会社として運営していけるのかどうかというところまで突っ込んだ説明はありましたか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 大変失礼しました。租税公課のほうでは経費のほうですけれども、第21期につきましては1,200万円増の税金と。これは固定資産税、消費税、法人税等々でございます。

それから返済の関係でございますけれども、これにつきましては県のほうと協議をしているところでございますが、県のほうはといいますか、少なくとも少しでも多くということがあります。会社のほうとしましても、会社の経営が成り立たないという形にはいきませんので、そのぎりぎりのところでお願いをしているというふうに聞いてございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 減価償却費と共益費支出であります。本来であれば大家さんでありますから、共益費の部分はテナントさんから全部いただいて、そのまま共益費は電気であるとかそう全部支払うわけです。それが第21期は共益費収入6,929万円も上がってきているわけで、これほどかけて共益の部分について電気とかそういうところをやったということですよ。それが支出として幾らだというふうに、やっぱり市の負担のほうは2,001万円だったそうですから、引き算をすれば4,900万円ぐらいになるわけです。ほかのテナントさんがそれだけ支出をしたということであれば、確認ができたということであれば、何も申し上げることはないわけです。そこがどうなっているのかということ。減価償却については建物が1年ありますから、それほど大きくは減っていないでしょうけれども、減価償却幾らで計算をされたのかということをお伺いしておきます。

これら全てが街づくり会社に対して支援を行うといったときに、私はそういう支援ではなくて、一旦ここで締めて再出発をさせるべきだということで、当初予算のときに、申しわけないですけれども修正案を出したわけです。それが否決をされたわけです。そのときにも心配だからということを使ったわけです。第21期についてこういうふうに数字が上がってきたのだけれども、本当に大丈夫なのかというので細かいところをお聞きするわけです。

市として監査役に出ているらっしゃいますよね。ですので、きちりと監査をしていただいて、当初の計画どおりにちゃんとやっていたかなければ困るのです、税金を投入しているわけですから。聞くところによると裁判も起こされているそうですから。ですので、そういうところはきちんとした報告がなされるようにしていただきたいということでもあります。

○議 長 副市長。

○副市長 きちんとなるかということで私も心配でちょっと計算をしてみますと、例

えば売上高経常利益率でいきますと、18期はマイナス0.2でした。それが21期になりますと2.2%、これは本来5%以上あったほうがいいんですが、そこに近づいているということでありまして、自己資本比率にしましても18期では23.8%でしたが、21期だと31.6%ということに、いわゆる安定性は50%——普通は30%以上でいいんですが、もう少しこう近づいて行っているという状態になっております。

また、もう1点は固定比率を見ますと、298%、これは本来100以下がいいんですがちょっと高い部分はありますし、短期の安定性を見ますと、流動比率のほうで152%ということでもまあ一般的な範囲ということで、おかげさまでいいほうに向いてきているということですので。今ほど産業振興部長がお話ししましたように、収益も出てきております。問題は県のお借りしているものをそっくりすぐなせるかというのは、それはなかなかできませんけれども、会社としては固定賃料ですので経費を安くして利益を上げてということで、存続できるというふうに私は考えております。

それからもう1点の共益費の何かの部分ですが、これは先ほど社会教育課長が説明しましたように、38.何がしと48の何がしできちんと割っておりますので、それ以上、つけ足しをするということはありませんし、かかったものを案分させていただいて支出をしているということでございます。以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 1つ申し上げておきますが、例の借入金です。市が3億円近い補助金を出して、いろいろやった際にご説明申し上げましたように、年間2,000万円をお返しをしていくと。あと5億円ちょっと残っているわけですから。しかし、その1年1年の中でそれが達成できないときは、また改めて協議をしながら翌年度にまたもっていくということで、2,000万円が確実に返せるという状況は見ておりません。それは県とも、当然ですが我々が確認済みですから、我々も含めてですね。全く返さなくていいなんていうことにはならないわけですが、延長もやむを得ないということは、大体内々にお話しして、これは私のほうから議会に報告しているわけです。ですので、それはいっぱい返せるほうがいいのですがけれども、半分あるいは3分の2とか、年度によっては若干減ることもあるかもわかりませんが、それはきちんと協議の上で、承知の上でやっていくということになっておりますので、その点については私はあまり心配はしておりません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど質問があった中で答弁漏れがありました。減価償却これについては、私どもが確認しているのは、全体で大体1,900万円ほどで、昨年、前期と比べましても若干8万円、9万円、10万円ほど下がっておりますけれども、それほど下がるものではありません。

なお、共益費につきましては、それこそエレベーターですとかそういった空調関係も含めてもろもろの部分でございますので、収入のほうにつきましては、会社の本体部分、それから直営店の部分、これについては収入の中には上げていないということでございますけれど

も、全体として収入が 6,900 万円のうち共益費として該当になっている部分というのは、8,000 万円ぐらいであるというふうに聞いております。以上です。

〔「4 回目になってしまうが、終わりですか。ちゃんと教えてくださいよ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 些細なことかもしれませんが、先ほど 16 番議員の質問にも答弁がございましたが、減価償却費であるとか、私はやっぱりお金の流れについて、なぜ 2,000 万円程度償還するというのが 1,000 万円どまりであるかということについて、聞かせていただきたいと思っています。

帳面上は債務免除益があるわけでありましてけれども、あと、要は現金収入にならないのがこうしてあったりして、また固定賃料の収入、あるいは共益費の収入、16 番議員の質疑にもありましたが、じゃあ実際どのぐらい入ってきているのか、帳面上の契約に対して。この辺が心配ないのかなということについてもう 1 回私も聞かせていただきたいと思っています。未収とかそういうのがあるのかないのか。それが目標償還額の 2,000 万円に対しての影響がどの程度あるのかということについて聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それぞれ会社の中の各テナントからのいわゆる未収金といいますかこれについては、全く 100%それが入ってきているということではなく、遅れて入ってきたりとかということはあると聞いております。ただ、それが経営の中に影響するというふうには聞いておりません。

返済といいますか高度化資金の返済に対しましても、一応先ほどから説明していますように、県のほうとのやりとりの中でぎりぎりの線で、会社の存続という部分と、将来的な計画を踏まえた中で、返済のほうを行っているということで交渉しているということでございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の質疑を聞いた中で、回収が終わって即きょうの報告で 2,000 万円の返済予定が 1,000 万円。それもどうかというような話になりますと、1,000 万円以上ということですから、希望ですよね。そうすると、我々に示されたこの財政試算表で何がもくろみ違いだったかということが、きちっとここで示唆されて、そして財政計画を要するに次の事業計画をとることになるわけですが、その点を、見込み違いの部分のひとつお聞きしておきたい。

それと、このときは平成 38 年までの返済計画、その時点で私が指摘したのが、平成 38 年末で 2,000 万円ずつ返したとしても 3 億 5,000 万円の残が残るではないかという話をした経過がございます。それほど、それをいくらでも伸ばしていかれるのだというような、その程度の話であったのかどうか。本当にそんなことでこの計画が許されるのか、その辺をお聞きします。

もう 1 点がこの会社は多分テナント、今度は自分の店というのは大したことではないと思

うんですが、テナントで成り立っている会社だというふうに私は見ているのですけれども、その辺をそうではないんだと。これこれこういう健全な形ができる要素というのはこういうものなんだ、というところをきちっと教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 全体的に申し上げますと、この会社はテナント収入です。ほかに特別の収入源があるわけでもありませんし、いわゆる賃料テナント料でその返済をしたり、会社の経営、人件費を払ったりということです。ですから、ほかに何かうまい汁があって、そこから返せるのだなんていう話は全くないわけでありまして、財政計画を示したときも何とか2,000万円ずつ返していけばこうなりますと。さっきおっしゃったように、それを計画どおり実行したにしてもまだ残ると、それについてはまた協議しましょうとこういうことで、県あるいは中小企業金融公庫ですか、そこと話がきちんとできたわけでありまして。

その返済額についてもこの2,000万円という予定はきちんと立てますが、その年度、年度によってそれぞれ収入の部分も変わってくることもありますので、これについては固定してそれじゃなきゃもうだめだということではなくて、達成できないときはまた改めてその年に協議をして、翌年度にどうするというところでやっていきたいと思います、ということなんです。

返さなくていいということではありませんし、ただ、長期的になるということはこれはもう先方も当然ご承知のとおりであります。先方もここで例えば潰して、全部債権がいわゆる回収できないということになりますと、これもまた大変なことですから、ある意味そういうことでもお互いがウィンウィンとまではいきませんが、お互い納得した上でそういう協定をするということなんです。

ですから、特別ほかには収入はないわけでありまして、この共益費あるいは賃料ですね。さっき、産業振興部長が言いましたように、今度は固定賃料にしましたのでそれが若干伸びた。これは6月からか、やったのは4月から固定賃料でやったのか……（「はい」と叫ぶ者あり）その部分でありますので、その固定賃料分が増えている。それによって増えた部分がありますので、その賃料が上がったということ、これはここで数字に出ているわけです。そこの中であとはやれることは、結局、会社の経費をどこまできちんと削減できるかということにかかっていることだと私は思っております。

やっぱり人件費ですね。この部分をどう削減していけるか。これがこれからの大きな課題であろうと思っているところであります。

〔「収支計画との大きな見込みの違いは何ですか。」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 見込みの違いは結局、収入そのものは大体わかっているわけです。収入そのものは、確か。だって、固定賃料とそして共益費のそれしかほとんどないわけですから。それはご存じだと思います。ほかに何かあるわけじゃありませんから。そうすると、内部的な中でのいわゆる経費の削減ということでもあります。今、従業員が9人いるわけですね。これをいかに削減していけるか。効率的にやっていけるかということだろうと思っております。

初年度でありますし、その図書館の中での売り上げの増にどう結びつけられるかという部分も、まだまだその序の口と申しますか、出だしでありますから、この平成 27 年、次の 22 期、この中でどういうふうに図書館に入っている皆さん方を、お店のほうに呼び込めるか。このことはやっぱりまた大きな、それぞれのテナントの皆さんの大きな課題であろうというふうに思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 収入は限られていると申すこの計画を立てたということは、達成できないことを計画していたんだということですよ。そして、この人員、要するに経費の削減と言いつつ、今回は職員が 1 人増えていますよね、1 名増と書いてあるわけでありまして。そうすると、必要で増やしているわけですから見込み違いのところはきちっとわかって、そして賃料はテナント料は固定化してきたということになれば、伸びる要素がないということだと思ふんです。お客を呼び込んで売り込めば売り上げが上がるというのは、自社のその衣料品のところだけだと思ふんですよ。

そうすると、この計画はやり直したものを示して、早急に県との交渉を全体でやらなければならない問題ではないかなというふうに私は感じるのですけれども。私はこのとき、私が一般質問をするときもらった品物ですよ。平成 24 年 3 月収支計画書、これがずっといきているわけでありまして、それに沿って 2,000 万円ずつ返しますという約束をしている。それがまだ始まったばかりに 1,000 万円はくだらないようにしないと交渉ができないという話ですが、私はそれでこの財政報告というか事業報告、決算報告をいただいてもあまりこれは信用できない品物だなというふうになってしまうのですよね。

そして最終的にはどこが責任を持つかという話になってくるわけですから、やっぱりきちっとした収支計画を示して、それに基づいて監査をきちっとしていくと。役員は来年から出ないという今の報告もありますから、その辺をどういうふうに捉えているのか。これではちょっとまずいんじゃないですか。どうでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 ファミスタという部分が、これが伸びれば伸びる部分です。ただ、打ち出の小づちほど、どんと伸びるわけじゃありませんから。それと賃料ということで、これはさっき申し上げたとおり。ですので、従業員が 1 人増えているという部分については、私はなぜこういうことなのかちょっとわかりませんが……（何事か叫ぶ者あり）当期 2 名減っているじゃないか、増えているのではないですよ。当期 2 名減少と……（「増えたのが 1 人」と叫ぶ者あり）

財政計画については当然ですけれども、もっと従業員の数を確か減らして計画をしているわけでありまして、そのほかにさっき触れましたように、財政計画そのものは我々というより県あるいはその中小企業金融公庫のほうでそれを了承して、ではそうしましょうと。ただし、達成できない——1,000 万円以上返さなければ交渉ができないなんていうことはないんです。例えばゼロであったと——例えばですね。だけれども、こういう理由でことしはゼロ

でありました、これでそれを何年も続ければおかしくなりますけれども、そういうことの弾力条項的なことはきちんと私も確認してありますので、長期にわたって返済をしていくという概念でご理解をいただきたいと思っております。

来年も確かいつきに 2,000 万円までいかないとも思うのですね、27 年度も、いつきに 2,000 万円まではどうもいかないだろう。しかし、そういう努力を重ねながらやっていくということで、皆さん方からそこをご理解いただかないと、私の答弁はここまででありますのでそういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今期、ちょっとこれには詳しく出ていませんが、予定では高度化資金を 283 万円返すということになっています。これは達成しているということで理解しているのですか。そして、先ほど申し上げましたように、この収支計画は無理だということであるならば、きちっと会社と協議した収支計画を提出できますか。それをやるべきだと私は思いますが。そうしないとあれは架空で、これは架空で達成できないと言ったって、そのままいけるのだというような答弁では、私はならないというふうに考えていますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど申し上げましたように、収支計画はそういうふうを立てて、それに近づけるように、目標、努力しているわけです。その年度、年度で達成ができないことも当然あり得ますので、その収支計画そのものを大きく変更するというではありません。ただ、単年度の中で達成できないという部分が出れば、それをじゃあどうするのだと。それについては当然ですけれども、この報告の中で今度は 22 期、23 期そういう中での話をしていく。そしてその結果をまたご報告申し上げるということですから。

収支計画そのものについて、さっきも言いましたようにそれは市がお金を受け取るわけじゃありませんので、いわゆるお金、貸しているほうの皆さんがきちんと了解すれば、それはそれで我々は致し方ない、そう思っています。ですから、この計画を全部パーにして、もう一回やりなおせと言ったってそれはできませんので。皆さん方にはその年度、年度についてこういう状況でありました、そしてこういう齟齬がありましたと、収支計画とはこれだけ違いましたということをご報告申し上げますのみでありますので、その収支計画について我々はそれを修正して議会に出すということには、私たちのほうからそれを申し上げる部分もございません。また、申し上げるつもりも今のところはありません。

〔「じゃあ、高度化資金はどれだけ返しているか。計画とおりなされて 283 万円。わからないでしょう。感覚がないのだ。任せっきりなんですよ。よくそれで監査しているな。計画を立てて」と叫ぶ者あり〕

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 平成 26 年度におきましては 1,000 万円返済をしております、ということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で、六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 12、第 23 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 23 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを説明させていただきます。株式会社アグリコアにつきましては、平成 26 度に市が出資増額を行ったことから、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に該当することとなり、今議会において経営状況を説明するものでございます。

それでは、第 19 期のこれは平成 26 年度でございますが、事業報告書をごらんください。1 ページの大きな 1 番、事業の概況の 1、事業の経過及び当期の状況でございますが、第 19 期におきましては 4,000 万円の増資を行い、資本金が 9,560 万円となりまして、自己資本の充実によりまして経営の安定につながっております。アグリコアでは従来から南魚沼産を中心とした新潟県内産のぶどうを原料による製品製造方針を堅持しておりまして、第 19 期におきましては国産ワインコンクールにも入賞するなど、品質はもとより確実に評価を上げてきているところでございます。

売り上げにつきましては、消費増税などもありましたけれども、一部製品の値上げ効果などで製品の売上高 7,043 万円、これは前期比で 103.6%となっております。レストラン部門は 5,665 万円でもこれも前期に比べまして 110.5%、売店部門においても 4,186 万円これも前期と比べまして 102.3%ということでありまして、主要 3 部門いずれも増収となっております。全体としましては、1 億 9,161 万円、前期比 105.9%で、当期の経常利益 377 万円これは前期から比べて 124.4%でございます。増収、増益の業績を納めることができたということでございます。

続いて 2 ページの営業成績及び財産の状況の推移でございますが、前期との比較で記載をされております。先ほど説明したとおり、増収、増益の業績の状況となっております。その下の会社の状況でございますが、3 の (2) 発行済株式につきましては、市が 600 株 3,000 万円、J A 魚沼みなみが 200 株 1,000 万円の増資を行ったことから、前期から比べまして 800 株、総数にして 1,912 株、資本金にして 9,560 万円となっております。(3) の株主数これにつきましては、変更はございません。

4 番の従業員の状況につきましては、記載のとおりパートそれから越後ワイン株式会社からの出向者を含めて 9 名というふうになっております。

3 ページの 5、取締役及び監査役でございますが、そこに記載してありますとおり 15 名の取締役と 2 名の監査役というふうになっております。

続きまして 4 ページ、貸借対照表でございます。表の左側、資産の部、1 流動資産、1 億 5,811 万円は、商品などの棚卸資産が主なものとなっております。前期に比べまして 650

万円の増となっております。2の固定資産9,916万円につきましては、減価償却の関係で前期に比べまして469万円の減となっております。資産の合計では2億5,728万円で、前期に比べまして181万円の増となっております。表の右側、負債の部、1流動負債8,124万円、これは前期に比べまして342万円の減となっております。固定負債7,402万円は、増資に伴って長期の借入金の返済あるいは借りかえなどを行ったことによりまして、前期に比べまして3,636万円の減というふうになってございます。負債合計1億5,526万円は、前期に比べまして3,978万円の減というふうになっております。

その下、純資産の部、1株主資本1億201万円は、2ページの会社の状況の発行済株式で説明しましたとおり、市とJA魚沼みなみであわせて4,000万円の増資を行ったことから、前期比で4,159万円の増というふうになってございます。

5ページ、損益計算書でございますが、1ページで説明したとおりそれぞれの部門で増収となりました。売上高は1億9,161万円、売上原価が1億1,511万円となりまして、売上総利益は前期に比べまして514万円増の7,650万円となっております。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を引いて、前期に比べまして27万円増643万円の営業利益というふうになっております。営業外収益が11万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益につきましては、前期に比べまして74万円の増の377万円となっております。この経常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益につきましては、前期に比べて63万円ほど増の270万円となって、黒字経営を続けているということでございます。

6ページの株主資本等変動計算書は記載のとおりでございます。2ページの株式の状況、それから4ページの貸借対照表のところでも説明をしましたがけれども、増資などによって純資産の合計は前期より4,159万円ほど増えまして、1億201万円となっております。

続いて第20期、今期ですが、事業計画書及び予算書をごらんください。1ページには20期の取り組み方針が記載されております。南魚沼産を中心とした県産ぶどうを、100%の製造方針を継続して、特に高額商品の販売に力を入れていくことというふうにしております。また、外販それから売店、レストランの各部門におきましても、それぞれ記載のとおり目標を掲げて、取り組みを進めていくことというふうにしております。

2ページの会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり平成27年6月の株主総会において、新たに2名の取締役が選任されまして、16名の取締役と2名の監査役というふうになっております。

3ページの第20期の予算書でありますけれども、前期の決算額との比較表となっておりますが、売上高につきましては2%増の1億9,544万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で1億1,741万円、売上総利益は2%増の7,803万円を見込んでおります。人件費や水道光熱費などの販売費や一般管理費が7,147万円で、営業利益は656万円を見込み、経常利益は499万円というふうになっております。20期の純利益は前期の決算比98万円増の369万円を見込んでおります。以上で第23号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　まず損益計算書のほうを昨年度と比べたところでお聞きをしたいのは、この販売費及び一般管理費の部分で、越後ワインのほうから出向2名ということで、9名でワイン製造ということでありましようけれども、はっきり言って越後ワインなのかアグリコアなのかわからないという状況で、両社が併存をしているというわけでありましようけれども、こういう形で給料の管理ということは非常に厳しいのではないかと考えております。昨年度と比べて税引き前利益が130万円ほど増えているというのであるならば、昨年、資本金4,000万円を増資して資本金ががばっと上がったわけですがけれども、自由に使えるお金が増えたと、長期返済に回したということでもあります。単独で回っていけるのであるならば、そろっと第3セクターという方式ではなくて、やっぱり完全なる民間としてやっていかれたらどうですか、というようなところが、この決算を見て出てきたのではないかというふうには思っております。

もう1点は、旧大和町がこの事業を始めるにあたって、農業の6次産業化でありますね。要はぶどう栽培をしてそれを商品化して、農家の収入を増やそうという部分もあったわけがありますね。製造原価が平成26年度は6,452万円というふうになっているわけですから、相当な部分、ぶどうの買い入れ等もあったかなというふうに思っています。そうすると旧大和町が始めたような農業の6次産業化でありますよね、についての平成26年度はどれだけその効果があったのかというようなところが、取締役会でも当然、話題になったはずでありますけれども、その2点をお聞かせ願いたい。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　これは第3セクターで始まったという理由は、議員ご承知だと思いますけれども、国の農業構造改善事業で補助金ももらってやったわけで、その時の条件が市あるいはJAさんですか、この出資比率が30%だったか……（「過半数です」と叫ぶ者あり）失礼、半分以上ということで始まっておりまして、今もその比率は変えられないでいるわけです。

本来、民間の資本家の皆さん方が、もっと例えばじゃあ増資をしようとかそういうこともあるわけですがけれども、この比率を変えられないでここに至っている。ようやく、市が3,000万円、JAが1,000万円出してその比率をちょっと上げましたので、民間の皆さんからも先行で増資していただいていたわけです。ですからここで、この補助金を全て精算するまで第3セクター解消というわけには私はいかないと考えております。そうすると確か補助金返還ということになるかと思えます。ですから、あと何年かかるかちょっとそれはよくわからないが、もうしばらくはこの第3セクターという方式でいかなければならないということです。

6次産業化ということの中で、地域の農家の皆さんにどういう還元ができていくかということですが、今ほど言いましたように、とにかくワインの売り上げが伸びていますので、ぶどう——ただ、ぶどうの買い取り価格が、まだ、ちょっと低いのです。これをぜひとも上げたいということで先般の取締役会では話がありましたが、ただそれを上げますと今度はワイ

ンの価格に転嫁しなければなりませんので、その辺をどう見極めるか。

それから今、全部が全部、大和地域でのぶどう栽培に頼っているわけではありませんが、白根方面からも入っているわけです。これをもう少しやはり大和の地域のほうで、あるいは大和のほうでなくてもいいんですけども、南魚沼の中で広げていければというような方向も模索していこうということで話しております。

ですので、即、農家のほうの大きな増収につながっているという部分では、まだございませんけれども、その道は模索をしているということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 補助金返還というのがついて回るということで、なかなか難しい完全な民間化ということでありましようけれども、やっぱり当初の始まった中でいくと、そんな旧大和町の農業収入といいますかを増やしたいということであったわけです。それが、やっぱり糖度がなかなか上がらないと、製品の安定度はどうかというところが出てきて、実際はワイン製造に使うぶどうについては市外から買ってくると、こういう現実は聞いているわけです。

ですので、はてはてどうしたものかなというわけです。例えば大手のワイン製造会社等を民間から入れて資金を注入して、資本金比率をぐっと上げてもらうという方向もあるわけですが、そういうような考え方というのは、この平成26年の決算の中で取締役会では出なかったですか。

○議 長 市長。

○市 長 そういう話は全く出ません。とにかく、ぶどうの栽培そのものも非常に今、技術が上がってきて順調に推移しておりますので——ただ、大和地域でまだ7ヘクタールぐらいですね。これを例えば8ヘクタールあるいは10ヘクタールまで増やしていければ、また農家にも還元ができるということですので、その辺はこれから模索します。ただ、なかなかぶどう栽培というのは非常に厳しいものもございますので、そう簡単に増えるとは思われません。

今、東ぶどう組合というところで、17期、平成24年で——失礼19期だ、平成26年で74.1%この量を供出しています。それから、国際大学のあの辺の部分で5.9%、市内で塩沢に2件ありましてこれが1.1%、白根、栃尾、津南ここから18.9%というぶどうの仕入れの割合です。ですから、この白根・栃尾・津南の約2割近い部分を、この塩沢2件あたりをもう少し増やせるかとか。自社という国際大学の土地の中はもうこれ以上は増えませんので、この農家5軒を例えば6軒、7軒に増やしていけるようなそういう方法は、当然ですけどもまた検討していかなければならない。それにはやはり少し単価を上げないと、非常に厳しいだろうと、今、こういう話はしているところであります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 栽培農家のほうの話が出ましたのでお聞きをしたいのですが、当初予定していた収入が見込めないのであろうと思います。ただ、栽培を始めるにあたって補助金等を入れたりしながらやってきて、完全に断念をした方もいらっしゃるかと思います。そうする

と農家としては、趣味でつくるというわけではないですけれども、やっぱり業としてつくっていくのだというのであれば、なかなかやっぱり雪国での、栽培技術が上がったとしても、品質の面で非常に難しいものがあるとするならば、どこかで踏ん切りをつけなければならぬわけでありまして。ですので、取締役会の中に、平成26年度の決算を受けた中で農家の方たちから生の声として、どのような声が今、上がっているのかというのをちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 私が生の声を直接聞いたことではありませんけれども、先ほど触れましたように、取締役会の中で代表取締役社長たる種村芳正氏から、そういうことでもう少し単価を上げてやりたいのだけれども、なかなか今すぐには厳しいという話を伺っています。

今、8万本の木で生産しているわけです。理想は10万本だそうであります。こうなりますと、施設としてはあと20トンの原料を受け入れられるのです。ですので、この10万本までどういう形で持っていけるかというのを、これからやっていかなければならない。

今、レストラン部門が基幹病院開院後、非常に好調に推移をしております。客層が大分変わってまいりましたし、増えてきました。こういう部分でまた売上げが伸びて利益が上がっていけば、そのぶどうの生産者に対しても、ある程度の上乗せとか、そういうことができていくのではないかと考えておりますので、そういうことも推移にやっぱり期待をしているという状況です。

○寺口友彦君 終わります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私も百姓ですので、本当にこういう事業には期待をしております。1ページの確認ですが、下段のほうで売上げが1億9,000万円、この中で製品の売上げ、あるいはレストラン部門これはわかるのです。売店のほうは自社の品物がほとんどでしょうから、これは買掛には当たらないと私は思っているのですけれども、4ページを開いて貸借対照表を見ますと、実質の売店の売上げを引いた1億2,700万円に対して、流動負債がかなり高いなというふうに私は見るわけです。1年以内に返さなければならない長期借入金を差し引いても7,000万円近い流動負債があるわけで、これはこういうものですか。この業界、ぶどう、ワイン何といいますか、ワイン醸造所、大小あると思いますけれども、この程度の買掛流動負債こういうのがあって当然なのか。その辺、競争力について調べたことはありますか。ほかの業態と比べた中で。

○議 長 市長。

○市 長 私がほかの同業種的な部分についてのこういうことなのかということを知ったことはありませんけれども、ご承知のようにワインは、買ってそして仕込んで製品にするには時間がかかりますから、買う時にすぐお金を払っているのかそういうところまで私がちょっとわかっていないです。ですので、それはまた調べておきますけれども、生産して納めたときにすぐお金を払っているのか、ある程度、製品になっていくときにお金を払ってい

るのかという部分もちょっとあるのかもわかりません。その辺はちょっとわかりませんので、今お答え申し上げられませんが、いずれにしてもこの酒の業界がこういうことなのか否かというのは、これからまた私も伺ってみたいと思っております。ちょっと私はそこはわかりません。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 市長がおっしゃるとおり、製品売り上げ7,000万円、売店が4,000万円合わせて1億1,000万円ちょっとですが、それに対しては棚卸資産が1億3,000万円以上ある。確かにこれは時間がかかる、回転はなかなか回ってくるまでには遅い業種だと思っています。でも、今のところは競争力について非常に大事なところですから、ほかの業種との比較のほうもひとつ進めていただきたい。質問を終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第13、第24号報告 専決処分した事件の承認について（平成27年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 専決第8号につきまして、ご説明申し上げます。第24号報告でありますけれども、補正予算第3号これにつきましては、市立六日町病院事業費において、開院から1か月を経て、当初想定に不足していた部分及び運営開始によって大幅に不足すると見込まれる部分について補正予算を専決し、対応したものであります。

医薬材料費は、初動薬剤が当初の見込みより多く必要になったことと、例月分についても需要が見込み以上であったことから、7,300万円を増額したものであります。また、医業システムでは、県立病院から市立病院に設定がえをするための経費及び閉院後の清算処理のためにシステム運用を2か月延長する必要があるということになりましたので、そういうことから医業・薬局業務委託料に1,100万円を増額したものであります。歳入につきましては、施政方針で申し上げましたとおり財政調整基金からの繰入金8,400万円で調整をいたしました。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,400万円を追加し、総額を346億8,075万2,000円としたところであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、これは医薬材料費の支払期限が7月末でありましたので、議会を開催するいとまがなかったということであります。よろしくようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります

○議 長 お諮りいたします。第 24 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第 14、第 83 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計予算（第 4 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 83 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。主な項目といたしましては、歳出では高速インターネット運営事業費におきまして、メディカルタウン関連で回線の需要が見込まれることから、光ファイバー増設に 2,721 万円を、移住・定住促進事業費では C C R C 関連のニーズ調査及びプログラム研究開発費に 2,303 万円を計上いたしました。保育園等施設整備事業費では、蕨神保育園の入園者増に対応するための増築工事と八幡保育園の改築に伴う実施設計費として 3,801 万円を計上したところであります。

病院事業対策費では、ゆきぐに大和病院関連で旧八色園棟の取り壊し及び土壤汚染調査委託を、そして市民病院関連では 11 月の開院に向けまして、患者データ移行及び移設機器の点検委託を、そしてこれらの各事業の充当財源の見直しによります補助金及び出資金の増額によりまして、2 億 1,106 万円を計上いたしました。市立六日町病院事業費では、職員手当の増額及び米ねっと接続に関する委託料等で 2,511 万円を計上したところであります。

商工業振興補助事業費では、民間事業者が国の地域経済循環創造事業補助金を申請しており、交付決定がおりると市を経由して交付になることから 5,000 万円を——これは先ほど触れましたがどうも不採択となったという状況でありますので、一旦予算計上はしておりますけれども、結果を受けてまた次の補正で減額ということになろうと思っております。あわせまして今年度の新規事業であります起業支援補助金に 100 万円を追加いたしました。道路橋りょう維持補修事業費では、除雪路線等の舗装破損の修繕等に 2,370 万円を、機械除雪では例年の実績を考慮した委託料の増額と除雪費集計保守システム委託料で 2 億 100 万円を計上しました。

歳入では、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に、大和スマートインター事業費及び移住・定住促進事業等の財源として 3,703 万円を計上いたしました。保育所等整備交付金では、民間保育園施設整備補助金の補助率が、2分の1から3分の2へかさ上げになったことから、2,699 万円を増額いたしております。前年度純繰越金が 7 億 4,159 万円で確定したことにより、既決予算額 2 億 1,188 万円との差額 5 億 2,970 万円を追加計上いたしました。市債では、病院事業繰出金の合併特例債対象分と保育園整備事業の児童福祉債として 1 億 1,590 万円を計上いたしました。その他、介護保険、城内診療所及び下水道の各特別会計の繰越金を特別会計繰入金として 8,947 万円計上いたしました。収支差額につきましては、財政調整基金からの繰入金を 8,400 万円減額し、6 億 4,000 万円としたところであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 億 6,779 万 1,000 円を追加して、総額を 354 億 4,854 万 3,000 円としたいものであります。

詳細につきまして、総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは 83 号議案 平成 27 年度一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

歳入・歳出予算の補正内容につきましては、事項別明細書で説明を申し上げますので、最初に 12、13 ページからお願いいたします。

2 の歳入から、ご説明を申し上げます。12 款 1 項 2 目衛生使用料は、休日救急診療所が 10 月をもって閉所となることによる診療日数の減に伴う、診療収入「窓口分」「保険分」あわせて 380 万円の減額であります。

2 段目、13 款国庫支出金は、1 項 1 目民生費国庫負担金の、1 節社会福祉費は、国民健康保険税本算定による当初予算との差額調整における保健基盤安定負担金（保険者支援分）の減額と、介護保険における国の制度改正による第 1 段階の介護保険料引き下げに伴う低所得者保険料軽減国保負担金 305 万円の増額であります。

3 段目、2 項 1 目、総務費国庫補助金では、右側説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、補助申請に当たり総務省分と厚生労働省分に分けることとなり、それぞれの補助額の内示によりまして、464 万円の減額でございます。

個人番号カード交付事務費補助金は、カード交付事務に係る総務省の補助金であります。地域活性化〔上乘せタイプⅠ〕は、大和スマートインター事業費及び移住定住促進事業費等を対象とし、〔上乘せタイプⅡ〕は、マイナンバー制度に係る端末機導入業務を対象とした地方創生関連の交付金で、合計 3,703 万円の計上であります。

なお、タイプⅠは、国の有識者会議に係り決定される事業であり、タイプⅡは事前協議により決定されるというものであります。

地域経済循環創造事業補助金は、民間事業者からの申請によるもので、地域資源と地域資

金を活用し、雇用の創出等地域経済の好循環が期待できるビジネスモデルに対して交付されるものであり、交付金 5,000 万円の計上でありましたが、先般、総務省の外部有識者による評価により、不採択との連絡がありましたので、今後、対応を協議していくことになります。

2 目民生費国庫補助金は、私立のたんぼぼ保育園建設費補助の補助率が、2 分の 1 から 3 分の 2 へかさ上げされたことによる、保育所等整備交付金 2,699 万円の増額計上であります。

7 目農林水産業費国庫補助金では、国の畔抜き事業であります、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金の新規採択により、270 万円の追加計上であります。

最下段 14 款県支出金の、1 項 1 目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に国民健康保険税本算定による保健基盤安定県負担金の減と、介護保険の制度改正による低所得者保険料軽減国保負担金 152 万円の増額であります。

次のページ、14、15 ページ 2 項 2 目民生費県補助金は、たんぼぼ保育園が使用していた施設を、学童保育たんぼぼクラブとして整備することによる、放課後児童健全育成事業費等補助金 253 万円の計上であります。

5 目農林水産業費県補助金では、1 節農業費で、多面的機能支払補助金における推進費の増額内示による追加と、施設等のリースにより園芸振興を図る園芸生産促進事業県補助金の新規採択による 610 万円の追加計上であります。

2 節林業費は、森林資源活用事業における、森林整備加速化・林業再生事業県補助金は、国の補正予算に伴う計上で、森林GIS整備を対象とするもので、市町村森林情報緊急整備事業県補助金は、制度更新によるもので、あわせて 121 万円の追加計上であります。

2 段目、3 項 1 目総務費委託金では、各種統計調査に係る委託金で、交付確定額に合わせ、94 万円ほどの減額であります。

3 段目、16 款 1 項寄付金であります。1 目 1 節一般寄附金では 12 万円を、2 節のふるさと納税寄附金では、スペシャルオリンピックス分の 6 万円を含め、244 万 2,000 円を、それぞれ記載の皆様から、頂戴いたしております。

2 目指定寄付金では、次のページにまがりますが、総合支援学校の教育活動充実のために、トミオカホワイト美術館の運営費に、自然環境の保護・整備のために、ということでそれぞれご寄附をいただいたものでございます。ありがたく受納させていただきました。

改めて 16、17 ページをお願いします。2 段目になります。17 款 1 項特別会計繰入金では、3 目介護保険特別会計繰入金は、前年度の介護予防事業費の精算による返還金であります。

4 目城内診療所特別会計繰入金、1,578 万円及び 5 目下水道特別会計繰入金 7,369 万円は、前年度繰越金の繰り入れであります。

3 段目、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、収支調整として 8,400 万円を減額するものでありますが、3 号補正で財源とした増額分とたまたま同額であります。

4 段目、18 款繰越金であります。提案理由で申し上げましたように、前年度純繰越金につきまして 3 号補正までの予算額 2 億 1,188 万円を差し引いた、5 億 2,970 万円の計上であります。

最下段、19 款 4 項 6 目広域行政受託事業収入は、湯沢町からの受け入れ分を、平成 26 年度の実績により精算するもので、パソコン関係等経費の総務業務から、次のページの特別支援学校まで、各事業別の精算分の合計といたしまして、1,693 万円の減額であります。

改めて、18、19 ページ、2 段目 19 款 5 項 3 目雑入では、2 節民生雑入は、説明欄記載のとおりでございます。

5 節、農林水産業雑入では、森林資源活用事業における長崎生産森林組合からの間伐材収益見込みに係る協力金であります。

8 節消防雑入は、県道路改良等に伴う県からの消火栓移設補償料 260 万円の計上であります。

最後の段、20 款市債であります。1 目合併特例債は、補助金が増額となったことによる私立たんぼぼ保育園の減額、八幡保育園の施設整備事業と道路新設改良事業の事業費精査による増額と、新市立病院整備事業出資金の追加で、地域づくり資金貸付とあわせて 9,770 万円の増額であります。

7 目民生債では、社会福祉施設整備事業債及び施設整備事業債ともに蕨神保育園の増築に係るもので、財源確保のための起債であります。以上が、歳入の補正内容でございます。

めくっていただきまして、20、21 ページをお願いします。事項別明細書の、3、歳出につきましてご説明申し上げます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、右側説明欄丸、行政共通事務費のクレジットカード決済手数料と、1 行飛ばしまして、ふるさと納税ウェブシステム使用料は、ふるさと応援寄附金の納入方法について、インターネットを利用したクレジットカード決済を導入し、利便を図るためのものであります。

公会計資産台帳データ整備業務委託料は、公会計移行への準備として、固定資産台帳整備に係る 1,500 万円の計上であります。2 番目の丸、特別職報酬等審議会費は、当初では 2 回分の計上でありましたが、基本的な見直しということで 3 回分を追加するものであります。

1 段目最後の丸、防犯対策事業費は、防犯灯、街路灯の上半期における灯具の支給が増加しており、下半期分の不足が見込まれるため、LED 灯具等、40 基相当分の追加をお願いするものであります。

3 目電算対策事業費、説明欄最初の丸、総合行政システム事業費の電算システム導入業務委託料、1,339 万円はマイナンバー制度対応による、キオスク端末導入に係る経費であります。総合行政システム保守業務委託料は、同じマイナンバー制度対応へのシステム改修と、確定申告相談研修用端末増設の設定費用であります。2 番目の丸、内部情報システム事業費は、未知のウィルスに対応するため、マイナンバー制度の運用開始に合わせ、国が推奨するウィルス検知システムを導入するものであります。3 番目の丸、高速インターネット運営事業費は、浦佐大橋から基幹病院周辺地域において、基幹病院の開院と今後の開発計画等により、光ファイバーの供給が不足するための増設経費、2,721 万円の計上であります。

7 目企画費、最初の丸、企画一般経費は、地方創生や C C R C 関連で会議等への出席が増

加したことにより、職員旅費の今後の不足分を見込み追加するものであります。2番目の丸、総合計画事業費は、現在策定中でございます「第2次総合計画」の審議会を当初予定より1回多く開催したく、委員報酬の増額を計上するものであります。次の丸、交流事業費は、国際大学との共済事業に係る負担金、環境整備分の追加であります。4番目の丸、大和スマートIC事業費は、24時間化に向けて時間帯の表示看板を変更するための委託料の計上であります。最後の丸、移住定住促進事業費は、交付金を受けて南魚沼版CCRC等移住推進事業におけるニーズ調査や、プログラム研究開発に係る経費を追加するものであります。

一番下の欄、9目バス運行対策費は、財源更正のみであります。総合支援学校のスクールバス運行経費に係る湯沢町広域行政受託事業費の精算増によるものであります。

めくっていただきまして、22、23ページ。2款2項徴税费1目賦課徴収費の説明欄の丸、賦課徴収管理費は、法人市民税を主とした市税還付金及び還付加算金の不足見込み額670万円の追加であります。

2段目、2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、説明欄丸、証明書コンビニ交付事業費で、番号法の施行によりマイナンバー制度開始に伴う個人番号カードの発行、コンビニ及び3庁舎に設置する多機能端末機——キオスク端末でございすが——による各種証明書発行に係る経費として、685万円の計上でございます。

下の段、2款5項1目統計調査総務費では、説明欄丸、各種統計調査費は経済センサス費と商業統計調査費であります。次の丸、農林業センサス費及び次のページの、国勢調査費ともに、県からの交付金額が確定したことにより、確定額に合わせるための調整であります。

改めて、24、25ページをお願いします。2段目、2款7項1目交通安全対策費は、免許証返納者に市民バス回数券を給付する、高齢者運転免許証自主返納報奨品として、当初予算計上分60万円に、返納者の増による不足見込み額50万円を追加するものであります。

3段目、3款民生費1項1目社会福祉総務費は、説明欄丸、国民健康保険対策費、特別会計繰出金であります。本算定による調定額と軽減被保険者数により、調整するものであります。

次の欄、2目心身障がい福祉費は、説明欄最初の丸、心身障がい福祉一般経費1,949万円は、平成26年度国県負担金及び補助金の実績による返還金であります。重度心身障がい者医療費助成事業補助金において、高額医療費の還付金が多かったことにより、当初の補助対象額と実績に大きな差が出たことと、障がい者自立支援給付費国・県負担金において、予測困難な事例等も考慮し少し余裕を見た当初の申請に対して、実績が想定したほど伸びず、大きな差額となったことが主な要因であります。

2番目の丸、障がい者地域生活支援事業費160万円の増額は、訪問入浴サービスにおいて利用回数の増や、重度心身障がい者からの利用希望が増えたことにより、予算の不足が見込まれることによるものであります。

3目老人福祉費は、介護保険特別会計への繰出金であります。一般会計繰出金は、歳入で説明いたしました、「低所得者保険料軽減国県負担金」を繰り出すもので、介護給付費は平成

26年度の包括的支援・任意事業費の精算金であります。事務費126万円は、介護保険制度の改正に基づく、システム改修分であります。

一番下の欄、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、湯沢町広域行政受託事業収入の精算減による財源内訳の更正であります。

26、27ページ、3款2項児童福祉費1目子育て支援費では、説明欄の丸、学童クラブ施設整備事業費の設計監理監督業務委託料19万円及び建設工事費768万円は、配置や地盤の関係から、北辰学童クラブの建築位置の見直しにより、変更に伴う増額分であります。放課後児童クラブ施設整備費補助金506万円は、ダイヤパレスに開設のたんぽぽクラブの施設整備補助金であります。

過年度国県補助金等返還金は、平成26年度の上田クラブの整備費補助金の精算による返還金であります。

2番目の丸、子ども医療費助成事業費から、ひとり親家庭医療費助成事業費、最後の丸、養育医療費助成事業費までは、平成26年度の実績による精算に伴う返還金であります。

3目児童福祉施設費は、説明欄最初の丸、常設保育園管理運営費の嘱託医師・歯科医師報酬の減額98万円は、民営保育園及びこども園における、内科・歯科検診の支払方法の変更によりまして、2番目の丸、公設民営保育園、3園、3番目の丸、私立保育園、2園、1つ飛ばして最後の丸、私立認定こども園、1園に、それぞれ組み替えをするものであります。

1番目の丸の常設保育園管理運営費に戻っていただきまして、下の2行目、過年度国県補助金等返還金は、一時預かり事業等平成26年度の保育緊急確保事業費補助金の精算による返還金であります。

先ほど飛ばしました、4番目の丸、保育園等施設整備費事業費の設計監理監督業務委託料、1,737万円は、八幡保育園の改築と蕨神保育園の増築、その下、用地測量業務委託料は、八幡保育園の改築工事によるもの、施設改修工事費2,000万円は蕨神保育園の増築工事費であります。

一番下の段、3款3項1目生活保護総務費は、前年度の生活保護費国庫負担金等の実績での精算による返還金425万円であります。

28、29ページをお願いします。4款衛生費1項2目健康診査事業費は、健康教育事業や肝炎検査などの、新潟県健康増進事業費補助金の、平成26年度実績による返還金であります。

次の4目医療等対策費、説明欄最初の丸、中之島診療所費は、血液検査用の乾式臨床化学分析装置及びカルテラックの医療機器購入費165万円であります。2番目の丸、休日救急医療費1,356万円の減額は、10月末で閉所することによるものであります。次の丸、病院事業対策費、繰出金であります。大和病院分では、北側仮設駐車場の整備、ガス庫の移設、旧八色園・浄化槽取り壊し、土壌汚染調査委託など、5,336万円、市民病院分では、人件費の不足分、引き渡しから開院までの光熱水費及び燃料費、患者データ移行等委託料、移設機器点検整備委託料など、6,270万円、合わせて病院事業会計補助金として、1億1,606万円の計上であります。新市立病院整備事業出資金は、電子カルテ部門のシステム追加分及び外構

工事分として、9,500万円の計上であります。

一番下の丸、市立六日町病院事業費は、時間外勤務手当の追加や、施設警備委託料、米ねつと接続関連業務委託料など、2,511万円の計上であります。

一番下の段、4款2項環境衛生費2目斎場管理費は、湯沢町広域行政受託事業収入の精算減による財源内訳の更正であります。

30、31ページをお願いいたします。4款3項1目清掃総務費は、浄化槽整備に係る下水道特別会計への繰出金であります。

次の欄、3目し尿塵芥処理施設費の説明欄最初の丸、可燃ごみ処理施設運営費は、燃料LPG単価の値下がりによる900万円の減額であります。2番目の丸、可燃ごみ処理施設整備事業費1,600万円は、施設の定期点検において、アンモニア気化装置等必要な修繕が生じたため、不足見込み分の追加であります。なお、特定財源その他の減額は、湯沢町広域行政受託事業収入の精算減による財源内訳の更正であります。

2段目、5款労働費1項1目労働諸費は、同じく職業訓練業務に係る湯沢町広域行政受託事業収入の精算減による財源内訳の更正であります。

3段目、6款農林水産業費1項2目農業振興費の優良農地確保・有効利用対策事業補助金は、今年度新規の国の補助による畔抜き事業であります。園芸生産促進事業補助金は、県単のリースによる園芸生産促進事業で、パイプハウスでねぎを生産するものであります。

次の4目農地費の最初の丸、土地改良事業費は、城之入川の転倒堰の修繕の設計委託料であります。2番目の丸、多面的機能支払事業費70万円は、県から市町村推進費の増額内示により、消耗品費及び専任事務員及び活動組織会員の先進地研修会等の委託料を追加するものであります。

最下段、6款2項1目林業振興費は、説明欄丸、林業振興一般経費の、次のページ、各種業務委託料は森林GISのシステムアップ委託料で、国有林の地図情報をデータ化するものであります。

32、33ページ、続きの説明欄、2行目の丸、南魚沼産材で家づくり事業費は、申請件数が予想以上に多く、交付決定済みと今後の申請状況を見込み、10棟分500万円を追加するものであります。

2段目、7款商工費1項1目商工業振興費、説明欄最初の丸、地域振興補助事業費は、施設整備費負担金として、塩沢織物会館下水道接続工事費の市の建物持ち分3分の2を負担するものであります。次の丸、商工業振興事業費は、企業支援補助金に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を上乗せするものであります。

地域経済循環創造事業補助金5,000万円は、先ほどお話をいたしました民間で計画している斬新的な事業に対して国から交付されるものであります。残念ながら採択とならず、今後の対応について協議が必要となっております。

2目観光振興費の、説明欄丸、観光振興補助・負担金事業は、湯沢駅東口の「国道353広域観光圏」で所有する駐車場の、消雪用井戸制御盤修繕工事に伴う負担金の計上であります。

最下段、8款土木費 2項2目道路橋りょう維持管理費の説明欄最初の丸、道路橋りょう維持管理一般経費は、水尾地内の幹線水路用地の買収による登記など、当初予算編成後に発生した事案等を含め、登記業務委託料の不足見込み分 187 万円の計上であります。2番目の丸、道路橋りょう維持補修事業費の道路補修業務委託料 1,500 万円は、冬期除雪や経年劣化による舗装補修費の大幅な増加と、市道清水瀬落合線の路面清掃と除草業務委託料による計上でございます。道路橋りょう修繕工事費は、県立病院線の道路側溝敷設替え工事や、除雪堆雪場所の沈下水田 14 か所の修繕など、870 万円の計上であります。3番目の丸、交通安全交付金事業費は、センターライン、外側線、ガードケーブル等の復旧・修繕追加分 250 万円の計上であります。

一番下の欄、3目道路橋りょう除雪事業費、説明欄の丸、機械除雪費は、例年の実績と今春の春割除雪等の支出済額等を考慮し、除雪等業務委託料に 2 億円、除雪費集計システム保守委託料として、春割除雪と雪庇処理工を交付金対象として集計できるようにするためのシステム改修費 100 万円を計上いたしました。

次の 34、35 ページ、同じく土木費の続きで、2項4目道路橋りょう新設改良費の説明欄丸、道路新設改良事業費 1,200 万円は、基幹病院周辺開発に係る、道路改良のための用地測量及び用地買収と、天王町 10 号線のパイプライン移設工事費の計上であります。

2段目、4項1目都市計画総務費の説明欄丸、都市計画補助・負担金事業は、国道 17 号六日町バイパスの市民病院開院に合わせての、部分供用の開通式負担金であります。

3段目、5項1目住環境整備事業費の説明欄丸、市営住宅管理費は、市営住宅の修繕料の追加計上 400 万円であります。

最下段、9款消防費 1項1目常備消防費の説明欄丸、消防設備整備費は、県道改良等による移設も含めた消火栓 6 基分の工事委託料であります。

次の欄、3目防災費、説明欄最初の丸、防災一般経費は、災害対応や防災における確認や調査業務などの補助機能として、遠隔操縦式マルチコプター型無人飛行機、ドローンの購入費を計上するものであります。2番目の丸、防災補助・負担金事業は、新潟県防災ヘリ航空隊人件費負担金について、人件費改定増の見込みと共済費の算定方法の変更により、増額するものであります。

次のページ、36、37 ページをお願いします。10款教育費であります。最初の段、3項1目中学校教育運営費、説明欄丸、中学校管理一般経費は、水量不足となっている大和中学校の井戸の洗浄と、大巻中学校体育館の屋根からの雪がピロティに入らないように、外階段に外壁を設置するための修繕工事費 100 万円の計上であります。

2段目、4項1目特別支援学校運営費、説明欄最初の丸、特別支援学校管理一般経費の施設改修工事費は、職員駐車場の水たまりを解消するための側溝敷設工事費の計上であります。2番目の丸、特別支援学校授業運営費は、歳入で説明いたしました寄附金による消耗品費の増額であります。

3段目、6項社会教育費の2目公民館費では、説明欄丸、公民館施設管理費の光熱水費は、

冬期概算期間中（12月～5月分）でございますが、追加補正分として104万円の計上をお願いするものでございます。これにつきましては、大和公民館において除雪の際に消雪パイプのバルブと誤り、上水道の排水バルブを開けていたことによるものでありまして、担当職員の認識不足によるものであり、水道の排水につきましては、暗渠により直接排水溝に流出していたために、水道メーター検針員から異常使用量の指摘を受けるまで、気づかなかったものであります。

下水道料金につきましては、水路に流出していたことにより軽減措置をいただきましたが、水道料金につきましては、追加分として補正計上させていただいたものでございます。初歩的な対応の誤りによりまして、多額の水道使用量を発生させてしまいましたことにつきましては、まことに申しわけなく、おわびを申し上げる次第でございます。今後このようなことのないように、施設の使用、操作、管理、点検等を徹底するよう指示したところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

2番目の欄、4目文化行政費、説明欄最初の丸、文化行政一般経費は、全国重要無形文化財保持団体協議会の会長職を平成29年度と30年度に南魚沼市が担当することとなり、今年度から、染織部門のみの特別会議を大会終了後に開催することになったため、急遽、久米島大会に出席するための旅費の計上であります。2番目の丸、文化資料展示館費130万円は、池田記念美術館の展示ケース内蛍光灯の安定器からオイル漏れが発見されたことにより、補修交換工事を行うものであります。

次の欄、5目文化施設費、説明欄丸、文化施設維持費は、鈴木牧之記念館の機械室外壁にシロアリが発生したための駆除委託料の計上であります。

最下段、7項1目保健体育総務費、説明欄丸、保健体育補助・負担金事業は、大原運動公園ベーマスタジアムにおいて、高校野球の県予選会などを開催するための足掛かりとして、県外の高校を招待して、地元高校が管理運営を行う招待試合を開催することにより、高野連へのアピールと、地元高校野球のレベルアップを目的とした大会運営費補助金、70万円の計上であります。

38、39ページをお願いいたします。7項保健体育費の続き、2目体育施設費の説明欄最初の丸、体育施設一般管理費の修繕料200万円は、小栗山サンスポーツランドの高圧ケーブルの交換や、ディスポート南魚沼の雪害による避雷帯の修繕など、豪雪による修繕がかさんだ中での予定外の修繕により、不足見込み分の追加計上であります。調査委託料は、上田農村改善センター体育館の雨漏りの調査費であります。2番目の丸、体育施設整備事業費は、老朽化によるB&Gプールの解体工事費と、解体後の敷地約2,000平米を駐車場とするための舗装工事費で合計2,050万円の計上であります。

最後の段、14款予備費は、歳入歳出調整のための減額であります。以上が、歳出の補正内容であります。

なお、6月定例会報告以降の、予備費充用額につきましては、10件で1,678万円ほどであります。主なものとしたしましては、平成26年度の大雪による農作業への影響緩和のための

緊急消雪促進対策事業への市補助金 247 万円。故障したディスプレイの空調設備の復旧をシーズンに間に合わせるための修繕工事費 505 万円。はしご車の年次点検により発見されたジャッキシリンダ不具合の修繕料、189 万円。法人市民税の還付金が予想以上に多く、遅滞なく還付するための市税還付金及び還付加算金 425 万円などであります。

7 ページに戻っていただきたいと思えます……。

○議 長 説明の途中ですが、本日の会議時間は日程第 15、第 92 号議案までとしたので、あらかじめ延長いたします。

○総務部長 それでは 7 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債の補正であります。歳入 20 款、市債で申しあげましたように、合併特例債で 9,760 万円、地域づくり資金貸付で 10 万円増額し、社会福祉施設整備事業債及び施設整備事業債を新規に 1,820 万追加し、補正後の限度額を、51 億 1,440 万円としたいものであります。

1 ページに戻っていただきまして、一般会計補正予算第 4 号は、これまでご説明申し上げまし内容によりまして、歳入歳出それぞれ 7 億 6,779 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 354 億 4,854 万 3,000 円とさせていただきたいものでございます。

以上で、第 83 号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 21 ページの歳出であります。電算対策費でマイナンバー制度についての説明がございましたけれども、いろいろの対策を練るとのことだと思っております。なかなかこれがシステムが公にされないうちに法律が決まったもので、後追的に進んでいるということだと思えます。行政が何とかこうして交付金があるから、やらざるを得ないというような状況のようです。一般の企業にも同じようなシステムを入れていかなければならないといった責務もあるようではありますが、非常に進んでいないということが言われていますけれども、どの程度認識をされているのか。要するにマイナンバー制度によって企業なり雇用主等は準備が必要なわけではありますが、そういった対策はどういうことでやられているのかひとつお聞きいたします。

それから、次の企画費の中で、スマートインターについてはこれ事業化されるということなのか、調査費程度なのかひとつお聞きしたいと思います。

それから、次の移住定住促進事業費、C C R C の問題だと思っておりますが、ここで 2,300 万円ということで上がっていますが、業務委託料 2,250 万円、これについての内容はどういうものなのかひとつお聞きしたいというふうに思えます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 マイナンバー制度の各事業所への対応ということですが、確かに議員がおっしゃるとおり各事業所が、事業所として実施しなければならない業務、主に支払調書の関係、税務署へ提出する源泉徴収票とそれから従業員の方の社会保険料関係の事務が発生してきます。そちらのほうの周知につきましては、国から周知的なパンフレット等が出てお

りますので、商工観光課経由で商工会を経由して各事業所のほうにお配りをしている対応と、それから6月に小千谷税務署管内でまとめてという形になりますけれども、国から講師を招いて事業所向けの説明を開催したというような形で対応しております。以上です。

それから、事業所がどれくらいの対応状況なのかという部分は、申しわけありませんがちょっと把握はしておりません。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2点目、真ん中のご質問ですけれども、スマートインター事業化ではございません。現在24時間化に向けまして事業計画の変更というのをかけているところですので、その策定業務委託というような形になります。これは6月補正でも370万円ほど予算化させていただきました。それに加えてという部分でございます。

それから移住定住の促進の関係ですが、2,250万円の内訳ということでございます。こちらはCCRCの推進につきまして、推進協議会のほうで3つの専門部会を設けまして、それぞれ検討を進めることにしておりますが、それぞれの部会を通しましてご意見をいただきながら、必要な業務委託をかけていくということでございます。特に実際の事業化を進めるに当たりまして、採算性等具体的な数字も出すべきということでございますので、とても私どもだけでは策定できないということで、コンサルのほうに委託するようなケースが多くなってくるかと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 マイナンバー制について、年度からいくと1月1日からということですから、早急に事業所は対応しなければならない事態がくるのですが、どうもはかばかしくないという感じです。これについてその番号を通知しなくても支払いをしてもいいとか、そういう猶予というようなものがあるのかなのか、その辺もやっぱり業者としてみれば、支払者側としてみると非常に何と申しますか、対応のできない人は事業をやめなければならないと、こういう話にもなるかと思うんですが、その点はどういうことになっているのかお聞きします。

もう1点はウィルス対策という説明がありましたけれども、本当にセキュリティーの問題は当市役所で考えても、あるいは担当で考えても問題がないものだと、大丈夫だというような状況なのか。いや、交付金でやれということをやっているというような範囲の品物なのか、その辺をひとつお聞きします。

それから、商工会対応という形でということで、商工会に入っていない事業所もありますので、そういった把握はどこでされているのかひとつ、やっぱり懇談会等でやった、市報に載せたというだけで出発できるのかどうかというあたりをひとつお聞きしておきます。

あと、CCRCについてですが、この部会をこの間も傍聴させてもらったのですが、非常に私の率直なところが、市主導だなという感じを受けました。当初から市長はこれは事業は民間が主体なんだと、主導なんだということでありますので、計画がきちんと示されているわけでありまして、押せや押せやで企業がこの部会、協議会等にどんどん入れてくだ

さいと、そして参加させてくださいという状況がなければならないと思っているのです。そういう点は企業参加ではなくて、あくまでも市が依頼なりしたこの協議会の部会で、それが3つにこの間、分かれるというような話でしたが、そういうことで果たしていけるのかどうかをひとつお聞きしておきたいなというふうに思います。採算性なんていうところまで市がやるべきものなのかどうか。これは経営自体は全て民間がやるという話を聞いている中で、こういうふうにかかるからやったほうがいいですよなんていう、そういった資料にならないのか、その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 マイナンバーの関係ですけれども、税務署等へ通知する支払調書については、マイナンバーが入らないから受理しないということは、国税庁のほうでは言っておりません。ただ、制度の趣旨からいいますと、きちんと番号を取得して税務署のほうへ通知するというのが事業者の責務になっておりますので、まずその部分をきちんと従業員の皆さん、あるいは支払いをされる方にきちんとお話をして理解を得ていることをしてくださいと。その上で取得できない部分については、その経過記録をきちんと残してくださいということが、国税庁のほうから言われております。ただ、具体的にどういう段取りでというような部分までは、現状ではまだ示されておられません。

それから、実際に税務署等へ支払調書等を提出するのは、来年の1月の源泉徴収票ではなくて、再来年の1月の源泉徴収票提出、つまり来年分の収入に関してから適用されるという形になりますので、1月が来たから即対応しなければならないということではないと思います。まだ時間的な部分は、早いに越したことはないんですけれども、そういう部分では若干の猶予はあるというふうに考えております。

それから商工会対応のみでいいのかという部分、確かにそれだけでは漏れる部分もありますので、その辺、商工観光課とも今後もう一回きちんと協議をしていきたいと思います。事業所の皆さんはそれとは別にいろいろな社会保険の関係の協会だとか、また税務署の関係の寄り合いだとか、いろいろな部分にも所属しておられると思います。そういう部分でも、それぞれの協会、団体等がまた別に周知している部分もあります。だからいいというわけではなくて、いろいろな面から周知をまた図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 ご質問にありましたのは、ウィルス対策は南魚沼市は万全かということだと思いますが、なかなかウィルス対策につきましては追いかけてこになるところがたくさんありまして、完ぺきに全てを封じ込めるというのは非常に難しい状況にあります。今回、私どものほうで補正予算としてあげさせていただきましたのは、マイナンバーに関連をして、国のほうからこういうものがないのではないかという対策の部分を入れてあります。ただ、私どもについてはセキュリティーの部分は、合併をしてから非常にセキュリティー対策には力を入れておりますので、かなりのところは防げるものと認識しております。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 C C R Cの関係でございますけれども、民間の皆さんが主導で進める、施設整備それから完成後の施設の運用ですけれども、これを民間の主導で進めるということには変わらない部分でございます。今現在は、実際の施設を整備し、また運用する事業者が直接協議会の中に入るという段階ではないというふうに認識しているところでございます。

地方創生の基軸事業としまして、市にとってのメリットそういったものを十分に検討した方針を策定する必要はございますので、今現在はその段階ということでございます。具体的にはスケジュールからしますと、今年度の末から来年度にかけましては、実際に整備する事業者のほうも確定するというところでございます。

ご質問にありました採算性の調査、検討ということですが、この辺も民間の皆さんがうちのC C R C、南魚沼C C R Cの中でどんなことが事業化を実際にできるのかというのを、当方で仮定をした上で大まかな事業の流れというものを作成するそこまでをやって、あとは事業者の皆さんの提案を待つというような順序になっていくのではないかとこのところではございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一番最後のC C R Cの問題についてお聞きしますが、この計画というプロジェクトの発案者というか、三菱総研というのはどういった位置づけになるのか。それがこの予算関係にかかわってくるのかどうかひとつその辺、私は聞いておきたい。先般の協議会のメンバーで3班に分かれてどうのこうのということで、2,250万円という数字は、かなり膨大な数字のような気が私はしています。私的なあるいは自分の専門部分での意見を聴取あるいは意見を発表するぐらいが、多分通常な考え方ではないかと思うのです。そうすると、三菱総研さんがかなり主導権を握ってこの予算を消化していくのかなという感じを私は持ったのですけれども、そういった説明がされるのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 三菱総研様のかかわり合いということですが、現在、市のほうで策定を進めております基本構想、こちらのほうの委託先は三菱総研さんでございます。ご提案いただいたということも、議員が今、おっしゃられたとおりでありますけれども、関係のC C R Cに關します情報を一番持っているところかなということございまして、現在、骨子の案等を作成いただいているところでございます。

この先ですが、この予算ですけれども申し上げましたとおりで、それぞれの部会で必要な部分は外部に委託するというところでございまして、想定される部分につきましては、例えば移住の促進ですと果たしてどのぐらいのマーケットがあるのか、マーケティングの関係、それから連携の促進につきましては、国際大学とどのような連携が具体的にどういう形でということで、実際の形を詰めていくというようなことも想定されます。それから事業化のほうでは先ほども申しましたとおり、実際に採算が合うのかどうかとかそういったことですが、これらを検討する上で必要な部分をお出しするというところで、特にそれを三菱総研さんに限

っているというような想定ではございません。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 3点お願いいたします。今ほどの18番議員の質疑とかぶりますが、21ページ最下段であります。移住定住促進事業、この調査費これはシンクタンクにどの程度いくように予定をしているのでしょうか。またほかに委託先があるのであれば聞かせてください。また、あわせましてこれとは別に三菱総研に実際に払うことになっている、確定している報酬のほう、これはどの程度見込んでいるのか聞かせてください。

2点目ですが31ページ、可燃ごみ処理施設整備事業費の中での処理設備点検委託料、期の半ばで1,600万円という数字が上がっています。普通であれば当初予算の中で十分見込める点検委託料であるわけでありまして、これは整備費を含んでいないと思っていますけれども、どういうふうな理由で発生したのか聞かせてください。

もう1点ですが37ページ、公民館のさっきの水道の件であります。減免してもらった中でこの104万円何がしという、これは一生懸命パートに勤めているお母さん方が知ったら、何と言うかということですよ。こういう職員さんのうっかりミスで本当に済むことなのか。難しい試験を通ってきている方々が、こういうことが何の処分もなしに私は済むと思っていませんが、執行部はどういうふうなお考えか、この3点であります。

○議 長 市長。

○市 長 最後のその公民館、職員の水道の件であります。減免は受けておりません。水道料については減免はしません。下水道が本来ですと水道の使用料と同じに入るわけですけれども、下水には一切流していませんので、側溝に全部出たわけです。ですので、その部分については下水道課のほうでは請求しませんということでありまして、これは全部水道料です。議員がおっしゃるとおり大変な過失でありまして、担当職員を減俸処分にさせていただいたところであります。以上であります。

確かに一般の市民感覚からすれば、またその程度で済むのかという問題もあるかもわかりませんが、故意ではないという部分も含めまして、一応考えられる最高の重い処分ということでご理解いただきたいと思っております。これは本当に私のほうもそうですし、教育長も含めて全員でおわびしなければならない事案だと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1点目のC C R C関連ですが、実際に三菱総研様のほうにお支払する金額で確定している金額、これは340万円ほどでございます。これは先ほど申しあげました南魚沼版C C R Cの基本構想の策定業務委託料ということでございます。それから、今回補正で出させていただきました分につきましては、こちらは特にまだ決定はしておりません。と申しますのは、こちらの事業、予算書にも、歳入のほうでございますが、タイプIといわれる予算になりまして、これは国の方の有識者会議の中でその事業性につきまして、先駆性ですとかそういったものを重要視しながら、検討をするということでございます。これが満額

ついてくる可能性というのは、高いとは思っておりますけれども、確定していない状況でございます。そういったことで、大まかな目安等は当方でもつけておりますけれども、なかなか具体的な内容までは協議に入れないというような状況でございます。予算がまだ通っていない状況ですから当然のことではございますが、以上です。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 可燃ごみ処理施設の整備事業の関係ですが、今回 1,600 万円という額になっておりますけれども、当然、当初において必要な点検整備を見込んでいたものと、それから現在これから本当にどれだけの整備が必要か、どれだけの点検が必要かというところを再度精査した結果、年間を通してどうしてもこれだけの整備が必要だということで計上させていただきます。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 市長答弁のその 3 点目のことですが、そうですね、まあこれを例えば広報なんかで市民に知らしめることが必要かどうか、私はわかりません。わかりませんが、本当に綱紀引き締めの中では、また減俸に限らない対応も必要かなと私は思いました。

戻りまして 21 ページのその C C R C 関係であります。三菱総研はネットで見ましたら三百数十億円の売り上げがある大企業であります。今まさにこういう移住関連の自治体、三菱総研さんもあちこち抱えているのでありましようけれども、私も市長の答弁をいただいたときですか、決してコンサルタント頼みにはしないという答弁を受けておりました。具体的な手段がこうして出てきているわけではありますが、どうもやっぱりとても行政が、確かに事業者が入ってこられるような枠組みが、一番マーケティングとかそういう事業に疎いといわれている行政が、私は責任を持ってできることはないと思っています。

そうした中で、じゃあ三菱総研以外の業務委託、これがどこを市としては想定をしてこの 3 つのチームにあっせんをするか、あるいはまたその 3 つのチームがここにじゃあ委託をしようということを査定するのか、その辺について聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 前段のその水道の件については、全く申し開きをする言葉もございません。本当に重大な過失ということでありまして、心からおわびを申し上げるところであります。今後そういうことのないように、また一層、綱紀肅正に努めるという以外にございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

後段のほうは、私が申し上げたとおりでありまして、丸投げにはしませんと。職員が相当頑張っってそれぞれ今、基軸をつくり始めているわけです。しかし、今、議員がおっしゃったように、我々で全くできない分もあります。やはりそのニーズ調査とかそういう部分については、じゃあどこの地域にどういう調査をかければいいのかというのはわかりませんから。これはやはり三菱総研さんになるか、とそれは別にいたしまして、そういう専門家の方からきちんとしたニーズを把握していただかないと、その次の事業計画というかにきちんと入れないわけですから、そうしないと事業化もなっていないということですから、これは一番重要な

ことだと思っております。

今、三菱総研さんのほかにもいろいろオファーがあったのは——幾つくらいあったのか。3つ、4つは出ているのです。我々もこういうことで例えば協力したいとか、あだとかこうだとかという話。そこにまだ我々のところは至っていませんので。ただ、本当に調査的なことだけをやる部分と、あわよくばとは言いませんけれども、自分たちもその事業体の中に入りたいのという部分といろいろあるのですね。ですから、その辺がそういう皆さんにその調査関係をまた委託していいのかどうかと、こういうこともあります。

やはりニーズ調査なんかは私は——これは私見ですが、三菱総研さんからきちんとやっていただくのが、私は一番いいと思っています。いいと思っていますが、金額的な部分やそういうことでまたどう出るのか、ちょっとわかりませんがいづれにしても失敗のないように。CCRCの有識者会議の部会に事例発表をなさというということで、私どもと山梨県の都留市の2市が招かれて行ってまいりました。その時に、石破創生大臣はこのCCRCについては、日本版CCRCは絶対失敗は許されないし、後戻りはしませんと。もう全面的にこのことを推し進めていきますから、ということで非常に強い決意もいただいたところでありますので、我々もそれに応えるべく、そして南魚沼市の将来のために間違いのない方向性をきちんと出していきたく思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私もいい方向が出たかと1年前は本当に喜んでおりましたし、こういう形で認めていただいた県と三菱総研に、私どもとしてみればこの地域の総合力を、また可能性を審査するいい機会を与えてもらったわけですからそれについては私は感謝をさせてもらおうと思っていますが、いざこれが事業化となるとやっぱり話は全く別になってきますよね。また、詳細については自分の考えの及ぶ範囲で一般質問でまたお聞きしたいと思いますけれども、本当に事業化ということはかなりかなり微妙なことです。市長として本当に考え抜いた末での対応であってほしい。知恵の本当に知恵の固まる場所でありますから、この辺を申し入れて質疑を終わります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 関連の21ページのこのCCRCの部分でございますけれども、全く私は素朴な質問で大変恐縮でございますけれども、市長のこの所信表明の中にも、特に南魚沼市版CCRCの整備を、地方創生の基軸事業として位置づけてやっていきたいというふうに明言をされております。そこで私がすごく感じるのは、このCCRC、今マスコミ等でも多く取り上げていただいて、本当に脚光を浴びている。計画の段階ですから、私どもがとやかくあまり言うべきじゃないのかもしれないけれども、やはりそこで市民の皆さんの声というものを、いろいろな部分で聞いた中で、市としてどのような状況として、声として判断をとるか、声が上がっているのかという部分を、多分聞いていると思います。そういう部分が把握している範囲の中でお聞かせいただきたいと思っております。

もう1点は市長からも200組400人、そして今後はまたそれをさらにという部分で段階的

にということでありませけれども、私がどうしてもやっぱり心配になるのは、ほかにもありますけれどもやっぱり財源の部分。この部分に関しましては地方創生の先行型の交付金に関しては、国が認めるわけですがけれども、例えば施設の整備、ハード事業面というのは民間がやるといっても全然そういうものもないわけでありませ。これは対象外になっているわけでありませ。また、例えば健康寿命を考えたとき、いずれは介護という部分がきたときに、財政的な部分をどのようにしていくかという、多分シミュレーション等は長い意味でやっぱり出ているかと思ひませ。その点、数字等を出ていましたら、お聞かせいただければありがたいと思ひませ。

○議 長 市長。

○市 長 これは市民の皆さんの声といひませけれども、今その協議会あるいは、まち・ひと・しごと創生その5か年計画の策定委員会とか、あるいは総合計画審議会とかこういふことで皆さん方の声をお聞きしているわけでありませ、それで今度はパブリックコメントに入るわけです。ですから、そういう形で市民の皆さんの声はある程度いただいている。

ただ、いろいろのネットの中で、いろいろの声が上がっています。これは全く趣旨を誤解して、年寄りだけ連れてきて老人天国にして介護保険がだめになるとか、そういうわからないでうそを言っている皆さんが大分いませけれども、実際わかっている皆さんはすばらしいことだといふ書き込みも大分出ています。ですから、とても一人一人に対して説明はできませんけれども、そういう市民の代表の皆さん、あるいは議会の皆さん——まさに市民の代表でありませから。そういう皆さん方からお声を頂戴しながらやっていくといふことでいきたいと思ひませ。

財源はいつも申し上げておりますように、このことについて市が負担をしなければならぬのは、公共部分でありませ。例えば道路が必要になれば道路、下水・上水、あるいは電気——電気は市が負担なんていふことにはならぬわけですがけれども、そういう部門です。ですから、建設に際してのいわゆる市の負担といふのは、特に我々は想定しておりませし、当然だと思ひませ。

じゃあ、200戸400人これで将来的な介護保険とか国民健康保険のいわゆる負担していただく部分と、それを使われる部分についてのシミュレーションまではやっておりませ。今はやはりある程度の20代、30代を受け入れようといふことではありませから、まあ、50代、60代前後が中心になるわけです。そうなりますと、やっぱりいろいろ言っただけそれは歳が進んでいくわけですから、そのときに特に介護保険料の負担についてはどうなるのだろうといふことで、国のほうもこのことについては協議を始めております。いわゆる居住地特例的なことをやるのか、あるいはまた別個の方法を考えるのか、その部分をそっくりその地域に全部負担をかけるといふことにはならぬと私は思ひませ、どういう形が出てくるかといふのは私どももわかりませ。

居住地特例的な介護状態になっている方をこちらへ連れてきてといふのは、これはもう全くもとの住んでいたところがその部分を負担するといふのは、これは当たり前のことですが

れども、元気でいらっしゃる方のじゃあ、10年たって介護状態になったらそれをもとの住所地で負担しろなんていったって、これはなかなかできることではないわけでありまして。その辺の部分、介護保険料の国の負担の中でその部分を国が支援してくるのか、その辺を含めてですけれども何らかの形を見いだしていかなければならないと思っております。そうならないように「ぴんぴんころり」でいきましょうということを行っているわけでありましてけれども、極力そうならないような状況もつくっていかなければならないということです。若干そういう面でのまだ基本的にこうしますという部分は出ておりませんが、私はあまり心配はしていません。以上であります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 これからということですから、市長は心配は要らないということですが、ある面ではこれから何十年とたったときの後輩というか子どもたち、孫たちの時代に――孫たちの時代までいくかどうかは、こんなことを言ったら大変失礼ですけれども、やはり一般市民の一番不安があって透明さがなくてわからない部分、不安がっている部分がやっぱりここなのですね。元気で本当に来られるということはよいことですがけれども、健康寿命と考えた場合、男は9.5年であります。女性は12.5年であります。12.3年でしたでしょうか、ちょっと前後していたら大変恐縮でございますけれども、そういうことを考えたときには、いや応なくそういう部分が出てくるわけです。マンパワーという部分も、介護の人がいないというところに来たときに、着々とやはりシミュレーションじゃないけれども、お金の部分と人の部分とをきちんとしていかないと、本当に私たち地元としていいのか悪いのか。これから議論をしていくわけでございますけれども、ぜひそういうシミュレーション等を、今後ひとつ早めに出していただいて、ご提示いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では3点お伺いいたしますけれども、今、出ています21ページC C R Cの関連でもうちょっとお聞きしたいと思います。3部会が発足しました。私も傍聴させていただきました。それに係るもろもろの各種委託料があるということですがけれども、やっぱり2,200万円というのは大きいわけですし、三菱総研だってまだ330万円ぐらいしか決まっていないという中で、2,200万円をどのように使うのかという、何らかの目星があるのであればあれですけれども、ぼんとここへ2,200万円の委託料をまだわからないけれどもというふうなので、議会議決をお願いしますと言われても、なかなかちょっと考えづらいところがあります。

そういうことの背景には、この間の会議の中へ傍聴をさせてもらいましたら、お試し居住を10月に行いますよね、そういうのも含まれているのかということです。お試し居住は10月から1週間、6泊7日で10人ぐらい。そしておひとり様5万円で格安ツアー、そして至れり尽くせりということで、こういうことをしながらデータを収集していこうということですがけれども、果たしてこれが本当にその思惑どおりなこととなるのか。会議の中でもいろいろそうじゃないだろうという話も出ていましたけれども、そういうものも含まれての2,200万

円なのかということも1点。

次が29ページですけれども、市立六日町病院事業費で。これもちょっと何かのときに私がちょっとお話を出したことがあるのですけれども、これは暫定的な病院の運営費でありまして、当初予算が多分、3億4,000万円ぐらいでしたか。それで補正がありまして、今回の2,500万円を入れますと多分4億円ぐらいになると思いますけれども、これは暫定的な中で4億円。そして先ほどの、前の議案の中でも、医療材料費も当初2,700万円から7,300万円も増えて1億円になりましたよね。そういう中で市立六日町病院を運営するに、見通しみたいなものをきちんと——暫定的なので注目度が大きいと思うのです。もし、口の悪い人はきちんと市民病院が運営というか建設が進めば、要らないことじゃないかという人もないばかりじゃないわけでして、そこら辺はやっぱりきちんとしておかなければならないという面もあると思います。ここのところの説明を、4億円もかかっていますので、もうちょっと詳しくお願いをしたいというふうに思います。

すみません、もう1点だけ。これは私の聞き漏らしかもしれませんけれども、27ページ、学童保育用の施設建設工事費のところであります。これも当初予算に多分のぼっていたその3クラブといいますか、学童保育のところに関連したと思うのですけれども、ここが聞き漏らしかもしれませんが、説明の中では場所が変更になったのだというようなことで768万円ですか、のような説明があった気がしたのですけれども、場所が変更になったということのところをちょっと補足説明をお願いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 CCRC関連で申し上げますけれども、これははっきりしていないから議会で議決ができないなんて言われますと、我々はいわゆる補助金的なものは、国の補助金は全部そうですよ。道路整備のために例えば5億円かかる、7億円かかる。その補助金を受け入れて、我々が支出をしなければならない。どこへどうするかなんて全くわかりませんから。こういうことのために使いたいんだということは、さっき企画政策課長が言っているわけです。それがわからないと言われると、我々もとてもその先が、どこに幾ら、どこに幾ら、どこに幾らあるからお願いします、なんていうことでは、まだ言えないわけですので。国のほうもそういうことできちんと交付金をよこしますと、ついては、それをまた協議してもらった中で、例えばさっき言ったりサーチ的なことに、じゃあどのくらいどうだこうだということのをこれから決めていくわけですので、それがわからなければ議決できないとなれば、予算的なことはちょっと計上できないということになるわけです。ですので、それはひとつご理解をいただかないと、ちょっと我々も困ってしまうということでもあります。あとの2点はじゃあ、担当でお願いします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 約でございますが1億円ほど、当初見積もりですが違っていたということでございます。これは6月1日から動かし始めました。一番医薬材料費で違っていたのは、用意ドンで始まる場合に、かなりの部分、1年間とは言いませんけれども、ロットがあるも

のですので、医薬材料もそろえてしまうという作業がございます。それが3,000万円強やっぱりかかる。2,700万円でしたのでまるまる6月にかかってしまったということがございます。

これにつきましては、最終的に閉院といいますか、廃院するときに市民病院に引き継ぐわけでございます。医薬材料費的には3,000万円前後になるかと思うんですが、棚卸しとして、今回補正についた分で、その分の医薬材料費が残るということになります。これを市民病院に引き継ぐわけでございます。これは薬事法で確認をしておりますが、薬を売るという行為はできないわけでございます。どうするのかというのが1つ、これから会計上の課題が残っておりますが、3,000万円前後でございますが、これは棚卸しで現品として残って、市的には市の中の物品を市立六日町病院から市民病院に動かすという行為でございますので、法律には触れないということでございます。

もう1点でございますが、麻薬があるとちょっと別ですが、麻薬は今、保管しておりませんので、3,000万円強になるかと思うんですが、棚卸しで現品として市民病院に引き継ぐという行為が出てまいります。

それからもう1点、医薬材料費で違ってきたのが、これは見込みが甘いと言われればそれまででございますが、人工透析の関係でございます。当初、古い機械といいますか、今は全く機械を入れかえまして新しい機械でやっております。かなり自動化された機械でございますが、古い施設につけた関係もあるのか、私どもの今ちょっと課題といいますか、新病院にまたそれを移設するわけですので、同じようにかかっているとなかなか大変だなというのが1点ございます。

その中で1人1回でございますが、3,000円前後の材料費が余計にかかっているというのが実態でございます。例えば水が命でございますので、フィルターをかえる回数の頻度が非常に多くなっている。試運転という具合もありますし、施設が老朽化しておりまして水の質がちょっと悪くなっているという面がありますが、1人3,000円ぐらい余計にかかっているということがございます。そうしますと100人で週3回やっております、5か月間というところ2,000万円強ちょっと足りなくなるということがございます。

これはやってみてわかったことでございますが、今度は新しい施設になりますので、この辺をどのぐらい圧縮できるかは、ちょっとまた移設をして経緯を見ないとわからないということでありまして。その辺が医薬材料費の見込みの違いということでございまして、それと小児科あたりがかなり増えたというので、材料自体を初めに買ったという面がございまして、7,000万円ぐらい掛かったということがございます。

それから、主な予定でございますが、今回の補正で出させていただきました超勤手当でございます。これはまことに恐縮だったのですが、県からの派遣職員が、医師が1人、それから看護師が8名ほど来ております。この人たちが派遣をいただいたというのが、人工透析業務をしていただくということでさせていただいております。看護師さんにつきましては、9時ごろまでに終わるといっているのでやっておりますが、当然、患者の皆さんのご都合がござい

すので、夜間透析につきましてはやっぱり 10 時半あるいは 11 時までやるという業務が出ております。これも患者に合わせるのがいいのか、ずばっと切るのがいいのかという議論もあるところだと思いますが、今のところ患者さん方に合わせてやっているということでございます。

それから、派遣をいただいている医師の皆さんにつきましては、非常勤もそうですが、超勤という格好で朝から勤務はしておりますので、それを 8 時間で先生、帰ってくれというわけにはまいりませんので、夜間透析ですとやっぱり 11 時まで月、水、金は責任を持って診なければならぬと。ご存じのように、非常に看護師さんもそうですが単価自体が我々よりも高いというのが実態でございます。特に医師の場合は高いわけでございますので、その辺がまあ一番だと思っております。

それから、委託業務も 800 万円ほど出ておりますが、これにつきましては病院を閉めるというのは 10 月いっぱい閉まるわけですけれども、当然、医事システムとかそれにつきましては、どこまで返戻に対応するかという技術的な問題があるわけでございます。県の皆さんは 6 月 1 日に締めて 10 日請求、それから 7 月 10 日請求、8 月 10 日請求、9 月 10 日請求と 3 か月ぐらいはシステムを動かしながらやるということがわかりまして、我々も 10 月で締めまして 11 月 10 日請求、それから 12 月 10 日請求、1 月 10 日請求の 3 か月ぐらいは医事システムといたしますか、システムの委託も増やしていかないと、すぐあきらめてしまうということではなくて、やはり手術などの非常に難しい、社会保険診療報酬支払基金と技術的に争う部分がございますので、恐らくちょっとした先生方のカルテ記載の書き方のミスという感じになるかと思うんですが、1 月 10 日ごろまではシステムを動かせるのは動かしていきたいということでございます。これが大体主な点でございます。以上でございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 点目の学童保育施設工事の関係でございます。説明のとおり新しくできる北辰クラブの工事の場所の変更に伴うものです。この位置の関係につきましては、紆余曲折がありまして、当初、市では現在のクラブに併設して建設がしたかったということでありまして。これは道路と近尾川の角のところの現在のクラブの並列の部分です。これだと土地の有効利用ということでそこにつくりたかったのですけれども、そこが浄化槽を撤去して地盤改良が必要だというようなことでそういう問題がありましたので、道から入ったところに当初計画をいたしました。この場所ですと実際、先ほど申しあげました浄化槽の跡で、現施設の並列の部分の空き地が有効活用できないこと、それから冬期間、駐車場の除雪の関係で不具合が生じることなどから、学校側の要望もありまして、当初の計画どおり現クラブの併設した部分、浄化槽を撤去した跡地につくろうということに最終決定しました。

そうしますと、浄化槽を撤去した後の地盤の改良、それから基礎の方法を布基礎からベタ基礎に変更すること、それから高圧線がありますので、高圧線、電話線等の切り回しが必要になってくること。それからこれはもともとあれですが、外構や消パイの復旧等も必要が出てきますので、これらを合わせて 768 万円が増加になるということでの変更でございます。

以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 後段 2 段につきましてはよくわかりました。前段の市長の答弁のところでもうちょっと確認をしたいのですけれども、確かに業務委託料ですので細かいのにあれに幾らみたいなのはなかなか出しづらい、今の段階で出ないということですのでけれども。じゃあ、この 2,200 万円というのはどういうつかみなのか、つかみでぼんと出したのか、それとも何かやっぱりそれなりの根拠が——考えですよ、細かいところでなくて考え方があってのटनाのかというところだけ確認をしたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2,250 万円の根拠ということですのでけれども、おおむねこの事業に幾らとかそういったものは、もちろん積み上げてございます。ただ、非常につかみの部分が多ございますし、あとは先ほど申し上げましたように、全額がこれはついてくるかどうかは今の時点でわからない状況であるということで、今この時点でこの場で、どういったところに幾ら幾らと申し上げるのはちょっと時期が早いのかなという気がしております。大まかなものはもちろん担当では持って、この数字を出しているというところでございます。

あともう 1 点よろしいでしょうか。お試し居住の今回のものですが、お客様扱い、いつまで至れり尽くせりでいくんだというお話が、確かに推進協議会の中でも委員からございました。状況としますと、捉え方だとは思いますが、まずはこの地域を知っていただくこと、それからこの地域に移住された後、その方が人材としてどのようなことに貢献ができる機会があるのか、それを実際に体験していただくというメニュー構成になっております。メニューはいっぱいありまして、当方で当然手配をしながら、現地もそうですけれども相手方を手配しているというふうな状況です。

至れり尽くせりというふうに見えるかもしれませんが、実際はそこに行きまして将来、移住した後は力を発揮していただく場になるのだということを見ていただくという機会です。それから例えば山登りでありまして、これは将来、自分もガイドになっていただけかどうかとか、そんな可能性を自分で確かめていただくというようなこととございます。よろしく願いいたします。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 点だけお聞きいたします。17 ページの城内診療所特別会計繰入金についてちょっとお聞きいたします。新年度が始まって 5 か月が過ぎて、まさかここへ来て繰入金が出るとは正直言って思っていなかったのですが……（「余った金を返してもらっただけ」と叫ぶ者あり）違う……（「26 年度の決算分は返してもらっただけ」と叫ぶ者あり）違いますか。そういうのだったらいいのだけれども。

○議 長 市長。

○市 長 決算が終わりまして、城内診療所の平成 26 年度決算でそれだけお金が余りましたので、返していただくと、そういうことですので。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 この繰入金が入ったと。これは非常に私はちょっと、さっき言ったけれども繰入金が入るなんていうことは、普通の今までの診療所からみるとなかなか心配していたのですが、今後、新しい市民病院ができたりして、これから城内診療所が今後うまく経営していく中で、ましてやこれは収入の繰入金が入るなんていうことは、正直言って信じられないのですが、今後の経営として大丈夫なのでしょうか。そこら辺をひとつ。

○議 長 市長。

○市 長 こういう姿だけ見ると、それほど黒字が出たかということですけども、全くそうではなくて一般会計から城内診療所に、心配で余計繰り入れていたのですね、足りないだろうということで。ですから、それがそこまで使わないで済んだということで、ただ返してもらった。城内診療所の経営については、一応、病床数をゼロにしましたので、今までほど1億円というようなことは出ませんけれども、やはりこのままですと四、五千万円ずつは一般会計から繰り入れをしていかなければならない状況ではあるようです。

ですので、それをじゃあ今度はどうするかということも、これからまたきちんとそう間をおかずに考えていかなければならない問題だと思っております、今ちょっと構想を練っているところであります。以上です。全く状況はよくありません。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 城内診療所は本当に地域にとっても大切な診療所だと私も思っています。そうした中で、これからの病院はずっと、大和病院また基幹病院を見ているんですけども、本当に患者さんがこの城内診療所をきちんと守ってやると、地域で必要だというふうに、私はそういうふうに思えないのですね、やはり。はっきり言って。これからますます六日町市民病院がきちんと新しく生まれ変われば、患者さんもやはり良いところ行く中で、診療所がきちんと運営できる体制にしていくということが、一番当然大切なことですが、そこら辺のやはり行政の指導として、きちんとやっていかれるのか非常に不安ですが、もう一度、市長お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 中之島診療所が公設民営的なああいう形で委託をしてやっているわけです。黒字を出しています。ですから、やり方で城内診療所もどんどん赤字を出していくということではないわけでありますので、今の医師、あるいは看護師、事務方の体制これらも含めて、どういう形をとっていけば城内診療所に対して一般会計のほうからそう大きな繰入金をしないで済むか。そして、何よりもやっぱり地域の皆さんが必要としなければなりませんから廃止になるわけですけども、やはり五十沢、城内この地域の皆さんは、非常にここを残してもらおうという要望は強いわけですので、医師の確保も含めてきちんとした対応を取っていかなければならないと思っております。先ほどお話し申し上げましたように、抜本的な対応をどうすべきかということ、今ちょっと副市長も含めて検討を始めたところでありますのでよろしくお願いいたします。

○阿部久夫君 わかりました。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 15 ページ、スペシャルオリンピックスのふるさと納税が 6 万円あるのですが、当初こういろいろ、このくらいあるといいなというような予算があったと思えますけれど、あと幾らぐらいふるさと納税が欲しいのかという部分と、関連になりますけれども 21 ページ、定住移住のところでございます。市長の答弁ですと、今、誰でしたか——石破大臣からも頼まれているということで、大分、みこしの上に走り出しており、例えば民間が手を挙げなければやめるというようなことを答弁でおっしゃっていたと思えますし、当初の考えですと 60 歳以上でお金持ちで元気な人が来ると言っていたのですけれども、今は大分 50 代も来るみたいな話も言っているわけです。このたびの補正でここまで上がってきまして、400 人が来るのに対してもう 100 万円ぐらい多分、割り算からいうと金額が掛かっているんじゃないかとは思っています。

この補正もそうですし、当初予算もそうですし、市の職員や市長がいろいろのところに動いて行って仕事をしているということになると、400 人が来るのに対して 1 人当たり 100 万円ぐらいの予算なのかなと思っています。国からのお金といっても、我々も国民であり国税であるわけですので、しっかりこれ見極めたときで、だめなときはそのみこしからおりる勇氣があるのかというか、そういうことをお聞きしたいと思えます。

もう 1 つ、25 ページの交通安全対策費で、お年寄りの免許の返還というかがあります。こういうところで、幾つぐらいの人が大体返しにきているのかとか、また介護をもってその家の人が返しにきているのか。非常にやっぱりお年寄りになりますと思っている以上に、耳の聞こえや目が悪くなってきまして、また、もらい事故等もあるので、非常にいっぱい思ったよりも来たということですが、どういふ方が来ているのかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 スペシャルオリンピックス用のふるさと納税の件ですが、これは県のほうの事務局の今までの実績と、新潟でやる場合の部分について伺っております。大体南魚沼市で 400 万円から 500 万円。新潟市のほうはもうちょっと多いのかもわかりません。それを見込んでいます。大丈夫ですかと言ったら、まず大丈夫だと思いますという話はされました。だけれども、今はまだこんなものですから、これからどうなるのかわかりませんが、そんな話でありますので、それを目指しているということでもあります。

CCRC につきましては、50 代、60 代の人を中心になるだろうということを申し上げまして、50 代がまた急にいっぱい増えたなんていうことを申し上げたつもりではありません。50 代の後半の方もリタイアをするという方はいっぱいいらっしゃいますので、そういう皆さんも含めてということでもあります。

それで、これ事業化が無理であればすぐおりますよ。別にみこしに乗ったわけではありませんから、私は。ですから、もうだめだというのであればすぐおります。調査費やそういう

ことはいろいろかかりましたけれども、これはやはり地域の活性化を目指す意味で、むだな投資だったとは思っておりません。あの道、この道、それぞれの道を模索するわけですので、これはお許しいただきたいと思っております。

400人で1人100万円といえば4億円かい……。そんなにかからないだろう、まだ。4億円なんてかけていませんよ。そんなばかなことはない。それはそれで結構ですけども。

〔すみません、俺の計算違いでした。〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 免許証を。

市民生活部長。

○市民生活部長 どのような方が返納されているかということですが、一番多いのが76歳から80歳で、約30%の方がこの年代になっております。65歳から80歳で約56%、80歳以上で45%ということになっております。当然のことながら、現役で運転をされている方という条件はついておりませんので、もしかすると、このところ乗っていない方が含まれている可能性は十分にあるかと思えます。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ふるさと納税はわかりました。当市で行うことなので、ぜひ市長からもいろいろな場でこれを広めていただきたいと思いますと思っております。

移住定住の数字間違いは申しわけございませんでした。非常にそのおりの勇気があるということを知って安心しましたし、市長はでも大分自信満々に言っているの、どこかもう民間が手を挙げているあたりを知っているのかなとか、大分模索しているのかなというふうにもとれたので、おりの勇気があるということでもわかりました。以上です。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 C C R C 関連のお試し移住の件です。永井家はこの10年、移住定住が大変はやっておりまして、私は南魚沼に、弟は仙台に、両親は東京から高崎に移住をして、今は定住をして永井版C C R Cというのをやっているのです。その永井版C C R Cの中で、正直、動機がまずあった上で10か所回りました。高崎、安中、水上、所沢、沼津、熱海、小田原、藤沢、那須、鎌倉といろいろ回って、実際、定住にかかるまでに2年かかったわけです。

その2年の中でかなり重要な部分として、そこを本当に、ついの住みかとして考え得るのかというところで、C C R Cの失敗というのは恐らく移住しにきたのだけれども、帰ってしまったというパターンが失敗なわけです。先日の人口減少特別委員会の中で配られた資料の中に、人口流出する場合のほとんどの理由が、自然環境だったわけです。特に雪だったわけです。その雪の時期にお試し移住をするという計画を持ってこない限り、恐らくうまくいかないんじゃないかというふうに思うんです。今後、厳しい環境の中でのお試し移住は、秋以外にも考えていらっしゃいますか。

○議 長 市長。

○市 長 お試し居住は今10月と、前にも確か1月、雪のさなか、この2回を計画しています。やはり実態を知っていただかないと、今おっしゃったように、来てはみたけれど

も、とても冬がだめで帰ったと、こういうことになりかねませんから。ただ、雪、雪と言いますけれども、今、公道いわゆる社会的な資本の部分については、雪で困っているということはほとんどないわけです。除雪はこのぐらいきれいに行き届いているところはありませんから。

そうなりますと、あとは自分の住むところ、あるいは屋根雪とかそういうことをどうやっていくか、そのことと、これだけやはりどんよりとした空で、青空のほとんど見えない3か月、4か月を過ごす、その中の気持ちの持ち方ですね。そういうことがちょっとこう問題になるかなという気はしております。

ですから、まずその冬の、真冬の中においでいただいて、その雪の実態をいいところも悪いところも見てくださいということでもあります。1月にまた募集をしますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 もう1回。雪の中もやるというのは、まあ一安心ですけれども、今ちょっと、これだけの社会資本の中で雪がそれほど苦じゃないというふうに言っている中で、アンケートをとった流出するほとんどの理由が、40%雪とかそこら辺の問題というものの整合性はどうやって説明するのですか。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 転出される原因に、雪が、不安も含めて負担が多いということで上げられているのは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、この部分は恐らく雪に対しての便があまりよくない住宅に住んでいらっしゃるとか、十分な解決が得られていない状況ではないかと思えますし、地域の皆さんの中でそういう思いがあるというのは、その分の負担感が多いせいだとは思っております。ただ、その辺は都会の全く雪のないところからいらっしゃいますので、何らかの形で解決して不安を取り除いた形で、お住まいのほうも提供させていただくというような形になると思っております。以上です。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 最後にしますけれども、私は研究者なので、はっきり裏づけのあるデータ以外は信じられない部分があるのですけれども、雪が困難だった住宅だろうというところまで調査は至っていないということですよ。であるならば、その調査費を使って今後、そこら辺の正確な調査をした上で整合性をとって、つなげていってもらえたらなというふうに思います。終わりです。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 1点だけお伺いします。ページ13の歳入のほうと、あわせて同じことですが、33ページの商工費のほうに出てきておりますが、地域経済循環創造事業交付金5,000万円というのが出ているわけですが、これがちょっと説明はいただいたかなんていうふうに感じたのですが。どうもちょっとこの5,000万円の、これは事業ですのである程度決定しているのであれば、またその辺をお聞かせいただきたい。ちょっとしゃべりにくいのであれば、

またそれで結構ですが、もし内容的にあれでしたら説明をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 これは2度ほど説明したわけでありますが、そういうことで補助金申請をしたのですけれども、事業の内容が認可にならなくて、もう採択できませんという通知が来ましたので、さっきから言っていますように、もうこの5,000万円はまたいずれかの補正の中で減額をさせていただかなければならない。

市内の優良企業がある事業を興したいということで、その該当になるだろうと我々も一緒になってやったのですけれども、ちょっと企業の内容が良すぎたのかもわかりません。補助金なんてなくたってやれるじゃないかとかいろいろあったのかもわかりませんが、いずれにしてもちょっと不採択になりました。ですので、これはまあ1回はまたゼロになりますので、申しわけございませんがご理解いただきたいと思います。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 市長の答弁のとおりだと私も思っておりましたが、総務部長の説明の過程で、どうも私が聞き逃してしまったのかなんて思っていたので、よくは理解しております。終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 32ページの商工費の関連でお伺いをしたいのですけれども、六日町観光協会のことであります。六日町地区の街づくり協議会の事務局を観光協会が受けている。事務局員の給料は出ているわけです。年間百四、五十万円。この給料は、もしもその特定の方に出ているのであれば、ずっとそこにいれば問題はないのだけれども、ある方が兼業をしていて、あれもこれもやっている中でそういう事務局員を受けているという実態があるとすれば、これは問題ではないかなと思います。そこら辺を詳しくお聞きをしたい。

もう1点はこの六日町観光協会が市の後援を受けて、子ども自然体験キャンプというのをやって、その中で八海山で小学校5年生の女の子が100メートルほど滑落をしたと。たまたまけがの状況は頭を切るだけであったというのがありました。そこで、引率として非番であった南魚沼署の消防署員の2人がボランティアとしてついて行ったというようなことがありました。そうすると、学校事業であったり地区事業であったり、営業を伴わないところにボランティアとして行くのであれば、事故に遭ったのは申しわけないと思うけれども、それはいいことをしたなど。営利事業をしているところに消防署員が非番であっても、ボランティアとしてついて行ったということについて、問題はないのかということをお聞きをしたい。

もう1点はコンテンツ・ツーリズムであります。本気井と書いてマジドンと読むということで、ちょっと大盛りのどんぶり物をやっていらっしゃるということです。コンテンツ・ツーリズム学会という中に、うちの商工観光課長が常務理事と、産業振興部長が理事と、観光交流班から1人職員が理事と3名が出ているわけですが、この中でやられたことでありましようけれども、あのパンフレットの厚いやつを見ました。どうも聞くと200万円もかけてつくったらしいということです。そうすると、それを何部つくって、どこに置いて、どうい

ふうに宣伝をしようとしたのが、なかなかわかりづらいという部分もありますよね。

私は湯沢駅へ行くとよくフリーペーパーを見るのです。あれはそこに載せたい方がお金を払ってつくって、持っていく方は無料であると、駅の観光案内所に置いてあるわけです。そういうふうなやり方で、広く多くの方に見ていただきたいという宣伝力を持つのであるならば、そういう方法もあったわけです。そうすると、このやろうとしていることは悪いことではないけれども、宣伝の仕方として果たしてこんなもんでいいのかなという思いがあったので、ちょっと内容をお聞きしたいという以上3点であります。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1点目の六日町観光協会様のほうで、地域づくり協議会の事務局を受けているという点でございます。地域づくり協議会の事務局につきましては、通常ですと事務局長の人件費を直接その方にお支払するという形が一般的でございますけれども、この六日町の地域づくり協議会の場合は、地域づくり協議会の事務局の業務そのものを六日町観光協会のほうに委託という形をとっておりまして、特定の方に支払うという形をとっておりません。したがって、おおむね、どなたが対応しているというのは実際には決まっていますけれども、その方が常時そこにいなければいけないとか、そういうことではないという形態になっております。以上です。

○議 長 市長。

○市長 六日町観光協会主催ということでありまして、営利といえば営利ですけれども、これは観光全般の中でありまして、それで消防職員がそこにボランティアで行って、ボランティアですから当然無償だと思いますけれども、報酬をもらっているわけでは私はないと。そうではないでしょう……（何事か叫ぶ者あり）ですから、観光協会を営利企業として捉えるならば——我々はだって観光協会に補助を出しているわけですから、営利企業に補助を出すなんていうことは普通ありませんよ、運営費も含めて。だから、観光協会を営利事業なんていうふうに捉えないでもらいたい。ですから、私は特に問題はない。しかも、そういう形できちんとボランティアとして市の観光振興に寄与しているということであれば、逆に褒めてやりたいということだと思っております。

本気井については、これは何百万円かかったか、百何十万円、二百万円かかったか。非常に好評です。すごく好評でありまして、どういうふうにごに置いたとか、そういうことについては担当のほうで説明いたしますけれども、よろしく願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本気井のパンフレット等につきましては、例えば市の観光協会、あるいは駅、あるいは十日町さんのほう等々、あるいは私どもがいろいろなイベントで首都圏に観光協会のほうで参ります。そういったときにそこで配布をするというようなことでもありますし、このパンフレットのほかにも十日町市のほう、例えばたまたま今回は大地の芸術祭にあわせて、お客さんを市のほうにも呼び込もうというようなことでの内容でやっておりますので、向こうのほうのエフエム関係のそういったいわゆるフリーペーパーといえますかにも

掲載をさせてもらったりとかということで対応しております。以上です。

部数のほうについてはちょっと確認をさせていただきます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、街づくり協議会の事務局員ですけれども、ということは事務局員というのは朝9時から5時までその事務局に勤めているから、1人の人で百四、五十万円というそういう人件費を出しているのではなくて、兼業していい、兼任していいのだったら誰でもいいということですか、そういう見解ですか。そういうふうになってしまう。それはちょっとおかしいでしょう。やっぱり朝9時から5時まで、六日町地区であれば35だか38の行政区があると、非常に多いわけです。いろいろなことがあるわけです。そうすると、兼任していいというのであれば、百四、五十万円なんて給料はいるのですか、ということですよ、ほかの地区はそこで専門でやっているわけですから。そういうふうな考え方が出てくるわけですから、ちょっと私はおかしいなというふうに思います。

それから、消防職員がボランティアで無料であったと、褒めてやりたいということでありまますけれども、参加している親御さんたちは、消防署の職員もいますねと。それから、どうも山岳救助隊の方たちも2人ほど一応ボランティアで行かれたみたいですが、もし、大事故が発生したときに、では消防署員がいるから安心だ、山岳救助隊員がいるから安心だといって保護者の方が思ってこられたとしたら、今度はボランティアなんていうレベルじゃなくなってくるわけです。

そうすると、そういうようなあり方であるとすれば、ちょっとこのツアーを組むということについてもやっぱり専門のガイドを雇うとかと、そういうような指導を市がしなければならぬのではないですか。たまたま今回、大きなけがでなかったからよかったようなものの、非常に危ないことであったなど。ただ、田舎体験ツアーということで非常に好評であるということは聞いております。宿泊の方たちも聞いている。しかし、一步間違えれば大変なことが起きたかもしれない。そうすると、やっぱりそういうところはきちんとやるべきではないのですか、ということでもあります。

それから本気井のほうですけれども、パンフレットは何部ぐらいということで、ということは、個人負担なしで全部つくってあげて、やりましょうということでやられたということですね。

○議 長 市長。

○市 長 地域づくり協議会の事務を、私どもは9時から5時まで勤めなければだめだなんていうことは一切申し上げておりません。それはそれぞれの地域の中で、全体で協議をしてこうしてください、ですからこうしますということをやっているわけで、六日町地域の地域づくり協議会は、六日町観光協会に簡単にいえば委託をしたということですから。それはほかの地域の皆さんが、誰かに委託したらそれで結構ですよ。別に9時から夕方5時まで勤めてもらう人でなければ雇ってはならないとか、委託してはならないなんていうことは一切言っていないから。その業務をきちんとやってさえいただければ、我々がそこまで

あれはだめだ、これはだめだということを申し上げるつもりは全くありませんので、特にこれは瑕疵はないものだと思っております。

それから、そのボランティアですけれども、湯沢ではああいう形で河合塾が連れてきた方が亡くなりました。うちもこういうことがあったわけですから、参加する際に保険も含めて一応のことは全部やっているわけです。ボランティアでやりますと。だってボランティアを募ってきていただいたときに、例えばあなたは消防職員だからだめだとか、あなたは救助隊員だからだめだなんていうことは言いませんから。それはボランティアで参加していただく方は、それはそれで私は結構だと思う。

ただ、安全面について、十分な配慮はしなければならないというのは、これはボランティアであろうがなかろうが同じことですから。専門のガイドと言ったって、八海山をよくわかっている専門ということになりますと、消防署員とか山岳遭難救助隊員の皆さんが一番ですから、それ以上よくわかっている方なんてあまりいませんので。ここに一人議員でいるかもわかりませんが、それはまあわかりませんが。そういうことですので、そのことを問題視されるということになりますと、これはじゃあ、職員にはボランティアに参加してもっと皆さんに貢献しなさいということを常に言っているわけです。そういうことで貢献しようと思っているのに、そんなことをすればまた議会でいじめられたなんていう話では、とてもこれはだめですから、私はそれについて全く問題がない、ボランティア参加をしていただいて、これはよかったです。だから褒めてやりたいと申し上げたところであります。

本気井については、地域のいわゆる皆さん方が、南魚沼産コシヒカリを本気になって、今までなんていうか新米キャンペーン的なことで牧之通りのところで俵を積んで出たというようなことで終わっていたのですけれども、本気で自分たちの中でやっぱり売り込んでいきたいと。そして、具が自分の店の特徴ですね、そういうことも売り出したいということですから、それは当然、毎回、市がやることではありませんけれども、1回ぐらいはそういうことで市でも支援をしながら、一緒になってそれぞれの産業の振興と、南魚沼産コシヒカリをもっともっと売り込んでいきたいと思いますということで始めたところであります。

ですから、これが毎年、毎年パンフレットをつくって継続するというものではありません。あとはまた事業者の皆さんでいろいろ相談をしていただくことでありますけれども、ただ、このパンフレットの評判は抜群にいいと。食べてみてどうだというのはまだ聞いておりません。パンフレットの評判は非常によく、隣の市の市長さんもすごいと褒めていただきました。状況としてはそんなところです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本気井のパンフの件ですけれども、1万部を作成しているということでございますし、これはまあ実際、作成しているのはコンテンツ・ツーリズム協議会ということで、先ほど議員の学会という話でしたけれども、いわゆる市の協議会ということで、そちらのほうがつくっているということで、これは全額、この1万部については予算の中でつくっているということでございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点だけ、ガイドの部分でありますよね。やっぱりその市のほうの考え方として、この八海山登山ですよ。八海山登山というとやっぱりゴンドラで行って、あとは横に行くだけだと軽く考えているのではないのでしょうか。ところが、あそこはやっぱり本格的な登山コースですよ。どうみたって危ないんですから。そういうような認識がもしもこの観光協会になかったとするならば、やっぱりそれは安全に対する意識がちょっと薄すぎるということですよ。

必ずしもボランティアが悪いとは言ってはいません。ただ、そういうようなどこに連れて行くかというこの状況をよく見て、やっぱり安全に対して非常に細心の注意を払ってやるというふうな姿勢がなければ、これからいろいろな自然を使ったツーリズムが出てくるでしょう。そういったときに、市のほうの安全対策と申しますか考え方として、どうなのかということは何問われているのだというふうに私は思っているのです。

ですので、たまたまこういう事故が起きたので、まさかああいうところを子どもたちが、都会から来た子が横に行ったり来たりしているとは思わなかったわけです。ですので、今後やっぱり市のほうの観光戦略として、こういう部分は当然生かしてこなければならぬ。その面で安全面としてどうなのかということについて、やっぱり徹底的に議論をしていただいて、万全とは言いませんけれども、考えられることの最上の安全策をとっていただきたい。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります

○議 長 採決いたします。第83号議案 平成27年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第83号報告は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第92号議案 工事請負契約の締結について(公大処第1号大和クリーンセンター汚泥処理施設更新(機械設備)工事請負契約について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第92号議案につきましてご説明を申し上げます。本議案は平成27年8月10日制限付き一般競争入札に付しました、公大処第1号大和クリーンセンター汚泥処

理施設更新（機械設備）工事につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定いたします、予定価格1億5,000万円以上の契約であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案1ページをごらんください。1の契約の名称は、公大処第1号 大和クリーンセンター汚泥処理施設更新（機械設備）工事でございます。2の契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は2億2,356万円で、4の契約の相手方は東京都中央区に本社を置きます、株式会社 石垣でございます。

続きまして議案資料でございます。

3ページ、4ページが建設工事請負仮契約書の写しでございます。仮契約日は平成27年8月10日でございます。工期は平成29年1月31日まででありまして、当初予算で議決をいただきました債務負担行為によりまして2か年の継続事業でございます。

5ページが入札調書でございます。入札に当たりまして南魚沼市の水道施設工事の入札参加資格者名簿に登録され、水道施設工事における総合評点値が900点以上で、かつ建設業法における特定建設業の許可を有していること、平成11年4月1日以降に下水道法に規定する、終末処理場の機械設備の新設、増設または更新工事を元請として完成させた実績を有すること等の参加要件として公告をいたしております。

ごらんとおり入札参加者は1社でございましたが、一般競争入札は入札参加資格を満たしているもので、入札参加意欲のあるものは誰でも参加できるものでありまして、どの程度の入札者があるかは入札までわからないわけでありまして、工事概要や入札参加資格は公告により明らかにしておりまして、入札意欲のあるものの入札の参加機会を確保されており、入札参加者が1人であっても入札における競争性は確保されているとして、入札の実施は差し支えないものとされておりまして。

税抜き価格2億700万円での落札でございます。予定価格、制限価格はごらんとおりでございます。落札率にして94.98%でございます。

6ページが契約相手方の概要でございます。実績としてはまだ記載はされておきませんが、平成26年度に2か年の継続事業として県の流域下水道六日町処理場の更新工事を受注しております。

7ページが工事概要でございます。そのほか一般平面図、断面図及び各階平面図を添付してございます。赤で表示されている部分が今回の更新の対象設備等でございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。7ページ工事概要につきまして説明をさせていただきます。本工事は汚泥処理設備の老朽化に伴い、立案されました長寿命化計画に沿って更新工事を実施するものであります。なお、全ての機械設備において平成27年度は工事精査期間となり、現地設置作業は平成28年度となる予定でございます。

4の概略フローに水処理の工程が記載されております。流入から始まりまして、いろいろな処理を経由したしまして放流となりますが、最終沈殿池から分岐しまして汚泥処理となり

ます。この処理の中の二重線で囲っています汚泥脱水機関連の機械設備につきまして、更新を行うものでございます。

場所につきましては、9ページの一般平面図をごらんください。今回、更新の対象となる汚泥棟を赤の網かけで表示してございます。7ページに戻っていただきまして、今回更新いたします7の主要機器について概要をご説明申し上げます。最初に汚泥脱水機は図面13ページであります。ベルトプレス型から濃縮機構付スクリーンプレス型に更新します。密閉性が高くなり臭気の抑制とともに脱水性能の向上も期待できます。脱水ケーキ搬出コンベアと脱水ケーキホップも13ページ同じ図面にあります。ケーキ排出コンベアはベルト型からスクリーン型となり、密閉性が向上し臭気も抑えられます。また、今までよりコンパクトになりますが、搬送性能は向上いたします。ケーキホップは脱水ケーキを一時的に貯留する機器であり、更新をいたします。

薬品溶解供給装置は12ページの図面、1階となります。今までの幾つかの装置の組み合わせで構成されていたものから、ユニット化された機械となりコンパクトになります。また、これまでの2時間の溶解時間が10から15分程度と短縮されます。

ろ布洗浄ポンプは図面11ページ、左の地下1階になります。脱水機用の洗浄水ポンプであります。今回、更新となりますスクリーン型脱水機は、ベルト型に比べ必要水量が減るため、容量を変更して更新をいたします。

給水装置も11ページ同じところになります。洗浄水や冷却水、雑排水などを供給するポンプになります。汚泥供給ポンプは重力濃縮汚泥を脱水機へ供給するためのポンプであります。以上、更新する機械設備の概要でございます。

なお、本件に付随する電気設備の更新工事も同日入札を実施しております。公大処第2号大和クリーンセンター汚泥処理施設更新（電気設備）工事につきましては、同じく1社の応札となり、契約金額1億3,284万円、落札率98.19%であきら工業・小島・関特定企業共同体が落札をいたしておりますので、ご報告申し上げます。

以上で第92号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっとお聞きしたいのですが、今回は入札が1社だったということで、問題ない、問題ないと繰り返し言っていますけれども、それでもやっぱり1社だったということは、逆になんかこの会社しか入札できないような特殊な仕様にしたのかどうかというふうにも見たり、うがった見方もちょっとできるようにも見えてしまうんですが。それとあと石垣ありますよね、この更新する前の施設はどこが搬入していたのか、そのところをもしわかれれば教えていただければと思います。以上、2点。

○議 長 企業部長。

○企業部長 今回の脱水機の更新でありますけれども、私どものほうで入札時に製品の規

定はしておりません。けれども、脱水機自体が汎用品ではありませんので、非常に需要が少ない機械というようなことで、ある程度、業者のほうは絞られるというふうな格好になりますので、そういった結果、入札者が1社であったというふうな格好だろうと思っています。では、2点目については課長よりご答弁申し上げます。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 更新前の以前の脱水機でございますけれども、同じく石垣製でございますけれども、納入業者がちょっと違まして、オルガノという会社が納入しておりました。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 歳は取りたくないもので、聞き漏らしたのですけれども、一応制限がついているわけですが、その制限というのは何だったかもう1回聞かせてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 制限付き一般競争入札という「制限」という部分ですけれども、これは入札参加要件という部分でありまして、水道施設工事における総合評点値が900点以上で、かつ建設業法における特定建設業の許可を有していること。それと終末処理場の機械設備の新設、増設または更新工事及び中継ポンプ場の更新工事を元請人として完成した実績を有すること。あと、主だったところでは国の国家試験を受けた監理監督の資格を専任でやること等の、ほかにも若干いろいろ条件があるのですけれども、それを制限付きという形で言っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大きい仕事でありますから、1社しかどうも来ない。市のほうで業者さんを、こういう条件にかなった業者さんは、今の課長の答弁どおり前回の納入業者は別だったということであれば、確か複数あってもいいんですよ。複数あるかと思うのですよ。そういうところへ当然どうだいと言って通知はするわけでしょう。今回はどの程度、その辺は何社ぐらいこちらから通知を出して応札を促したかちょっと聞かせてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 入札参加要件の中の水道施設工事における総合評点値が900点以上の業者、これは市に入札参加申し込みをしている業者97社が該当いたしております。そのうち市内の営業所などがある業者は4社となっております。ただし、そのほかの要件であります、終末処理場の機械設備の新設、増設または更新工事を元請人として完成した実績を有することや、施工に必要な国家資格を有する監理技術者を専任で配置できることなどを満たす業者がこのうちに何社いるかは、事前に把握することはできません。よって、実際、参加可能業者は何社あるかというのは不明で、参加してもらって初めてわかるというのが一般競争入札ということになります。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私はこういう公共事業の発注といいますかこういう入札について、全く知

らないものですから。ただ、市としての利益を考えますと、やっぱりある程度競争があったほうがいいわけですし、事前にそれに該当する業者を、積極的に行政のほうで抽出しながら、案内を出しても私はいいような気がするのですが、その辺のことについて市長はどうお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 我々はその点数がどうだとかこうだとかなんていうところまで、まあ、ここに指名願を出している部分についてはそれはみんなわかっているわけですけども、そういう中で今、部長が言ったように、全ての条件を全部満たしているか否かというのを、我々が調べるといことはなかなか難しいことでもありますから、こういう条件のもとにどうぞ皆さん、参加してくださいということをやります。

ですから、それがいいとか悪いとかの議論でなくて、本来であれば当然、複数が競っていただくというのが一番のいい方法といいますか、その結果としてよくなるかどうかは別にしてそれでありますから、本来1社というのはあまり我々も歓迎するところではありませんけれども、こういう入札制度の中でやったということをご理解いただきたいと思っております。

ですから、複数の皆さんが競い合って入札をしていただくということが、ベターであることには変わりはありませんので、そういう方向が出るようにまた何らかの改善しなければならぬところがあれば、改善をしていくということをご理解をいただきたいと思っております。

○中沢俊一君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります

○議 長 採決いたします。第92号議案 工事請負契約の締結について 公大処第1号 大和クリーンセンター汚泥処理施設更新（機械設備）工事請負契約については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第92号報告は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は9月2日水曜日、あす午後1時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後6時40分〕